

JAUW 全国セミナー 2019

教育・ジェンダー・共生

—あらゆるハラスメントを乗り越えるために—



一般社団法人 大学女性協会
Japanese Association of University Women



登壇者プロフィール

勝又 幸子 氏 静岡支部会員、ヒューネットアカデミー代表理事

1957年静岡市生まれ。国際基督教大学行政学修士。元厚生労働技官（社会保障財政・障害者政策）。2017年ヒューネットアカデミー設立。マイノリティーの社会参加や人々の小さなアイデアや創造力を社会で活かす活動をしている。重度障害をもつ女性の訪問介護者でもある。大学女性協会調査・研究委員会委員長。

中田 慶子 氏 長崎支部会員、NPO 法人 DV 防止ながさき理事長

1949年生まれ。長崎市出身。東京女子大学卒業。東京都で心理技術職として勤務。1987～89年ノルウェーに滞在、男女平等社会に刺激を受けた。1991～1999年東京都府中市市議会議員。2002年DV防止ながさき設立。被害者の中長期支援、DV予防教育、母子支援に力を入れて活動中。暴力を選択しない社会をめざしている。

角田 みどり 氏 岡山支部長、NPO 法人岡山立志教育支援プロジェクト理事長

1948年生まれ。岡山市出身。岡山大学教育学部卒業。市内小学校校長を2校経験し、その間、岡山市教育委員会にて課長・部長職を歴任し、主に教育改革を担当。退職後は、中国短期大学教授として、保育士・幼稚園教諭の養成に携わった。その傍ら、幅広いテーマでの講演活動を続け、NHK岡山ローカルTV番組のゲストコメンテーターとしても、4年間出演した。

中島 美那子 氏 茨城支部会員、茨城キリスト教大学教授

茨城県生まれ。茨城大学教育学研究科修士課程修了。心療内科カウンセラー、スクールカウンセラー、市町村保健センターでの発達相談員などを経て、現在は茨城キリスト教大学教授および同大学「カウンセリング子育て支援センター」の子育て支援室長。専門は発達心理学、保育臨床学。現在大学では、教養科目「ジェンダーの現在」も担当している。

鈴木 千鶴子 氏 長崎支部会員、CIR 担当理事

- 平田 恭子 氏 東京支部会員
青木 怜子 氏 東京支部会員、元 IFUW/JAUW 会長
穂田 信子 氏 神奈川支部会員、広報委員会委員長
藤谷 文子 氏 東京支部会員、事業担当理事
中山 正子 氏 東京支部会員、監事

上野 千鶴子 氏 認定 NPO 法人ウィメンズアクションネットワーク理事長、 社会学者・東京大学名誉教授

富山県生まれ。京都大学大学院社会学博士課程修了。平安女学院短期大学助教授、シカゴ大学人類学部客員研究員、京都精華大学助教授、国際日本文化研究センター客員助教授、ボン大学客員教授、コロンビア大学客員教授、メキシコ大学院大学客員教授等を経る。1993年東京大学文学部助教授（社会学）、1995年から2011年3月まで、東京大学大学院人文社会学系研究科教授。2012年度から2016年度まで、立命館大学特別招聘教授。2011年4月から認定NPO法人ウィメンズアクションネットワーク（WAN）理事長。

専門は女性学、ジェンダー研究。この分野のパイオニアであり、指導的な理論家のひとり。高齢者の介護とケアも研究テーマとしている。

城倉 純子 氏 茨城支部会員、調査・研究担当、生涯学習事業担当理事

1948年茨城県生まれ。獨協大学外国語学部フランス語学科卒。出版社仏語翻訳助手。茨城女性海外セミナー、文部科学省事業「女性の長期派遣：EU諸国の女性の現状を探る」で海外研修。2000年世界女性会議参加後DV被害者支援団体設立に参加。放送大学茨城キャンパス「DV被害者の心理」担当講師、相談員、市教育委員会委員長。2013年CSW（第57国連女性の地位委員会）フォーラムで「日本のDVの現状と課題」スピーカーを務め、以後4回連続参加。現在大学非常勤講師としてジェンダー論、女性学を担当、女性の生きにくさを追究。



2019年度 一般社団法人 大学女性協会 全国セミナー

教育・ジェンダー・共生

—— あらゆるハラスメントを乗り越えるために ——

日時 : 2019年10月19日(土) 13:30 ~ 10月20日(日) 16:30

会場 : 独立行政法人 国立女性教育会館 (NVEC) 研修棟 2階大会議室

〒355-0292 埼玉県比企郡嵐山町菅谷 728 番地 Tel : 0493-62-6711

主催 : 一般社団法人 大学女性協会

プログラム

----- 第一日 2019年10月19日(土) -----

開会	13:30	挨拶	会長 鷺見八重子	総合司会	副会長 牧島悠美子
発表・報告	13:50~14:20	1. 全国調査(中間報告) —外国にルーツのある住民と多文化共生の取組—			
	14:25~14:55	2. 地域でのDV、ハラスメント、性暴力防止にどう取り組むか			
	15:00~15:30	3. 岡山市の女性と男性 —ジェンダー統計から見えてくるもの—			
	15:50~16:30	4・1. 家庭科教員免許取得志望大学生の学びとジェンダー観			
		4・2. 家庭科教員への調査から見える現状と課題			
	16:35~17:00	5. GWI ジュネーヴ世界大会参加者による報告			
	18:00~20:00	(食堂へ移動) 夕食・懇親会			

----- 第二日 2019年10月20日(日) -----

	10:00~12:00	分科会	(教育/ハラスメント/共生)		
	12:00~13:00	昼食			
	13:00~13:05	挨拶	会長 鷺見八重子	司会	副会長 加納孝代
	13:05~14:10	基調講演	上野千鶴子さん		
	14:20~15:20	リレートーク		コーディネータ	副会長 加納孝代
			上野千鶴子さん、中田慶子さん、中島美那子さん、城倉純子さん		
	15:25~15:45	上野千鶴子さん著書販売 & サイン会			
	15:50~16:30	分科会まとめの会		司会	奨学事業担当理事 窪田憲子
閉会	16:30	挨拶	副会長 牧島悠美子		

大学女性協会 全国セミナー 開催趣旨

女性に対するセクシャル・ハラスメントやDVなどの性暴力、職場や教育現場でのパワー・ハラスメントやいじめ、障がい者や児童への虐待が跡を絶ちません。それどころか年々増加している感さえあります。ハラスメントを受けた被害者が苦しむことは言うまでもありませんが、じつは加害者も不幸であるといわれます。人間であれば誰も穏やかで幸せな日々の継続を願うはずであるのに、その幸せを破壊するハラスメント行為が、同じ幸せを願っているはずの人間によってなされる、というのは究極の矛盾です。その根底にはいったいどのような原因がひそんでいるのでしょうか。

人類史上の最大の問題と言えますが、目の前の壁を一箇所でも破り、硬直している足を一步でも踏み出すところから、この課題に立ち向かってゆければ、と思います。

目次

2019年度全国セミナー はじめに	1
一般社団法人 大学女性協会 会長 鷲見 八重子	
第一日 2019年10月19日(土)	
中間報告 — 外国にルーツのある住民と多文化共生の取組 —	2
調査・研究委員会委員長 静岡支部 勝又 幸子	
地域でのDV、ハラスメント、性暴力防止にどう取り組むか	8
長崎支部 中田 慶子	
「岡山市の女性と男性」 — ジェンダー統計から見えてくるもの —	14
岡山支部長 角田 みどり	
家庭科教員免許取得志望大学生の学びとジェンダー観(平塚) 家庭科教員への調査から見える現状と課題(中島)	20
旧教育委員会委員 茨城支部 中島 美那子/大阪府立大学大学院学生 平塚 裕子	
GWI ジュネーヴ世界大会 参加報告	26
CIR 担当理事 長崎支部 鈴木 千鶴子ほか	
第二日 2019年10月20日(日)	
分科会 1 「教育」	33
リーダー 茨城支部 中島 美那子/サブリーダー 東京支部 坂上 栄美子	
分科会 2 「ハラスメント」	38
リーダー 長崎支部 中田 慶子/サブリーダー 長崎支部 梅田 和子	
分科会 3 「共生」 — 外国にルーツのある子どもの日本語教育 —	44
リーダー 静岡支部 勝又 幸子/サブリーダー 茨城支部 城倉 純子	
基調講演	
教育・ジェンダー・共生 — あらゆるハラスメントを乗り越えるために —	51
認定NPO法人ウィメンズアクションネットワーク理事長 社会学者・東京大学名誉教授 上野 千鶴子	
リレートーク	59
上野 千鶴子/中田 慶子/中島 美那子/城倉 純子/加納 孝代/牧島 悠美子	
全国セミナーを終えて	65
企画委員長 加納 孝代	
アンケート結果報告	66
2019年度全国セミナー担当委員	67

はじめに

一般社団法人 大学女性協会 会長 鷲見 八重子

一般社団法人大学女性協会は、10月19日(土)、20日(日)の二日にわたり国立女性教育会館(NWEC)において2019年度全国公開セミナーを開催いたしました。時ならぬ台風の影響に心が痛む秋でしたが、お陰様で全国支部から70名あまり、また20名を超える一般参加者を得、大変実り豊かな学びの場となりました。

基調講演は講師の都合により二日目となったため、初日の午後は調査・研究委員会の中間報告「外国にルーツのある住民と多文化共生の取組」に始まり、次いで長崎支部、岡山支部、茨城支部から、今回のテーマ「教育・ジェンダー・共生～あらゆるハラスメントを乗り越えるために～」に関わる具体的な事例発表があり、それぞれの地域の特性や課題が浮かび上がりました。

GWI ジュネーブ世界大会参加者による報告は、鈴木千鶴子 CIR 理事による総括に続き、2011年から8年にわたり奨学金事業の一環として実施された「東日本大震災災害地支援事業」の報告兼ワークショップのほか三つの発表について報告がなされ、さらに藤谷文子理事から、スイスの美しい自然や街々の写真満載の4日間の旅の紹介があり、参加できなかった会員たちにもGWI(IFUW)100周年記念大会の活気を共感して頂けたと思います。

二日目の午後、「おひとりさまの上野です」とにこやかに登壇された上野千鶴子氏は、いつもの歯切れのよい語り口で東大女子の実態を例に、まだまだジェンダー格差が大きい日本社会の歪みやハラスメントの構造について分析され、今日のテーマ「共生」とは、「他と違っていても差別されない権利を一人ひとりが持つことです」と結ばれました。だれもが安心して生きられるハラスメントのない社会を目指して、「私たちに何ができるか共に考え、協働しましょう」との力強い呼びかけに、参加者一同大いに刺激されました。

この報告書は、二日間のセミナーの概要をまとめたものです。兵庫から参加の大学一年生から「自分の将来を決めるうえで指針となる示唆を得ました」とメールが届き、とても励まされております。残念ながらセミナーに参加できなかった皆さまには、この冊子を紐解かれ、今後の活動に活かして頂けますようお願いいたします。

末筆ながら、本セミナーの開催と報告書作成のためにご尽力くださったすべての方々に、心から深く感謝を申し上げます。

中間報告 — 外国にルーツのある住民と多文化共生の取組 —

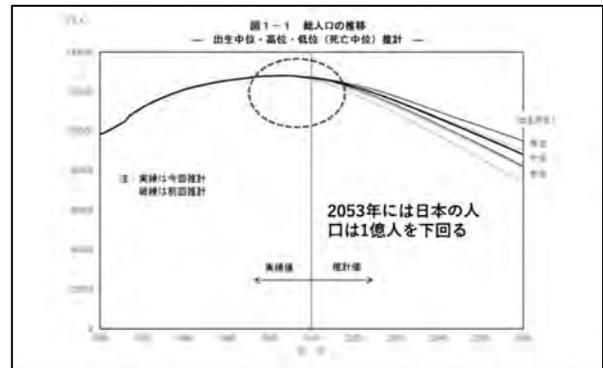
調査・研究委員会委員長 静岡支部 勝又 幸子

はじめに

調査・研究委員会は2018年総会で承認された新しい委員会です。それまであった旧教育委員会と旧女性エンパワーメン委員会を統合し、社会福祉委員会の調査機能部分を継承しました。JAUWの第1事業である公益活動事業すなわち調査研究政策提言事業を担う新たな委員会として発足しました。そして、支部ごとにも実施されている第1事業の実態を踏まえながらも、JAUWが全国組織として共通して取り組む事業の提案をめざしました。そこで、JAUWの2018～2019年度のテーマ「教育・ジェンダー・共生」を共有し、JAUW会員が特に関心の強い教育分野について支部のご協力をいただいて全国調査を行うことにいたしました。

2019年度全国調査の背景

全国調査のテーマには「外国にルーツのある子どもの教育」を取り上げました。このテーマを取り上げた背景として3つあります。ひとつは、① 少子高齢化・人口減少という日本社会の変化です。また、ふたつめには2019年4月に② 新在留資格の創設という法改正があり在留外国人をめぐるさまざまな政策が打ち出されているという事実です。そして、みつめには、本日冒頭の鷺見会長のお話しのなかにもありました、国連の新しい開発目標、③ SDGsが「だれひとり取り残さない社会の実現」をうたっていることから、国際NGOの一員であるJAUWとしてもSDGsが掲げる世界の実現へ



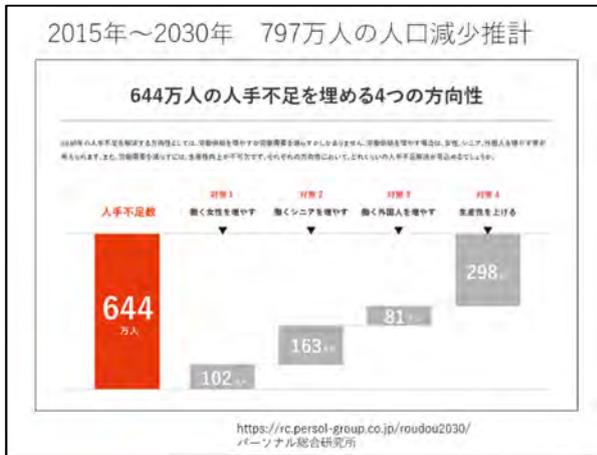
拡大図は6pにあります

の貢献をめざすという意味からです。

① 少子高齢化・人口減少、労働力不足

2010年以降日本の総人口は毎年18万人減り続けております。こちらのグラフ(図1-1 総人口の推移)は人口の将来推計を表しています。最も新しい国勢調査2015年を基準として50年先までを予想しておりますが、人口は減少し続けて2053年には1億人を下回ると推計されています。こちらは総人口ですから、日本国籍のある人だけでなく、日本に定住している外国籍の住民もふくまれます。人口減少の一番の要因は高齢化によって死亡人口の増加ですが、同時に少子化により出生数も減り続けています。こちらの推計は現在の合計特殊出生率1.45から変化しないことを前提としております。このグラフの意味するところは、今後人口が減り続ける国が日本であるということ表現しています。日本へ外国人が移民として入ってきたのは、1980年代ボートピープルとしてインドシナ難民の受け入れにはじまりますが、当時はまだ日本の人口は増えていました。したがって、難民の受け入れは人権を守るための受け入れとされました。し

かし、現在は人口減少のなかでの外国人の受け入れへと変化しています。1990年代後半いわゆるバブル経済の時代に、日系人労働者(日系ブラジル人



拡大図は6 pにあります

やペルー人など、日本国籍をもっていて働くことを目的に入国した人々)の受け入れがはじまりました。背景には好景気だった当時、人手不足を東南アジアからの不法入国者が占めるという問題があったからです。日系人はまず初めに1世2世のちに3世まで受け入れを拡大しました。日系人は国籍が日本ですから、日本人と同等の権利をもっていて、日本国内どこでも自由に住むことができ、仕事を変えることができます。日系人は外国人労働者といっても日本人と同じ権利を持つという意味で特別です。

2015年から2030年、将来推計人口によると797万人、人口が減ると予測されています。そして2030年には644万人の人手不足になると、民間のパーソナル研究所が推計しています。不足した労働力を、4つの方法で埋めるというのがこの図の意図です。対策3に外国人労働者の増加があげられています。さまざまな施策を講じて外国人労働者なしには、労働力不足は補えないという現実がそこにあるのです。

② 新在留資格の創設

2019年4月に「特定技能外国人」という新しい在留資格ができました。なにがいままでの在留許可と違うのかといいますと、技能実習生として就労している外国人に一定期間の定着と技能の習得を前提に時間的上限をもうけず日本で働くことができるようにしたということです。現行制度では、特定技能とは、人手不足が著しい14産業分野に限定されていますが、今後他の分野にも広げられる可能性は十分にあるとおもいます。特に、特定技能2号となると、条件をみれば配偶者や子供の呼び寄せが可能になるのです。つまり、期限のある労働者ではなく、生活者として彼らが日本国内に住み続けることになるのです。



拡大図は6 pにあります



拡大図は7 pにあります

③ SDGs が「だれひとり取り残さない社会の実現」

SDGs は国連が 2030 年までの期間に定めた開発目標ですが、それ以前の開発目標が、発展途上国の開発目標となっていたのとは違い、「だれひとり取り残さない」というスローガンに象徴されるように、先進諸国においても、その国内で様々な状況におかれている人々の間の平等の達成を目標としています。そして、様々な状況というなかに、自国以外で生活する「外国人」の存在もあります。政府の出している資料にもありますように、日本政府は SDGs 実施のための短中期工程表をしめして 2016 年度よりさまざまな政策を打ち出しています。

新たな在留許可が比較的短期間の審議で実現したという事実の背景に、労働基準法の改訂という国内的事情があることも付け加えておきます。現政権はいわゆるワークライフバランス、働き方改革を重要な政策のひとつとしてあげています。一方で、人手不足が長時間労働の解消に大きな障壁になっているのも事実です。新在留許可が創設されたタイミングと同じくして、労働基準法の時間外労働の上限規制が強化されました。2019 年 4 月には大企業に対する新基準の適用がすでにはじまりましたが、2020 年 4 月からは中小企業にたいしても適用がはじまります。労働者不足でより厳しい状況にある中小企業で、外国人をふくめて、より

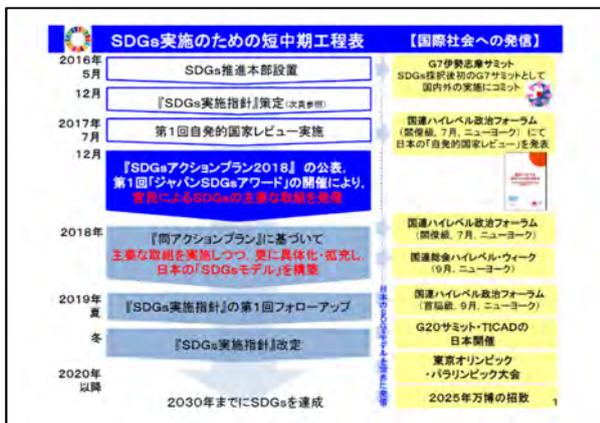
柔軟に労働力を得ることができるようにとの考えが、新在留資格の創設につながったと分析している人もいます。日本の人口減少が労働力不足をまねき、労働力不足が働き方の改革の必要性を人々にしらしめ、日本人であろうが外国人であろうが同じ労働者としてワークライフバランスを確保するための労働基準法の改訂が実現したと言えるのではないのでしょうか。

2019 年度全国調査について

新しい在留許可の創設などの社会の変化をうけて、今後多様な文化と言語をつかう外国人労働者とその家族が国内に増えていくことは必然だと考えます。これまでも日系人を中心とした外国人労働者が集住する自治体では、日本語の支援が必要な子どもと保護者のための制度やプログラムが開発・実行されてきました。そこで、いままで外国人があまり住んでいなかった地域にも外国人が将来増加していくことを前提にこの調査を行うことにしました。2019 年 5 月の京都総会で支部長に調査への協力をよびかけ、14 支部から協力得ることができました。

一方、2019 年 7 月に「日本語教育推進法」が成立しました。その法律には国と自治体に日本語習得を必要とする人への支援を責務として明記させることと併せて、外国人を雇用する事業主に対しても日本語習得を支援することを責務として明記させました。まさに、生活者としての外国人を想定した政策です。

調査・研究委員会では、前年の有識者ヒヤリングを参考に、日本語の支援が必要なこどもたちにとって高等学校への進学と卒業がひとつの大きな壁となっているという実態が判明しました。そこで、中学校において実施されている進学指導における特別の指導や配慮があるかどうかを中学を所管す



拡大図は7pにあります

る市区町村の行政を対象に調べることにしました。

質問はひとつ、簡潔なものとし、調査方法は担当者へのヒヤリングとしていただき各支部から地元の自治体の担当部局への訪問調査としていただきました。

質問：貴自治体では、外国にルーツのある住民の保護者と子のうち、日本語の理解に支障があると思われる人を対象として中学における進路説明会や相談に、なんらかの配慮をしていますか？

合計 40 自治体からの回答があつまり、そのうち 23 自治体で「はい」、15 自治体で「いいえ」、回答拒否 2 自治体という結果になりました。はいと回答したところといいえと回答したところの違いでは、「公的責任」のとらえ方の違いがありました。

平成 30 年度に文部科学省が実施した全国調査「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」では、指導が必要な子どもたちの高校進学率が 42.2%と全体の子どもたちの進学率 71.1%を大きく下回ること、全体の高校生の高校中退率は 1.3%なのに対して、日本語の指導が必要な子どもの中退率は 9.3%と高くなっていることが明らかにされています。義務教育は中学校までですが、日本では現実にほとんどの人が高等学校に進学すること、また、さまざまな職種や資格試験が高等学校修了を受験条件や前提にしていることなどから、将来の生活の安定に高校卒業は重要な資格となっています。このような事情を外国人の保護者や子どもに理解してもらうことで、将来の安定した生活につなげようというのがこのプログラムの趣旨です。先に紹介した文科省の調査では、日本語指導が必要な子どもの非正規就職率が 40%と全体の高校生の非正規就職率 4.3%とは大きな差があること、進学も就職もしていない者の率、い

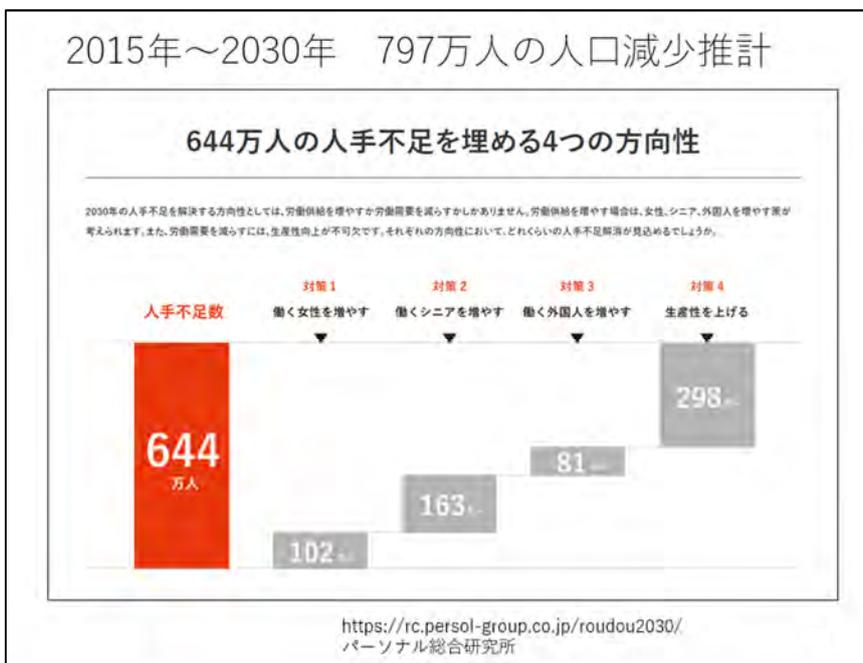
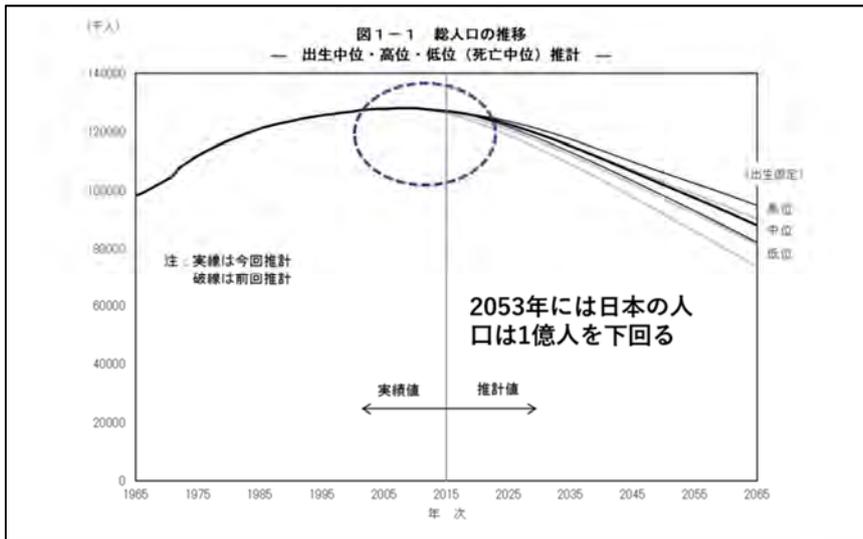
わばひきこもりの率は、前者（日本語の支援が必要なグループ）で 18.2%、後者（高校生全体）で 6.7%と、前者が 2 倍で大きな差があることも併せて紹介しています。日本語の指導が必要な子どもたちの実情がそれ以外の子どもたちと比較するとより困難な状況におかれていることが明らかになっています。SDG s のスローガン「だれひとり取り残さない」がまさに尊重されるべき状況がそこにあることがわかります。

今日ご紹介した調査結果は中間報告の一部です。これから、回答の内容の精査や各支部から追加でいただいている情報を踏まえて、調査のとりまとめとともに、これを政策提言にどのように結び付けていけばよいのかを検討してまいります。なお、全国セミナーの 2 日目の明日分科会で調査結果についてより詳しい報告をさせていただき、調査・研究委員会がこの調査などをつかってどのように、政策提言に繋げていくかについてみなさまと議論してまいりたいとおもいます。明日の「共生」の分科会にぜひともご参加いただきますようよろしくおねがいたします。最後にあらためまして、全国調査にご協力いただいた支部の皆様には感謝いたします。ご清聴ありがとうございました。

調査対象とした自治体の内訳				
	はい	いいえ	その他	計
政令指定都市+区	仙台市、新都区、横浜市、相模原市、静岡市、浜松市、京都市、熊本市 8(57.1%)	札幌市、大田区、港南区、新潟市、福岡市 5(35.7%)	A区	14
その他市	常総市、ひたちなか市、日野市、大和市、海老名市、綾瀬市、金沢市、富士市、橈原市、福津市、長崎市、西宮市、芦屋市 13(56.5%)	所沢市、つくば市、水戸市、小平市、座間市、大和高田市、大和郡山市、桜井市、生駒市 9(39.1%)	B市	23
その他町村	東海村、斑鳩町 2	愛川町 1		3
計	23(57.5%)	15(37.5%)	2	40

(注)その他は回答拒否自治体

拡大図は 7 p にあります



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

制度概要 ①在留資格について

- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業
(14分野) (特定技能2号は下欄部の2分野のみ受入れ可)

特定技能1号のポイント

- 在留期間：1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

- 在留期間：3年、1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- 家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】

SDGs実施のための短中期工程表 【国際社会への発信】

2016年	5月 SDGs推進本部設置	G7伊勢志摩サミット SDGs採択後初のG7サミットとして 国内外の実施にコミット
	12月 『SDGs実施指針』策定(次頁参照)	
2017年	7月 第1回自発的国別レビュー実施	国連ハイレベル政治フォーラム (閣僚級、7月、ニューヨーク)にて 日本の「自発的国別レビュー」を発表
	12月 『SDGsアクションプラン2018』の公表、 第1回「ジャパンSDGsアワード」の開催により、 官民によるSDGsの主要な取組を発信	
2018年	『同アクションプラン』に基づいて 主要な取組を実施しつつ、更に具体化・拡充し、 日本の「SDGsモデル」を構築	国連ハイレベル政治フォーラム (閣僚級、7月、ニューヨーク) 国連総会ハイレベル・ウィーク (9月、ニューヨーク)
2019年	夏 『SDGs実施指針』の第1回フォローアップ	国連ハイレベル政治フォーラム (首脳級、9月、ニューヨーク)
	冬 『SDGs実施指針』改定	G20サミット・TICADの 日本開催 東京オリンピック ・パラリンピック大会
2020年	以降	2025年万博の招致

2030年までにSDGsを達成

日本のSDGsモデルを世界に発信

調査対象とした自治体の内訳

	はい	いいえ	その他	計
政令指定都市+区	仙台市、新宿区、横浜市、相模原市、静岡市、浜松市、京都市、熊本市 8(57.1%)	札幌市、大田区、港南区、新潟市、福岡市 5(35.7%)	A区	14
その他市	常総市、ひたちなか市、日野市、大和市、海老名市、綾瀬市、金沢市、富士市、橿原市、福津市、長崎市、西宮市、芦屋市 13(56.5%)	所沢市、つくば市、水戸市、小平市、座間市、大和高田市、大和郡山市、桜井市、生駒市 9(39.1%)	B市	23
その他町村	東海村、斑鳩町 2	愛川町 1		3
計	23(57.5%)	15(37.5%)	2	40

(注)その他は回答拒否自治体

地域でのDV、ハラスメント、性暴力防止にどう取り組むか

長崎支部 中田 慶子

長崎支部の会員の中田です。会員歴はとても短いのですが、実は今、長崎でいろんなことが起きていて、加納先生から、ぜひこの場で話してみたらどうかとご提案をいただいております。お話しすることになりました。

1 現状について

世界的な #MeToo 運動の高まり

- 2017 伊藤詩織さん「ブラック・ボックス」
- 2018 財務省の記者へのセクハラ
- 2019 性暴力加害者への無罪判決が続出
性暴力に対する「フラワーデモ」があちこちで

DVと児童の虐待死事件

- 2018.3月 目黒区
船戸結愛(ゆあ)ちゃん 5才
母親は懲役8年の判決で控訴、父親へ18年の求刑
香川から目黒へ転居 背景にDVあり
- 2019.1月 野田市
栗原心愛(みあ)ちゃん 小4
糸満から野田へ転居 背景にDVあり

皆様ご存じのように、2016年ころから世界中で#MeToo運動が起き、2017年には伊東詩織さんが、ブラックボックスという本で元TBSのワシントン支局長を相手に勇気ある告発をされました。2018年2月には財務省の報道記者へのセクハラがおき、今年2019年になってからは、性暴力加害者への無罪判決が相次いでいます。特に注目されたのは実父からの性暴力が無罪となった裁判で、現在控訴中です。性暴力へ抗議するフラワーデモも日本中あちこちで行われています。

また、昨年から、DVと児童虐待にかかわる事件も次々に起きており、先月の9月に裁判があつて連日報道されていた目黒の船戸結愛ちゃんの事件、今年の1月の野田市の栗原心愛ちゃんの虐待死、

どちらも背景にDVがあり、それが把握されていたにも関わらず、県を超えての転居の際にその情報が引き継がされていなかったということがありました。

そんな中での長崎の状況ですが、2019年1月に長崎の地元新聞の社長のセクハラ発言が明らかになり、大学女性協会の長崎支部を含む地域の16の女性団体で抗議に行き、社長にも面会を求めて意見をぶつけるということもしてきました。しかし周囲の人たちから「あれは社長のキャラだから」という擁護する発言が聞こえてきたことはとてもショックでした。また今年4月には、長崎市が12年前に起きた性暴力に責任があるとして提訴されました。「長崎市は被害者に謝罪し、二次被害防止策を怠ったことを認めよ」という日弁連の勧告を受け入れるよう求める内容です。事件は12年前のことで、平和都市と言われる長崎の当時の平和行政の責任者から、女性記者が取材時に性暴力を受け、その後、加害者が自死したため、そのこと自体もたいへんショックな出来事だった上に、その後も二次被害に悩まされPTSDで長期間苦しみ、ようやくこの4月に提訴に至ったという次第です。弁護士には皆様もご存じの角田由紀子先生、中野麻美先生、そして地元の女性弁護士二人がついてくださっておりとても心強いです。

私たち長崎の女性団体もできる範囲で裁判傍聴や報告集会への参加などの支援をしているところです。さらに、6月には長崎県庁で非常勤職員が正規の職員からセクハラ、パワハラを受け退職をし、損害賠償を求めて裁判を起こしました。このように長崎という地方都市で市を相手に、また県を相

手に訴訟がなされるというのは、ある意味画期的であり、ようやく声をあげられる時代になってきたこと、そして、声を上げた方を応援していくような時代になってきたかと思っています。

ただ、私たちのような地域の女性団体はあるものの、それぞれの活動で手いっぱい、狭い地域で、裁判だけに特化した支援組織をつくることには限界があり、十分な支援ができないのが心苦しい状況です。

2 SDG sの第5目標はジェンダー平等



セクハラ、DVなどの問題は、今回のセミナーの冒頭にご紹介がありましたSDG sの第5番目のジェンダー平等の実現というテーマに該当するものです。最近、都内でも長崎市内でもSDG sのバッジをつけている方をよく見かけるようになり、目標の5番目のこの活動なんですよ、ということを説明しやすくなったかと思っています。

3 私たちの活動の紹介

DV防止ながさきの活動について

- 2002年設立 2003年NPO法人化
- 活動内容
 - ・被害当事者の相談・支援
週4回の電話相談、面接相談など
 - ・2004年から若い世代への予防啓発活動開始
中・高校生、大学生へDV予防教育の実施
年間90校、1500人以上。すでに約17万人へ実施
 - ・支援のための人材育成 講座の開催、講師派遣、
 - ・行政と協働しての活動（委託事業など）
一時保護後の中長期の自立支援(アドボケイトの支援)
母子双方への心理教育的支援
 - ・被害者支援の立場から、加害者更生プログラム実施へ協力

DV防止ながさきは、2002年から活動を開始しました。主な活動としては、県内の中学生高校生といった若い世代へのDV予防啓発活動（現在は年間90校くらい）、県の委託事業でDV被害を受けた女性の中長期支援の実施、お母さんと子どもの支援などにも8年くらい取り組んできており、2年ほど前からは、被害者支援の立場から、DV加害者更生プログラムの実施にも協力を始めております。

4 男女間の暴力の現状は

内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成29年度)より		
配偶者間の暴力の被害経験	夫→妻	妻→夫
身体暴力	19.8%	(14.5%)
精神的暴力	16.8%	(10.0%)
経済的圧迫	10.0%	(2.9%)
性的暴力	9.7%	(1.5%)
被害を受けた人のうち命の危険を感じた者	15.0%	(3.1%)
交際相手からの暴力の被害経験		
	女性	男性
同居する交際相手からの被害経験	21.4%	(11.5%)
被害を受けた人のうち命の危険を感じた者	57.4%	(27.3%)
その後別れた者	21.3%	(12.1%)
その後別れた者	56.0%	(37.4%)
LGBTの交際でも、対等であれば暴力は起きる		

内閣府が実施している「男女間の暴力に関する調査」によりますと、夫から妻への身体的暴力の被害経験だけを見ても19.8%となっており、たいへん多い現状です。また交際相手の暴力は夫婦間よりもはるかに多い。にもかかわらずその後別れたという人は意外と少ない。そういう意味で、DVの予防教育というのは重要だと考えています。

5 DVについての神話

DVについての「誤解」(神話)を無くそう ～ 啓発の重要性

- 1 見えないけれどたくさん起きているのがDV
- 2 ストレスや飲酒が暴力の「原因」だ、は誤解
- 3 被害者の努力で暴力は減らすことはできない
- 4 別れたり逃げたりできなくて苦しいのがDV
- 5 謝罪されるたび許すことで、暴力はひどくなっていく
- 6 加害者と離れても暴力の影響は長期間残る
- 7 家庭の中で親の暴力を見ることは、子どもへの虐待

DVについては、非常に誤解されている部分(神話)があり、これは性暴力への誤解ともダブるところが多いのです。

いくつか例を挙げますと、① DVはたくさん起きているのに見えないのでみんなが知らない。② 暴力はストレスや飲酒が原因だと多くの人が思い込んでいる。しかし実際には、そういう時には暴力をしてもいいと考える人が暴力をふるっているだけです。③・④ 暴力は被害者が努力してなくせるのでは？ 暴力があるなら別れたらいいのに、という見方もあり、被害者はつらい思いをしています。⑤ 許すことが必要だという寛容さを求める文化が私たちの中にあるので、謝罪と許しを繰り返すうちに暴力が激化することもあります。⑥ PTSDの深刻さについての理解が不足しているので、加害者と離ればそれで大丈夫でしょうと、中長期支援の必要性を行政もなかなか理解できていません。⑦ DVは子どもの虐待そのものであるのに、そのことが理解されていない。このように、たくさんの誤解がまかり通っているので、啓発はとても大事なことだと思います。

6 被害者支援に必要な5つのこと

DVを無くし被害者を支援するために必要なこと

- 1 被害者・加害者を出さない
～予防教育で未然防止・早い気づきを
- 2 被害者支援(短期) 法的な整備は現在この部分のみ
～早い時点での相談・一時保護の充実
- 3 被害者支援(中長期)
～生活再建のためのアドボケート支援
- 4 子どもの支援(母子双方の支援)
～子どもの心身の安全をはかる、連鎖を防ぐ
- 5 加害者対策の実施
～被害者支援の立場から、加害者の再発防止
(被害者が逃げるという発想そのものがおかしい)

次に、暴力の被害者を出さないために、何をすればいいか、1から5を図にあげています。① まず予防教育です。知識をもって早く被害を知って相談につながる事が大事。②短期的な被害者支援

が次にあります。現在のDV防止法でカバーされるのはこの部分だけですが、被害者が逃げるとい前提の法律になっています。なぜ被害者が逃げ隠れしなければならないのか、それも子供を連れて長い人だと10年以上逃げ続ける、とても理不尽なことです。③ 中長期の被害者支援はとても重要ですが、現在これについてしっかりした法律の枠組みがありません。④ 子どもへの支援、そして母子両方を支援する仕組みがない。最後に⑤ 被害者支援の立場から加害者の暴力の再発防止が大切です。この部分が日本では諸外国と比べて30年くらい遅れているのが現状です。

7 別れない最大の理由は子どもの存在

DVは子どもへの虐待と密接に関係
(加害者は妻と子の両方を支配する)

DVの目撃は児童への心理的虐待
(児童虐待防止法第2条第4項)
暴言、DV目撃での脳の萎縮も証明されている

現状では、DV目撃だけでは子どもは保護されない

ケアなく放置すれば次世代へも影響
→ DV、虐待などの暴力や
貧困の「連鎖」の可能性



最近の脳科学研究の進歩により、子どもの脳がDVの目撃や虐待でとても傷つけられていることが明らかになってきました。DVや虐待は次の世代にも連鎖していく可能性が高いし、残念ながら貧困の連鎖も起きてしまうので深刻です。

内閣府「男女間における暴力に関する調査」(H29)より

・被害があっても別れなかった理由(女性)

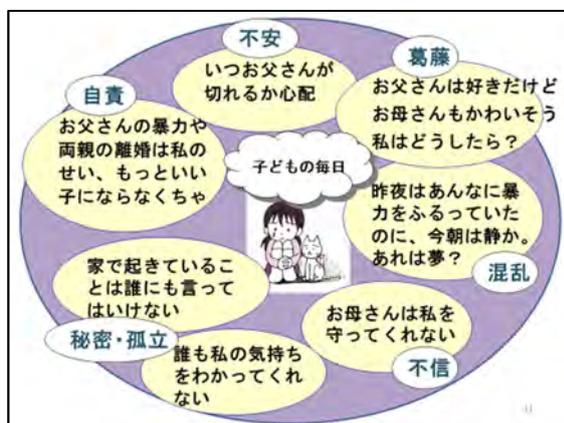
- 「子どもがいるから 66.8%」
 - ・ひとり親にたくない 53.5%
 - ・子どもにこれ以上不安や心配をさせたくない 40.9%
 - ・養育して生活していく自信が無い 40.2%
- 「経済的理由 48.9%」
- ・子どもがいる被害者のうち
子どもへも直接暴力があった 21.4%
(100%の子どもが面前DVという
心理的虐待を受けている)



しかし、DVがあっても別れない理由に、「子どもがいるから」という割合が非常に多いという内閣府の調査結果があります。

子どもへの影響が深刻であることが知られていない、または、自分さえ我慢をすれば経済的な安定が得られて子どものためには良いと考えて別れない、そういう方が被害者の7割いて、しかも子どもに直接暴力があったというのもそのうち2割あるわけなので、これはとても深刻な問題だと考えています。

8 DV家庭の子どもたちの気持ち



子どもたちは、DV家庭の中で、日々暴力にさらされていることで、いつ暴力が起きるかハラハラし、不安が強く、自分のせいではかかと自責感を持ち、混乱しています。私たちは日頃いろんな子どもたちに接することが多いのですが、彼らからいろんな言葉を聞きます。「自分のせいで両親に喧嘩が起きると思っていた」「どっちの味方をしたらいいかわからなかった」「誰にも言えずに辛かった」など。この子たちをどうケアしていけばいいのか、具体的な手立てがなかなか無いのが実情です。

9 子どもたちのサイン

DVがあると、子どもたちはいろんな行動でサインを出すことが多くあります。暴力でしか問題

解決ができない子どもも多く、自分を大事に思えない、元気がない、人間関係が苦手、発達や学習に遅れが出る、親子間関係がうまくいかない、不登校、心身の病気、非行などということが起きやすいのも、当然のことだと思います。そういう子どもたちに、早いうちに介入して安心・安全な人間関係を実感してもらうことが大切です。

DVがある時に 子どもに多く見られるサイン

- ・ 暴言、暴力的な行動を学んで身につけがち
- ・ 自分を大事に思えない
- ・ 不安、元気がない
- ・ 人間関係が苦手、孤立する
- ・ 発達や学習の遅れがある場合も
- ・ とてもいい子で、がんばりすぎる → 疲れる
- ・ 母親と子供の関係がうまくいかない
- ・ 不登校、心身の病気、非行などが起きやすい

早めの適切なケアで、母親も子どもも過ごしやすくなる。早めに相談し、支援につながる事が大事。

子どもたちは、「死んでしまいたい、なぜこんな家に生まれたんだろう」、「受けた暴力を思い出してつらくてたまらない」、「大きな音や声が怖い」、「この家がお父さんにばれたらどうしよう」、「面会交流をしないといけないのがイヤ」、などいろんなことを話してくれます。こういう気持ちを抱えながら、一見普通に生活をし、学校に通っている子ども達がたくさんいるということを多くの方に知っていただきたいと思っています。

10 若い世代への予防教育の必要性

若い世代へのDVの予防教育の必要性

現在・将来のDV被害・児童虐待を予防する

- ・ 性関係の低年齢化
- ・ 被害・加害を自覚することで被害の深刻化を防ぐ
- ・ 相談の大切さ、相談先の情報を伝える
- ・ 性行動に伴うリスクをきちんと知る = 性教育
- ・ 友人からDVの相談をされた時に間違った対応をしない

伝えているメッセージ

暴力とはどういう行為か、NOということの大切さ
対等な関係とは何か、
気持ちを言葉であらわすこと、
暴力は加害者が選択した行為である、
相談の大切さ、
……など

DVであれセクハラであれ、被害を完全にふせぐことはできないかもしれませんが、少しでも知識を持っていれば、被害を最小限にすることができるのではと考え、私たちは、若い人たちに予防教育をしています。DVの被害が低年齢化してきて性関係の低年齢化と連動していると思いますので、性教育もとても重要だと考えています。暴力を防止するためには、暴力とはどんな行為かをまず知っておくことがとても大事です。ほとんどの子どもたちは暴力というと、身体暴力しかイメージしていません。束縛、暴言などの精神的な暴力や性的暴力に対して、暴力という認識がありません。暴力は力で相手を支配することですから対等な関係のノウハウも教えていかないといけないし、自分がイヤなことは、どんなに好きな相手にでもNOと言っていんだということも伝えていく必要があります。

日本は暴力容認社会です。どこへいっても、体罰やしつけという名のもとに、暴力が容認されています。暴力というのは、実は加害者が自分の意志で選択した行為だということが理解されていません。しかし、どんな暴力も加害者が自分で決めて選んでいる行為です。その認識がないので、暴力をふるった本人が、平気で「相手が怒らせたからだ」「飲んでたからだ」「相手が反抗的なことを言うからだ」などと相手のせいにしていいわけをするわけです。

1.1 暴力を受けても再出発を可能に

被害を受けても再出発できる社会のために

- 1 DV・セクハラ・性暴力は社会の構造から生まれる
→ 社会を変えないと止められない
→ 社会が支援体制を作る責任
- 2 被害を受けても再出発できる社会へ
→ 経済的支援、長期的な精神的支援、多様な選択肢、母子双方への支援、法的整備、加害者対策
- 3 支援体制の構築を
→ 経済的自立ができない支援者・・・、若い世代が参加したくなる、活躍したくなる支援体制へ

現在は、残念ながら、私たちの社会は、被害を受けた人が再出発するのがとても難しい社会です。

DVも性暴力も社会の構造から生み出されている暴力です。男女差別が強い、ジェンダー構造が強い、このような社会の構造のせいで暴力が起きるのであれば、社会の側にその支援体制を作る責任があります。

しかし現状ではその支援体制はとてもお粗末で、たとえば、セクハラを受けた人が、自分で裁判を起こさないと救済されない、DVの被害を受けた人がいつまでも逃げて回らないといけないなど、とてもおかしい社会だと思います。

これからは被害を受けても再出発ができる社会へと変わっていく必要があります。中長期的な精神的な支援も必要ですし、多様な選択肢、たとえば学校をやめても再学習ができる、仕事を途中で失ったとしても、いろいろ職業の選択ができる、それから、お母さんと子どもがとても苦しい状況であれば母子双方への支援ができる、など被害者対策をもっと法的な枠組みの中に入れていく必要があるし、加害者対策も必要です

このように、暴力をなくし、再出発を可能にしていくためには、いろんな対策・支援が必要なのですが、現実には、私たち支援者自身が経済的自立ができていないという状況があります。行政機関で相談を受けている婦人相談員もほとんどが非常勤職員で待遇がよくありません。それでも心ある相談員のかたがたは、安い給料で身を粉にして働いておられます。私たちDV防止ながさきは、よく他県のNPOなどからうらやましいと言われているのですが、それは長崎県からの委託事業として、予防教育や中長期支援を行えているからです。それでもそれは決して十分ではない微々たる委託事業だと思っています。当会の常勤スタッフですら非常に低い待遇で働いてもらっています。

今後、これからの時代は、若い世代が参加したく

なる、活躍したくなるような支援体制を財政的にも作っていく必要があると考えています。

1.2 ジェンダー平等社会の実現を



最後にもう一回、このSDGsの5番目の目標のロゴを出します。暴力容認文化を変え、ジェンダー平等を実現していくためには、基本は、非暴力教育、ジェンダー平等の教育を進めていくが大事だということを強調して私の話を終えたいと思います。

少し時間がありますので、ご質問があれば伺いたいと思います。

質疑

Q1: セクハラやDVの加害者の周囲の男性たち、そしてその妻や娘たちが、それはおかしいとか被害者の味方になって発言する人はいないのでしょうか？お前、恥を知れという男性は一人もいなかったのでしょうか？

A1: 残念ながらそういう発言はとても少ないのが現実です。多くの人が被害者の落ち度を言い立てます。セクハラやDVの被害者に対しては、本人にも責任があるとか、もっと気を付けるべきだったという発言が周囲から起きますし、DVの被害者の場合、被害女性が逃げることによって加害者はもとの地域に残っているので、加害者側は言いたい放題で、あいつのこういうところが悪かったとか、だから追い出したんだとか、一方的に言うわけです。力関係の構造が逃げた後も続いてしまいます。

Q2: 今のお話の中で、被害者に逃げることを進めることが解決のように現在はなっているというお話がありましたが、町内の看板に「痴漢に注意」と書いてある、そうではなくて「痴漢をやめろ」と書くべきだと思います。さほどに、私たちは性暴力に対して無神経で考えが至っていないと思います。もし地域でそういう看板を見かけたら、一斉に役所などへ抗議をしたらいいと思います。そうしたらひょっとしたら何かが変わると思います。

Q3: DVの被害者のほうが逃げなければいけないということを、今日の発表で初めて知りました。昔、イギリスの報道で、子どもたちに性加害をした人にチップを埋め込むということを聞いたことがあり、そういうのは効果的だと思い、予防になるんじゃないかと思いました。

A3: 宮城県で東北大震災の前にそういう対策が検討されたと聞いたことがあります、震災があって実現できなかったということを聞いたことがあります。

「岡山市の女性と男性」 — ジェンダー統計から見えてくるもの —

岡山支部長 角田 みどり

本日のテーマについて4つの柱でお話させていただきます。

1 ジェンダー統計とは、何だろう。

ジェンダー統計とは、男女共同参画に関する統計のことです。男女間の意識による偏りがあり、格差や差別が生み出されている、その現状と要因、現状が生み出す影響、それらのものを客観的に把握するための統計のことだと言えます。

従って、いろいろな数字が出て来ます。また、折れ線グラフ、棒グラフ、円グラフ、図表など、表現の仕方は様々にあるけれども、それらを見た時に、「これから何が見えるか?」「これからどういうことが分かるか?」ということが、即座に伝わってくるような統計でないといけないと思います。

国連においても、ジェンダー統計とは、「生活のあらゆる分野で、女性と男性の状況における差異、不平等、といったものが適切に反映されている統計であること」と定義されています。

その定義にも4つの柱があります。1つは、データが性別に収集され、表象されていること。2つ目は、そのデータそのものに、ジェンダー問題が隠されている、あるいは、映し出されていることです。3つ目は、データが、女性と男性の多様性を適切に反映している、また、男女の生活のあらゆる側面を適切に捉える概念や定義の上に表されている、ということがあります。そして、4つ目は、データ収集の方法として、ジェンダーバイアスを導くステレオタイプや社会的文化からの要因があるのでは、ということも含めて表されている、ということで

す。これが、国連の4つの定義です。

2 岡山版ジェンダー統計を作る必要があったのか。

岡山版のジェンダー統計リーフレットを作ろうといった契機になったのは、内閣府には、毎年男女共同参画府において「男女共同参画白書」という資料が発行されています。この白書の中には、いろいろな観点からのデータが表、折れ線グラフで、あるいは、棒グラフで表されているものもあります。

これを受けて、全国の統計集としては、こちらのNWECにおいて、「ミニ統計集」というものが発行されていますが、私たちが最初に参考にさせていただいたのが、このNWECミニ統計集です。

今夏も岡山では、こちらNWECの中山様にお越しいただき、「日本の女性と男性 2019」についてのご講演をいただきましたが、岡山が参考にさせていただいた形式のリーフレットでしたので、非常に身近に感じ、分かり易くもありました。

岡山版ジェンダー統計リーフレットについては、2012年度版が最初の取組で、2017年度版が今回の取組です。2012年度版を作成した時に、統計リーフレットだけでは、見えてくるものが掴みにくいのでは、という配慮があり、リーフレット完成後に一つ一つの統計データに解説を加えた「解説書」を作りました。本日、配布させていただきましたのが、2017版のジェンダー統計リーフレットと、その解説書です。

初めてジェンダー統計に向き合った時には、編集委員は10人程度の素人集団でした。各市町村に

は、あるいは、全国の自治体には、男女に関する統計というものは存在しています。私たちが2012年度を作成した時に、何が珍しかったかという点、岡山市と私たちのような市民研究グループとが協働してジェンダー統計リーフレットを作成したのは、全国初の取組でした。ですから、市民の視点が活かされたジェンダー統計であるということが画期的だったのです。

しかも、その作成費は、岡山市の行政サイドから捻出していただいたというのが大きな特長でした。私たちは、本当の素人だったので、何度も論議を重ねながら、作成を進めて行きました。しかし、その過程において、やはり専門的な助言をいただける方が必要なのではないかということになり、法政大学名誉教授の伊藤陽一先生にご指導を仰ぐことにいたしました。それも、岡山市の予算の中で、3回程程度の講師派遣費用を出していただけました。

研究の過程で、私たちが一番悩んだのが、「ジェンダー統計」として成り立つかどうかという点です。説得力ある統計になるのかどうか、つまり、母数の問題で、ごく少数の母数と膨大な数の母数を同じ割合で比較してもよいのか、同じ土俵に乗せていいのかという点です。このことは、伊藤先生からも口が酸っぱくなるほど指導されたことです。

また、ジェンダー統計は、単なる男性と女性を性別に分けた統計なら何でもよいかというと、そういうものではなく、そこにジェンダー問題があるのかどうか重要な鍵となってくるという点があります。このことも、再々ご指導を受けました。

私たちが、こういう統計データが知りたい、こんな統計を入手したいという願いを持って、そこで、「何がジェンダー問題なのか」という点で、まるで喧嘩をしているようにも見えるほど、何度も熱い論議を展開しました。そして、入手したい統計が出てくると、自分たちの足で稼いで、該当機関に出向かなければなりません。

各都道府県、市町村には、統計に関する部局がありますから、岡山市で言うと、統計課というのがありますから、当然、そこへ出向いて「こういう統計が欲しいです」と申し出ます。ところが、県でも市でも、依頼した資料を出してくださらない場合もあります。出さないというか、出せないというのか、「そんな統計は、男女別に集計はしておりません」と返って来ます。しかし、パソコン操作によって、キーをポンと押すと、さっと男女別になる場合でも、決してしてはくさいません。「合計しかありません」の一点張りの場合もあります。「私たちが、そのデータをいただいて男女別に分けますから、元のデータをください」と申し上げても、「個人情報にひっかかる」ということを理由にされ、「個人情報など関係ないよね」と言いながら、諦めて、最初のリーフレット2012年度版が完成しました。

このジェンダー統計リーフレットは、全国で初めて、市と市民グループが協働して作成したということが注目され、全国のあちこちで、岡山版をモデルにして参考にしたジェンダー統計集が次々に出来るようになりました。東京大田区が2番目に作成した自治体です。実は、この大田区というのが、伊藤先生が在住の区であるのです。それ以後、全国に広がり、「私たちの住むエリアのジェンダー統計を作ってみよう」という動きが出て、次第に広がって参りました。

3 岡山版ジェンダー統計から、何が見えて来るのか。

本日配布させていただいた2017年度版というのは、全部で28の統計データを7つのカテゴリーに分類しています。1つのカテゴリーの統計は、多い少ないはありますが、平均すれば4つぐらいのデータを挙げています。また、前回のリーフレット

は4つ折りでしたが、今回は2つ折りにして、開くとすぐに一面で見えるようにしています。

この28のデータを全部ご説明申し上げますと、とても時間がございませんので、個々のデータにつきましては、本日配布いたしました「解説書」を並べて併せ読んでいただきますと、岡山市の男女の格差、男女の問題が明らかになって来ると思います。リーフレットが完成した時に、濃いグレーのものが「カテゴリー」で、その下の薄い色のものが「見出し」です。この見出しをどう付けるかについては、非常に関心がありました。私たちグループの中には、「見出しに答が書いてあるのはものはダメだ」という意見や、この統計を見た人が、「あ〜、判ったというような簡単な見出しがよい」もありました。先生にお尋ねすると、「やはり、その統計をご覧になった方にとって、答が出ているような見出しがよいのです」と言われました。見出しを見て、そういう視点で統計を見ることができるということでした。

これら28の中から、4つの統計データを抽出して、ご紹介いたします。

①「岡山市における市議会議員定数と女性議員数の割合」について



この折れ線グラフを見ると、次第に増えていって、2007年ぐらい迄でピークになり、あのようが増えていってのは、何故だろうというのがあると思います。そこには、市長というのも関係し

ているのです。市長が国の男女共同参画局にかつて勤務されていたということがあり、着任された時が、国の男女共同参画社会基本法が策定された時期で、法律が出来たのだから、すぐにセンターを作れ、参画条例を作ろうと投げかけられ、女性の登用が進みました。議員にしても女性を応援する風潮が生まれました。ところが、市長が交代して高齢の男性になり、女性局長もいなくなり、女性部長が一人減り、庁内の女性たちもがっかりして、申し入れもになると、一気に女性の能力を認めないような流れが出来てきました。

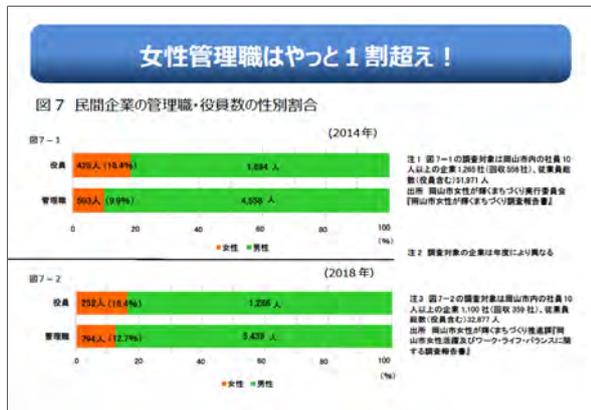
しかし、また、V字回復して、女性が活躍する風潮が生まれたのは、国から着任された市長が女性登用の考えを持っておられ、男女共同参画課の名称も「女性が輝くまちづくり推進課題」というような長い名前の課が誕生して、それが相応するように、女性議員の誕生に影響があったと思っています。庁内の局長部長級の女性のポストの増加にも表れてきました。

女性議員がもっと増えて、政策も女性目線で策定されるようになると、もっと社会も変わってくるように思われます。政令市においても、岡山市はもっと女性議員数を増やす取組が必要です。いくら「子育て支援」と言っても、女性議員がもっと増えて、女性目線の政策が策定されないと、痒いところに手が届く子育て施策は出来ないのではと考えます。昨年、国でも、「政治分野における男女平等推進法」が採択されましたが、あれも、何の罰則規定もなく、努力義務規定のみですから、「絵に描いた餅」のようで、何の効果も得られないのではないかと危惧があります。各党が立候補者を男女同数にして立てるということになると、様々な課題はあるものの、少しは変わってくるかという期待があります。

解説書の1には、1979年からなる2015年までの岡山市の市議会議員の定数と女性議員の割合の

推移を表しています。何分の何とあるように、1人の議員が増えたり、減ったりすることで、グラフが上がったり、下がったりと変動します。これも、首長の姿勢も大きく影響するというとも言えると思います。

②「民間企業の管理職・役員数の性別割合について」



この棒グラフをご覧になっていただくと、どうしてこんなに女性の割合が少ないのだろうと思われるでしょう。これらのデータをどこから入手したのかという表記は、「出典」というのかと思いましたが、「出所」というと、伊藤先生からご指導があり、すべて「出所」に変更しました。

この統計グラフの下には、出所として、「岡山市女性が輝くまちづくり推進課の中の「岡山市女性活躍及びワークライフバランス調査報告書」から取り出しました。2014年における業種別の正社員の割合と女性管理職の割合とを示しています。4年間経過して、それほど%が変わりません。男性と女性を色別に表示していますが、このリーフレットを作成する時に、どういう色彩を使用するかについては随分気を遣いました。いわゆる「ジェンダー・カラー」にしてはいけない、よく女性はピンク、男性はブルーという使われ方が多いのですが、少し変えて、オレンジとグリーンにしたりしました。

③「家庭における家事分担の男女別割合」について

この統計は、岡山市における市民生活調査の中で、家庭における様々な家事分担を女性、男性のど



ちらが主に担っているかの調査です。どの項目においても、主に妻が行っているのだなというのが明らかになっています。

オレンジ色の濃い色が、主に妻が担当しています。その次に薄いオレンジ色が妻と夫がほぼ同じくらい担当している、主に夫が担当しているのが、濃いグリーンの色です。

これだけ見た時に、夫が何をしているのかが如実に表れています。一番上の「買い物」ですが、殆ど夫はしていません。意外に夫がしているのが、「ゴミ出し」です。これは、日本広告機構の商業・フィルムにも出て来るように、お父さんが朝、「行って来ます」といって出勤する時に、片手に鞆、もう片手にゴミ袋を持っていて、行く途中にゴミ袋をポンとゴミ出し場所に置いて出かけるという場面、これが功を奏したのかも知れません。

私は、男女共同参画の講演もするのですが、その際必ず「ゴミ出しは、どなたのお仕事ですか？」と聴衆の皆さんにお尋ねするようにしています。そうすると、どんなことがゴミ出し担当に影響しているかが見えてくるような傾向があります。それはどんなことかと言うと、三世同居の場合には、殆どが妻がゴミ出しをしている、核家族の単独世代では、夫がゴミ出しをしているという傾向があります。このことは何を物語っているかという、見えてくることがあります。三世同居の場合、お祖父ちゃん、お祖母ちゃんたちが決まって「うちの

嫁は、息子にゴミ出しをさせるのか」という苦情が出るのです。やはり「ゴミ出しのような家事を男性がするものではない」という古い通年があるので。だから、都会と田舎、岡山市の中心部での講演でしつもんすると、殆どが夫がゴミ出しをしていますが、少し郊外に出て、三世同居がおおくなると、決まって妻の方がゴミ出しをしているという結果が如実に出て来ます。

その次のデータ、「食事の支度」も「家の掃除」もしていません。ところが、「地域活動」となると、夫の担当が増えています。

主に夫がする濃いグリーンの色が増えて来ます。これ、何故だか分かりますか。「町内の総会」とか「町内の役員会」には、お父さんが出ていってるのです。このことは、岡山市のみならず、全国に共通する特徴ではないでしょうか。

一番夫がしていないのが、「子どもの世話」でした。お父さんの一人親家庭でない限りはしてないのです。このように、歴然と固定的な役割分担が結果として明白となっています。

④「岡山大学の性別・学部別卒業生数」について



この統計は、以前は国立岡山大学であり、現在は独立行政法人岡山大学における学部別の男女別人数の調査です。私たちグループもこのデータ収集には、非常に興味もあり、楽しく調査することができました。固定的な 役割分担意識にもつながることであるし、進路選択の意識にもつながります。直

接、岡山大学に出向いてお尋ねしました。そこで、入手できたのは、入学時ではなく途中で退学する人もあることから、卒業時の学部別男女別データでした。

そこで、グラフ化して文系と理系を比較してみると、極端に理系女子が少ないということが分かります。教育学部は 6 対 4 で女性が多いです。学校現場のままです。

法学部では、女性も頑張っていて、経済学部もまだまだ男性が多いです。文学部になると、女性が増えています。男性が 7 割と多いのが工学部です。今朝、ここへ来る際、勝又さんとお会いし、工学部でも女性が活躍できる学科が増えて来たということをお聞きし、嬉しくなりました。医学部の保健学科に女性が多いのは、看護師、歯科衛生士とかが含まれるからです。理学部になると、極端に女性の割合が減って来ます。農学部の割合を見て、嬉しくなりました。定員数は少ないものの、男性と女性が 5 対 5 の同数です。精査してみると、男性は稲作等の米作りで、女性が増えたのは、養豚業とか牛を扱う酪農とかなのです。最近、若い女性が農家に嫁ぎたいと牛、豚、馬などの世話をする酪農業を希望しているということが判りました。

ということで、リケジョ（理科系女子）がまだまだ少なく、国も理系に進む女性に対して補助金を出したり、大学女性協会でも彼女たちに支援をしています。

以上が、ジェンダー統計データから見えて来ることです。

4 ジェンダー統計リーフレットをどのように活用するのか。

出来たジェンダー統計リーフレットを、その市の政策に影響を与える、あるいは、その政策を実現するための予算要求に生きるように公にして、広

く知らせる必要があがあると考え、このデータをパネルに拡大して活用することとしました。本日も、持参市役所1階の展示スペースでパネル展をしたり、岡山市内37公民館の壁面に展示したりして、市民の方が目にする、このように男女差があっているのかという問題視をして、意識を変えていただくような取組の他、このリーフレットを使用しての講演活動も行います。また、子どもたちにもこのリーフレットを見せて、できるだけ解りやすい箇所を取り上げて話し合わせ、男女不平等に気付かせる「子どもと考えるジェンダー統計」というのもしました。

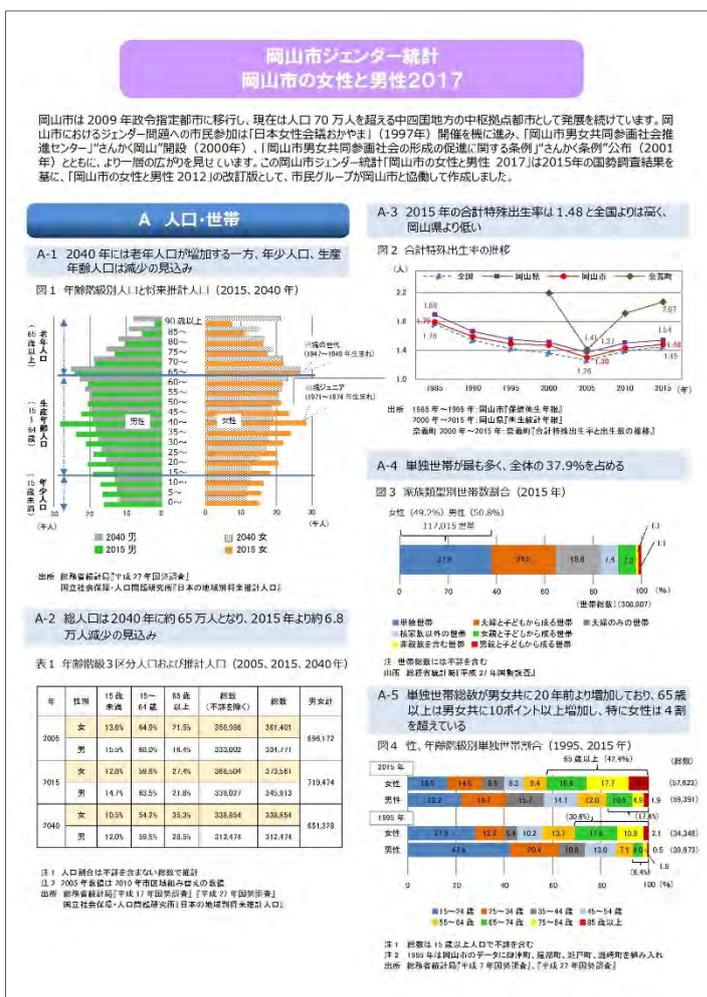
最後に、私が本日胸に付けているバッジの「国連が採択した17の持続可能な開発目標」である「SDGs」ですが、そのNo.5には、「ジェンダー平等」が掲げられています。ドイツのある財団が調査した結果があり、日本が2030年までに絶対に達成で

きないとして挙げた5つの目標の中に、この「ジェンダー平等」が入っています。いかに日本社会が男女不平等かが分かります。

「世界男女格差指数」(GGGI)の統計の2017年は世界114位、2018年は110位と先進国最下位、言ってみれば男女不平等社会であり、これを何とか改善していく決め手となるのが「ジェンダー統計」で、国も日本の女性が活躍するには、この「ジェンダー統計の充実と活用」が不可欠であるとしています。残りの実現できないとされた4つの目標も簡単に説明いたします。(中略)

以上で、ジェンダー平等を実現するには、ジェンダー統計をもって実現を可能にするというまとめで、いただいた30分間ジャストで、研究発表を終わりといたします。

ご清聴、有り難うございました。



「ジェンダー統計リーフレット2017」の第1ページ

ジェンダー統計リーフレット2017のカテゴリ

- A. 人口・世帯
- B. 政策・方針決定
- C. 女性の就業と女性を取り巻く社会環境
- D. ワーク・ライフ・バランス
- E. 教育
- F. 健康
- G. 子ども・女性への暴力

家庭科教員免許取得志望大学生の学びとジェンダー観（平塚） 家庭科教員への調査から見える現状と課題（中島）

本報告は、2つの調査研究から成っています。まず平塚から、家庭科教員免許取得志望大学生のジェンダー観等について報告をします。次に中島は、大学女性協会教育委員会（当時）の2012年度調査研究のデータに基づき、家庭科教員が、授業実践を通して、「男女平等」「ジェンダー」についての教育をどう捉えているのかについて報告します。両報告ともに調査対象者は100名に満たないことから、結果については慎重に扱う必要があります、今後のさらなる調査が待たれる点を付け加えます。

○「家庭科教員免許取得志望大学生の学びとジェンダー観」 平塚 裕子

この度、「家庭科が『社会化の過程で学習されたジェンダー観』の再構築に関わる教科であることを前提に、そのための教員を大学が輩出するには現行の教員養成カリキュラムで良いのかを考察する」ことを目的とした卒論内容に関する発表の場をいただきました。そこで、第4章（大学女性協会2014報告書との比較など）を中心に報告させていただきます。

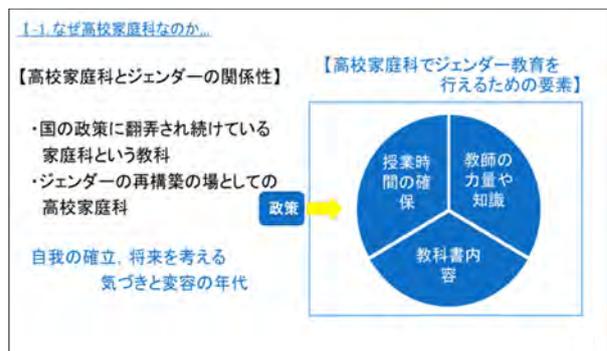
家庭科教員免許取得志望大学生の学びとジェンダー観について、2018年度卒論研究内容をⅠ.背景と問題意識、Ⅱ.調査報告、Ⅲ.考察の順で報告を行いました。なおこの卒論結果の公開につきましては事後申請となったため大学院の研究倫理審査は通っておりませんこと、協力いただきました大学の先生方には今回の結果利用に関して了承を得ましたことをまずお伝えした上での報告とさせていただきます。

旧教育委員会委員 茨城支部 中島 美那子
大阪府立大学大学院学生 平塚 裕子

Ⅰ. 背景と問題意識

1. 高校家庭科を取り上げた理由

国の政策に翻弄され続けてきた家庭科は『ジェンダー再生産機能教科』から『ジェンダーに敏感な教科』への転換が図られてきている科目（松葉口2004）であり、言い換えれば、教科としてジェンダー再生産に関わり、児童に影響を与えてきた状況からいかに脱却し再構築のための教科になるかが問われている科目です。そして今はジェンダー教育を行う教科としての存在でもあります。また永塚(2014)も述べるように、そのまま大人となり親となると、ジェンダー・バイアスの連鎖を生むことにもなることから、学校教育、特に家庭科でジェンダーに対する気づき、変容を求めることは不可欠と考えています。中でも高校家庭科は、JAUW教育委員会（2014）が「自己確立の過程で、社会のあり方について主体的に学ぶ時期である高等学校」としているように、将来を見つめ、進路を定めたりする年齢において、ジェンダー観においても、自らが気づき自らの意思で変容していくことが可能な時期という点でも重要と考え、高校家庭科を取り上げることとしました。



2. 高校家庭科を取り巻く現状

そのジェンダー教育を行えるための要素としてグラフの3要素（「教師の力量や知識」「授業時間の確保」「教科書内容」とそれに関与する政策の問題があると考えています。

現状はというと、大学女性協会の2014年報告に、「ジェンダー」「国際条約・法律」などが教科書できちんと取り上げられていないこと、「男女平等」を教えること自体を教員自身が学んでこなかったため難しいと感じていること、教える内容は多岐に渡るのに授業時間数は減少していること、そして生徒の興味・関心との兼ね合いで「ジェンダー」等を扱う授業が不十分になっていることが指摘されています。

ではなぜ教員は学んでこなかったのか、ですが、そこで問題になることのひとつが教員養成にあると考えます。これは3番目のスライドで提示した3つの要素の内の「教師の力量・知識」につながるものですが、高校家庭科教員免許は取得方法として、「教育大などでの教員養成課程」以外に「家政系等の学科で」でも取得可能であり、片山らの2014年調査によると、「教員養成学部」以外が6割以上を占めているということでした。



寺町(2012)によると教員養成課程は「ジェン

ダーと教育」を扱った授業を学生に対して十分に提供しておらず、寺町は「結果としてジェンダーに関する知識を学生に十分に伝達していないこと」、「学生が履修しているジェンダー関連科目の位置づけに偏りが見られること」等を問題点として挙げています。

また、現在の高等教育機関において、男女平等やジェンダーを扱った講義の数は増加し、内容も豊富となっているが(神村 2015)、「教員を目指す全ての学生に講義が開かれているかと言えば、必ずしもそうとは言えない。そのため、男女平等やジェンダー等の領域について不十分な知識のままに卒業し、いざ自らが家庭科を教える者となった時、どのように教育すべきか分からない者がいる。」との大学女性協会の報告もあります(JAUW 委員会 2014)。

取得経路の違いにより、大学での学びは異なっており、家政科系の学部学科では専攻科目に必要な最小限の科目をプラスすれば免許取得は可能です。更に「教科に関する科目」にジェンダー明記科目は無く、「教職に関する科目」でも「人権教育」すら必須とされていない状況下では、ジェンダーについて学ばなくても家庭科教員になれるわけです。実際2014年報告ですが、ジェンダーに関しての履修率は教員養成学部出身者で35%程度、教員養成学部出身者以外では20%以下となっています。しかし、この数字自体はジェンダー教育の重要性が叫ばれるより以前からの家庭科教員も含んでおり、現、学生の学びの実態を表しているわけではありません。

II. 調査報告

そこで、卒論研究では、大学の現課程において家庭科教員免許取得を志望する大学生は果たしてジェンダーについて学べているのか?知識はジェンダー意識に影響を及ぼしているのか?を中心に国立教育大学、私立共学校、私立女子大学の3種類の高校家庭科教員免許取得志望大学生3、4回生に2018年

7～8月に調査を行いました。今回の回答者の性別は全員女性となっています（有効回答者数 63）。

調査の結果、対象者の 95%以上がジェンダーに関して大学で学んでいると答えました。

そこで学びの内容が専攻課程によって違いがあるか 15 項目について調査したところ、3 大学種とも 100%認知度であった項目は「ジェンダー」「性同一性障害」「男女共同参画社会」で、50%未満の認知度であったのは「隠れたカリキュラム」「性別特性論」「教科書のジェンダー・バイアス」「スポーツとジェンダー」「教師の男女比」についてでした。大学（専攻）による差が見られた項目（「隠れたカリキュラム」「男女共修の経緯」）があったことから、各大学が、それぞれ特徴をもった授業を行っていることが推察できます。

次に、大学分類とジェンダー意識ですが、調査 18 項目全てにおいて 3 大学種間では有意差がある程の結果は得られませんでした。その中で、特徴的であったものとして、

- ①国立教員養成系大・・・「重い荷物は男性が持つべき」という意識の人は少ないが「育児介護休暇は女性がとった方が良い」と考える割合は高い傾向
- ②私立女子大・・・「育児介護休暇は女性がとったほうが良い」「妻は夫の姓を名乗るほうが良い」に「思わない」が高い
- ③私立共学・・・「役割分担」「女の子は女らしく、男の子は男らしく」「デート等では、男性が金銭的負担をするべき」「男性には一家の大黒柱になってほしい」が高いなどが挙げられます。

①②③はそれぞれ、①が「教員意識型」、②が「女性自立型」、③が「伝統的ジェンダー規範型」と呼べるのではないのでしょうか（*型名は筆者が考えたものである）。

表 4（注：一部のみ本報告書記載）は高校までの学習内容と現在の知識との相関となっています。表より「多様な性（性同一性障害）」「男女共同参画社

会」に関しては高校までに学んでいなかった人が大学等で全員が知識を得、「家父長制」に関しては高校までで学ばなかった人の半数以上が知ったが、1/4 以上が未だ知らないという結果になりました。

表 4 高校までの学習内容と現在の知識との相関 (n=63) <「多様な性(例：同性愛、LGBT、性同一性障害など)」対性同一性障害>

多様な性・ 性同一性障害	現在の知識			
	知っている	知らない	合計	
高校 まで	学んだ 度数	25	0	25
	%	100.0%	0.0%	100.0%
	%	39.7%	0.0%	39.7%
大学 で の 学 び	学んで 度数	38	0	38
	いない %	100.0%	0.0%	100.0%
	%	60.3%	0.0%	60.3%
合計	度数	63	0	63
	%	100.0%	0.0%	100.0%
	%	100.0%	0.0%	100.0%

<家父長制>

家父長制	現在の知識			
	知っている	知らない	合計	
高校 まで	学んだ 度数	20	0	20
	%	100.0%	0.0%	100.0%
	%	43.5%	0.0%	31.7%
大学 で の 学 び	学んで 度数	26	17	43
	いない %	60.5%	39.5%	100.0%
	%	56.5%	100%	68.3%
合計	度数	46	17	63
	%	73.0%	27.0%	100%
	%	100.0%	100.0%	100.0%

次に卒論で行った調査と先行研究を比較したものを挙げます。

寺町の調査によると「受講経験が増加するにつれて各項目の認知度が増加しているが、『2 つ以上受講経験あり』の学生も、『ジェンダーと教育』に関する認知度が 50%を超える項目はない」ということでした。

今回私が行った調査では「2 つ以上受講経験あり」と比較しても「スポーツとジェンダーの関係」以外には高い割合であったことから、家庭科が「ジェンダー教育を意識した教科」として存在するための知識を学生は、他教科教員志望の学生より習得していると言ってもよいのではないのでしょうか。（但し寺町の調査は 2008 年実施のものであり、2 年生以上を

対象(2年生 315人(24.1%)、院生他 88人(6.7%)
 としていることから単純に比較できるものではない。「もし2年生全員がこの時点で未だ受講経験がなく、3年生以降にジェンダー関連科目を学ぶと仮定」しても「529人(40.5%)が受講経験なし」となり、今回の調査結果(「受講経験なし」との回答数(4.8%)との差は大きいと考える。)

表5 「ジェンダーと教育」に関する知識について「知っている」と回答した学生の割合(数値は%)

	寺町 全体 (n=1306)	2つ以上 受講 (n=97)	家庭科 志望 (n=63)
高等学校の家庭科が男女共修になった経緯	27.6	48.5	88.9
教科書の中のジェンダー・バイアス	12.0	24.7	34.9
授業中の教師から生徒への働きかけが生徒の性別により異なる問題	26.0	49.5	55.6
スポーツとジェンダーの関係	22.3	47.4	36.5
戦前の女子教育	36.9	44.3	92.1
教師の学校段階や担当教科の男女比	20.5	36.1	39.7

表6は大学女性協会の2014年調査との比較になります。高校生と大学生へ行われた同じ質問用紙を用いての調査結果を本稿との比較のため「とても思う」「やや思う」を「思う」とまとめました。卒論の調査結果と比較すると①の「役割分担を良しとする考え」が約25%から8%以下になっている点や②④⑦でも肯定する割合が減少しているといった点で大学での学びが一定の効果を上げているといえます。しかし、③⑧で見られるように「育児」に関しては、「私が=女性が」という思いが強まっているのも特徴的です。

以上2つの先行研究との比較より、家庭科教員免許取得に向けた大学での学びは、ジェンダーに関する科目履修という点では一般学生や他教科の教員免許志望者に比べ明らかに知識という上では多いものであることが分かりました。そしてこの高い知識量がジェンダー意識においても全体として高い

という結果につながったのではないのでしょうか。

表6 高校生と大学生のジェンダー意識及び家庭科教員免許取得志望学生のジェンダー意識(数値は有効回答数に対する%)

	「思う」の割合		
	高校生 (女) (n≤4162)	大学生 (女) (n≤2352)	教員免許取得 志望学生 (n=63)
①「男性は仕事、女性は家事・育児」と役割分担する考えは良い	25.3	24.6	7.9
②女の子は女らしく、男の子は男らしくするのが良い	(37.2)	(32.3)	25.4
③女性は出産したら仕事をやめて子育てに専念すべき	26.3	23.2	38.1
④社会の中で女性は、男性と平等に扱われている	40.5	28.5	19.0
⑤働く男性と女性の給料や地位等に差がある	76.5	81.6	81.0
⑥家族の栄養バランスを考えるのは女性の役目だ	52.1	46.6	46.0
⑦家事(炊事・洗濯・掃除など)は男性より女性の方が得意だ	51.9	47.6	39.7
⑧男性でも、女性と同じように子どもの世話ができる	84.4	87.1	79.4
⑨自分は結婚してもしなくても、ずっと仕事をしていく	65.9	61.4	65.1
⑩自分のことは自分で決めていく方だ	78.4	77.9	87.3

III. 考察

今回の調査はケースが少ないので、対象の大学の特性に大きく影響を受けているのが限界ですが以下の発見がありました。

① 全体を通して

- ・家庭科教員免許取得志望学生はほとんど何らかのジェンダー教育を大学で受けている時代になっているといえる
- ・教員養成家庭科専攻課程の方がわずかだが知識量は多い
- ・知識量以上に「授業への関心度合」がジェンダー意識と相関が見られた
- ・一般学生や他教科の教員免許取得志望学生に比べ家庭科志望学生は知識量もジェンダー意識も総じて高い

注) 知識が増えてジェンダーに関心が深まるのか、ジェンダーに関心があるから学ぶのかは明らかではない

② 個別項目について

- ・多くのジェンダー意識は払拭されつつあるが、

育児に関しては母親、という規範意識が根強く、知識として理解できていても、我が子に関しては「自分の手で」と考えていることなどが明らかになりました。

また、国立の教育大学、私立共学、私立女子大の3種類で興味深い違いが見られましたが、これが個々の大学による違いなのか、あるいは国立・私立、教育学部か家政系などか、共学か女子大かといった大学の特性による違いなのかも、今後大規模調査での検証対象となりうると考えております。

なお、今回の発表には含んでおりませんが、本人の希望するライフコースに関しては、本人の育ってきた環境の影響が読み取れるものでした。

○「家庭科教員の調査から見える現状と課題」

中島 美那子

I. 背景と目的

現在の学校教育において、「社会科」や「保健体育」といった教科に比べて、「家庭科」が最も男女平等の問題を取り上げているといわれています。そこで高校家庭科に着目し、家庭科教員が男女平等やジェンダー平等に対してどのような考えを持っているのか、授業の中でどのような位置づけとしているのかについて調査を行いました。本日はその分析結果の報告となります。

II. 調査報告

図1の示す通り、全国12都府県52名の家庭科

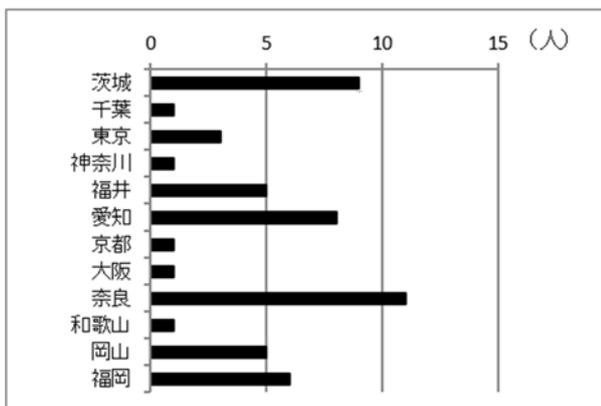


図1 対象者の勤務地 (n=52)

教員を対象に質問紙調査を実施しました(大学女性協会、2014)。

その結果、「男女平等」を授業に取り入れているとする者は77.8%(28人/36人中)、全く扱っていないとする者が22.2%(8人/36人中)存在しました。また、授業で取り上げるそれぞれのテーマが、授業全体にどの程度の割合を占めているのかについて聞いたところ、「生活の科学」は授業全体の20.0%、調理実習は17.4%という平均値であったのに対して、保育実習2.8%について男女平等は4.1%と、2番目に低い値となりました(表1)。「男女平等」を全体の中でもっとも多く取り入れた教員でさえ10.0%であり、前述の通り22.2%の教員は0%という現実が浮き彫りになりました。

表1 実際に実施している授業の割合平均 (n=36)

青年期の自立	5.2%
家族・家庭	9.4%
子どもの発達と保育	11.8%
高齢期の生活・福祉	6.2%
生活の科学	20.0%
消費生活	9.3%
男女平等*	4.1%
調理実習	17.4%
保育実習	2.8%
裁縫実習	11.5%
その他	2.1%

*「男女平等」という独立した単元はないが、本研究の目的から、あえて項目を立てた。

さらに、実際に実施している授業の中でのそれぞれのテーマの割合ではなく、理想とする授業での割合について尋ねました。実際に行っている授業の割合が上位2位の「生活の科学」、「調理実習」、下位2位の「男女平等」「保育実習」の本来理想とする授業の割合について尋ねたその結果を図2に示します。

「生活の科学」に関しては「もっと減らしたい」とする者が半数近く(46.4%)いたのに対して、男女平等教育については、「もっと減らしたい」と考える者は0でした。しかし、「男女平等」について「増

減なしで良い」とする者(71.4%)が、「理想はもっと増やしたい」とする者(28.6%)よりも圧倒的に多く、本調査からは、家庭科で「男女平等」を教育する必要があると考えている教員はそれほど多くないことが示唆されました。

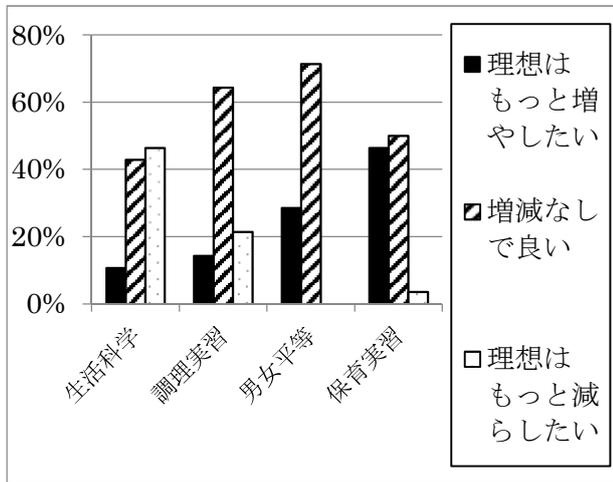


図2 理想とする授業の割合について (n=28)

最後に、なぜ家庭科教員が「男女平等」について授業で扱わないのかについて、個別の要因から捉える目的で、「男女平等を教えることに関してのお考えをお書きください」という自由記述欄を設けました。自由記述の結果から、「男女平等」を授業で扱うことに関しての教員の考えが、以下の5つに分類されました。

- (1) 教えることは大事・積極的に教育
- (2) 教えることが難しい
- (3) 教科書に書かれている事を教えるのみ
- (4) 教えることには消極的
- (5) その他

さらにそれら5分類に含まれる実際の記述内容を表2に示します。

表2 分類それぞれの記述

分類	記述
(1) 大事・積極的	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等教育は高校においては家庭科が大きな役を担っている。 ・全項目を通して男女平等を教えている。
(2) 難しい	<ul style="list-style-type: none"> ・資料を見つけることや生徒に合った教科研究をすることに難しさを感じている。 ・どの分野でどう取り上げると良いのか、悩む。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「いつ、どこで、どんな形で」の体系化がなく、個人によるところが大きすぎる。
(3) 教科書中心	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会基本法を教科書のみで教えている。
(4) 消極的	<ul style="list-style-type: none"> ・すべてが男女平等であるというより、<u>男らしさ、女らしさを大切にしながら自分らしく</u>、と教えていきたい。 ・男子は、男女平等の意識が自然と身につけている生徒が多いと思う。「教える」という行為で負の力が働くこともあると思う。 ・自分の中に<u>ジェンダーがある</u>ので、男女平等を教えようという心構えに欠ける。 ・男女平等よりも、「<u>人間としていかに生きるか</u>」を考えさせることの方が重要。 ・生徒たちに男女による差をほとんど感じない。何を教育したら良いのか分からない。

III. さいごに

調査対象者数が少ないことから一般化することはできませんが、本研究より以下のことが認められました。

- ・高校家庭科において、男女平等を意識的に取り入れることは少ない。
- ・経験の浅い(10年未満)教員は、男女平等教育を大事だと思いつつも、その実施について悩んでいる者が多い。しかし、講師であることも多く、学ぶ機会がない。
- ・10年以上の教員経験のある者は、男女平等教育を難しいと思っている人が少ないが、一方で、教える必要性を感じない人も少なからず存在する。そこで今後は、(1)教員経験年数に限らずすべての家庭科教員が、日常の問題のみならず、社会システムから見たジェンダー平等・男女平等を学ぶ機会を保障されること、(2)男女平等あるいはジェンダー平等教育の授業実践を広く行い、そのノウハウを蓄積し、全国の家庭科教員が気軽にそれらの情報を得て、自らの実践に生かすことができるようなシステムづくり、この2点の整備が早急に必要になるのではないのでしょうか。

GWI ジュネーヴ世界大会 参加報告

CIR 担当理事 長崎支部 鈴木 千鶴子
東京支部 平田 恭子
元 IFUW/JAUW 会長 東京支部 青木 怜子
広報委員会委員長 神奈川支部 穂田 信子
事業担当理事 東京支部 藤谷 文子
監事 東京支部 中山 正子

セミナーでは、「平和は教育から (Peace through Education)」のテーマのもとに開催されたカンファレンスでの JAUW 会員による 4 件の発表と、多言語・多文化・多民族共生社会で永世中立国でもあるスイスの素顔に親しんだ周遊の旅を中心に報告し、GWI と JAUW のミッションを確認した。発表分担者別に、以下 I.~IV. のセクションに分けて概要を記載する。



基調講演のスワティ・デウラミニ・マンデラ

I. 全般

はじめに

GWI 第 33 回総会ならびに 100 周年記念大会は、本部のあるスイスのジュネーヴ市内、ジュネーヴ大学ユニ・マールキャンパスで、2019 年 7 月 24 日のプレイベントから 28 日の GWI デーまで 5 日間にわたり、約 50 ヶ国から 400 名が参加し盛大に開催された。JAUW からの参加者は会員 30 名で、開催地スイスの 41 名、アメリカ 32 名に次ぐ多数を占めた。

「平和は教育から」をテーマに掲げるカンファレンスは、南アフリカ共和国元大統領ネルソン・マンデラ氏の孫娘で人権活動家のスワティ・デウラミニ・マンデラによる基調講演で幕を開け、JAUW からはワークショップおよび ID セミナーで以下の 4 件を発表し、様々な国々の参加者から好評を博した。

(1) 2019 年 3 月に完了した東日本大震災災害地

支援事業に基づくワークショップ：Accessibility of Networks in a Crisis and the Mission of GWI「災害時のネットワークに活かされる GWI のミッション」(青木怜子・高田武子・穂田信子・鷺見八重子)

(2) ID セミナー：①2018 年度 JAUW 公開シンポジウム「教育・ジェンダー・共生—誰ひとり取り残さない共生社会を創るために—」報告書に基づく口頭発表：Determining Educational Goals for Peaceful Coexistence: A Study Based on a Symposium of JAUW「平和共生のための教育目標をどこに定めるか—JAUW シンポジウム」(鈴木千鶴子) ②東日本大災害の実体験に基づく知見を口頭発表：What Can Graduate Women Do to Mitigate Suffering in Disasters「大卒女性は減災のために何ができるか」(平田恭子) ③世界で唯一の戦争被爆国、日本の長崎から世界へ広がり 2018 年度よりノーベル平和賞にノミネートされている

高校生主体による活動の紹介ポスター発表：How the Voices of Youth Calling for Nuclear Abolition Can Reach around the World: A Case Report from an A-bombed City Nagasaki, Japan 「核廃絶を訴える高校生平和大使・一万人署名活動を世界へ拡げるアクターとファクター」(長崎支部：鈴木)

1. 第33回 GWI 総会

2 日間にわたり開催された会議に、JAUW から議決権行使に関わる評議員として(正) 鷲見八重子会長、鈴木千鶴子 CIR、藤谷文子理事、(副) 青木怜子元 IFUW 会長、三木谷節子神戸支部会員、岡崎優子岡山支部会員の 6 名が当たり、主に以下の審議事項の決定に参画した。

(1) 新役員選挙結果

会長 Terry OUDRAAD (オランダ); 副会長(会員担当理事) Eileen FOCKE-BAKKER (オランダ); 副会長(教育提唱理事) Louise MCLEOD (アメリカ); 副会長(資金調達理事) Basak OVACIK (トルコ); 会計 Katharina STRUB (スイス)

*法・統治担当理事、マーケティング担当理事は、後日任命。

会員委員会 委員長 Meera BONDRE (インド)、Nneka CHIEDOZIE (ナイジェリア)、Perine WADGY (エジプト)、Pouya SAEEDI (ニュージーランド); 教育委員会 委員長 Shirley GILLET (ニュージーランド)、Confidence DIKGOL (南アフリカ)、Alba Evelyn CORTEZ (エルサルバドル); 財政委員会 会計補佐(カナダ) Beverley RHODES、会計補佐(スイス) Karoline DORSCH、委員: Kathryn B. HORVAT (米)、Pat SIVERTSEN (ニュージーランド)、Abeda INAMDAR (インド) *その他の委員会役員については、プロジェクト委員会のイレヌ賀集氏を含め、候補に基づき後日任命

(2) 定款決議

①特別基金の流用については総会の 3 分の 2 以上の賛成を得て可能とする

②複数国合同加盟を可能とする

③年会費全額期日内納付不履行による資格喪失について、原案通り猶予期間を設ける

(3) 内部決議

①2016 年～2018 年会計監査承認

②監査機関と監査方法承認

③年会費値上げ計画は本年無し、今後については推移をみて毎年検討することを承認

④2020 年～2022 年予算案承認

⑤第 34 回 GWI 総会期日と場所については理事会へ一任

(4) 一般(政策・行動)決議

①多様な教師の採用・配備

②女性の教育による平和構築

③人権教育としての性とリプロダクティブ・ヘルス教育

④女性への STEM 教育

⑤難民と女性と子どもの移住者のための人権

⑥難民と外国人保護申請者への公正で差別のない管理運営

⑦職場におけるセクシャル・ハラスメント

⑧グローバル目標としての持続可能な開発目標(SDGs)

2. 100 周年祝賀会

初日の 7 月 25 日、大学ロビーに 300 名以上の参加者用のイスとテーブルを備えた夕食会場が設けられ、1920 年の初回参加国に続き現在の加盟国の紹介で始まった祝賀会は、JAUW よりお祝いとして葛飾北斎の版画入り額と 10 万円の奨学金を鷲見会長が贈呈、続く日本の歌「ふるさと」を全員合唱し、締めくくりを飾った。

途中食事を取りながら、次の 100 年に向けて GWI ランプ点灯式、記念ソング“Every Woman and Every Girl”合唱、ソングコンテストとロゴコ

ンテスト優勝者(オーストラリア、フィジー)表彰、100歳バースデーケーキ入刀、および次の奨学金授与が行われた。①100周年記念 Caroline Spurgeon : Vidya Diwakar (ケンブリッジ大) 12000CHF、②(FfWG) Crosby Hall Fellowship : Ariana Markowitz (ロンドン大) 6000£、③BFWG Marjorie Shaw Fellowship : Mireille Widmer (サセックス大) 5000£、④Chitra Gosh Award : Swati Bedekar (インド) 1000CHF、⑤Nazan Moroglu Young Member Award : Irina Trofimova (ロシア) 1000CHF。

3. GWI デー

最終日は、ジュネーヴに本部を置く国際赤十字



祝賀会に和装で集う JAUW グループ

赤新月社連盟より若手の研究員 Ms. Aarathi Krishnan を基調講演者に招き、AIの台頭をはじめ急速に変化する世界を将来展望する刺激的なプレゼンで始まり、テーマ別ワークショップ、昼食を取りながらの地域別会議、午後は公開討論会と続き、前回のケープタウン大会以降の財政回復の3年間会長を務めた Geeta Desai の寄付金贈呈を含めた退任の挨拶、と盛りだくさんのプログラムで、閉会式まで終日慌ただしく過ぎた。

その最後を飾った公開討論会 “Using our History to Positively Impact on the 21st Century” 「これまでの歴史を次世代へ積極的に活かす」において、100年前の創設時に始まり今日に至るまで GWI (IFUW) の発展に貢献した 59名の「卓越した女性たち」を顕彰する Inspiring a Vision:

Pioneers and Other Women (編集: Anne Holden Rønning) が発刊されたことが紹介、披露された。その中に、イギリスの Caroline Spurgeon、アメリカの Virginia Gildersleeve や、世界の先駆的女性科学者 Marie Curie と並び、JAUW から故高野フミ氏と青木怜子氏のプロフィールがお写真と共に取り上げられている。

おわりに

100周年という節目に我々が大きな期待を寄せていたこともあり、実際の数々のイベントそれぞれの内容、特に運用面において JAUW で経験しているような緻密さが欠けているのでは、との印象を抱きはしたものの、資金不足の中においても、地の利を生かし WTO (世界貿易機関) や国連の諸機関ならびにスイス政府やジュネーヴ大学から女性の専門家ならびに適任者を多く集め、GWI がテーマ: Peace through Education に対して今の時代、この世界でどのような取り組みをすべきと考えているか、提唱の趣旨は、前掲の基調講演や以下の公開討論などからくみ取ることができた。(1) “A Common Goal of Development in the Global Economy” 「グローバル経済における開発の共通目標」(2) “Importance of Gender Equality in the World Trade” 「世界貿易におけるジェンダー平等の重要性」(3) “The Evolving Roles of Education and Gender Equality in the Prevention and De-escalation of Conflict and in Building Sustainable Societies” 「争い・暴力のない持続可能な社会づくりのために必要性を増す教育とジェンダー平等」(4) “Global Awareness and Engagement: Understanding Our Global Economic, Social, Environmental Connectedness as a Path to Education and Development rather than as a Driver of Conflict” 「グローバル化する経済・社会・環境が紛争を助長するものではなく、どのように教育と開発への導きとなるかを理解できる気づき

と社会参画」(5) 開会行事祝辞における国会議員 Lisa Mazzone の発言「100 年前 10%に満たなかった大卒女性の近年の高学歴化は顕著。しかし当地ジュネーヴで今年6月にイコールペイを求め50万人規模のデモがあったことは、今も我々が解決すべき大きな課題があることを示す」。

以上の大会のメッセージを受け止め、今後の JAUW の活動に生かし尽力していきたい。(鈴木)

II. 口頭発表と 100 周年祝賀会

前仙台支部、現東京支部の平田恭子と申します。2019 年 7 月 27 日に「大卒女性は減災のために何ができるか」という題で ID セミナー口頭発表をする機会を頂いた。私の発表の骨子は、減災におい



て、大卒女性の役割はリーダーシップであること、大卒女性の価値は物事のあらゆる面を考慮し俯瞰的な判断ができること、行動が先人女性達の尽力の賜物を最大限に活かすことであり、我々の後ろ姿を見せることを含む教育を通して次世代に知見のバトンをつないでいく、というものだった。身につけた教育はいかなる惨事のもとでも奪われないこと、自然災害があるというのに戦禍で国土を荒らすことがいかに愚かなことかも述べた。私などは東日本大震災の被害は最も少ない一人だが、地震自体が未知の世界である海外の会員の皆様にと

っては、私の体験談と見解ですら非常に衝撃的であったようで、シーンとなって聞いて下さった。

7 月 25 日のレセプションでは、JAUW の出し物として「ふるさと」を皆で合唱し、私がピアノ編曲と伴奏を担当させて頂いた。涼しいと期待していたジュネーヴがまさかの、つまりはエアコンなしが前提の猛暑の中、会場のジュネーヴ大学ユニバーサルキャンパスはサウナのような状態だった。音響係に助っ人らしい若い男性が一人いるだけで、音がハウリングする状態だった。医学や自然科学は勿論のこと、文系の学問領域の会合にも複数の技術の専門家がつくのに対して、音楽については GWI ですら素人が雰囲気ですること、音楽理論を専門とする身としては残念に思った。真面目な JAUW は最後まで残ったが、外国の方々は暑さのあまり次々と帰られ、本番より直前のリハーサルで歌った時のほうが大勢の皆様からたくさん拍手をいただいた。

20 年の会員生活の中で、初めて渡航し参加した 100 周年大会はとても貴重な経験となった。(平田)

III. ワークショップ

2019 年の第 33 回 GWI 総会は、IFUW の発足から 100 年を記念し、本部事務局があるジュネーヴで 7 月 25 日から 28 日まで開催されると決まっていた。総会では各国連盟協会の会員、独立会員等がその回のテーマのもとセミナーやワークショップの形式で発表をするのが恒例である。東日本大震災災害地支援事業が 2018 年度に終了したことを受け、青木怜子元 IFUW/JAUW 会長の呼びかけで、本事業の特設委員長であった高田武子、当時の CIR 穂田信子が驚見八重子会長とも協議し、GWI・各国協会・会員個人からの奨学事業支援へのお礼の意も込め、ワークショップへの応募を決

めた。総会のテーマは、Peace through Education (平和は教育から)。発表では、5つの指定されたサブテーマのうち、次の5番目を選んだ。

サブテーマ5 : What can graduate women do to influence a global society, working at the intersection of education, peace, advocacy in local, national and global policies? (大卒女性は、教育、平和、地域・国・国際レベルの政策に関する提唱活動という切り口から、国際社会に影響を与えるどのような行動がとれるだろうか)

タイトルを、Accessibility of Networks in a Crisis, and the Mission of GWI (災害時のネットワークに活かされる GWI のミッション) とし、GWI へ提出した応募書類には、ワークショップ概要をこのように記載した。

本年をもって 2011 年の東日本大震災によって遺児となった高校生のための JAUW の奨学金制度が終了した。この奨学金は審査で選ばれた高校生に高校卒業時まで、そして希望すれば進学後の 2 年間、毎月一定額を支給するというものだった。その資金は旧 IFUW などのネットワークを通じ、善意の寄付によって賄われた。この事業が無事終了出来たことで、災害時においても、教育を通じて平和を達成するという GWI のミッションを前進させられたのではないだろうか。

応募は採択され、7月27日の実施当日は午後14時45分からの75分間の枠に対し、日本人会員30数名と外国人4名の参加を得た。発表の構成は、奨学金事業計画立案に至る背景の説明(震災、被害、学校制度、JAUWの知見)、IFUWから届いた有形無形の支援とその効果、事業実施報告とし、その後、全参加者がグループに別れ、プロジェクトの立案・実行に関する意見を自由に交換し、最後はワークショップ代表者青木怜子のまとめで終了した。



ワークショップ会場風景

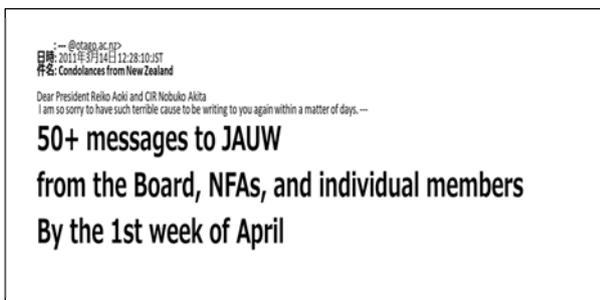
結論 :

この事業は JAUW とその会員が有した奨学金制度関連の知見、資金集めの企画力、その意義に感じて協力をいただいた地方自治体および個人の善意によって成功した。保護者を失った高校生に対し JAUW から毎月送られる奨学金が、彼らの進学を可能にただけでなく、見守られているという安心感を与え、広い社会に対する信頼と自らも地域社会に貢献する決意とを育む一助となった。社会への愛・信頼こそ、地域社会ひいては世界の平和を希求する基盤である。その意味でこの事業は、若者への教育支援によって平和を愛する社会人を育てたと言え、IFUW/GWI のミッションを前進させたと言えよう。また、IFUW/GWI から JAUW に震災直後に届けられた数十通にのぼる見舞いのメールは、被災した仙台支部会員に届けられ、励ましになると同時に IFUW と世界を近く感じさせた、



震災の説明に用いたスライド

と聞く。もちろん世界からの有形無形の励ましが、
JAUW 全体の力になったことは言うまでもない。
(穂田)



IFUW のネットワークで届いた数多のメールを説明するスライド



奨学金制度を説明する高田特設委員長

IV. スイス周遊の旅：7月29日～8月3日

5日間の会議を終え13人プラスJTB添乗員と現地ガイドの15人でのスイス周遊の旅である。デラックス大型バス使用で座席は使い放題、ゆったり旅の5日間となった。皆笑顔での出発進行である。



皆笑顔での出発進行

第一日目、ジュネーブ出発後美しいレマン湖を横に眺めながら最初にローマ遺跡の残る小さな村ニヨンに散策、その後トロシュナ村にあるオードリー・ヘップバーンのお墓を訪ねた。あたり一面に広がる田園風景に一同感動しつつ静かな村を散策。



オードリー・ヘップバーンの墓

その後ローザンヌの街に入りローザンヌ大寺院見学、レマン湖の正面に位置するオリンピックミュージアムでは映像を楽しみ過去のオリンピック開催地の記念グッズの品揃えが豊富でそれぞれショッピングも楽しめた。ローザンヌ泊。

第2日目、この日は湖畔の町から一転して山間に入っていく行程である。湖畔のシオン城見学後なだらかな丘に連なるワイナリー地区ラボーで試飲、適度な量で全員酔うまでには至らず。一安心！夏のジャズフェスティバルでにぎわう町モントル



登山の街
グリンデルワルド

一散策を経て山間に入り素敵な山小屋風建物の連なる登山の街グリンデルワルドへ到着。夕暮れの街を歩いて夕食へ。グリンデルワルド泊。

第3日目、アルプス登山鉄道、ユングフラウ鉄道でクライネシャイデックへ、エレベーターに乗り継ぎユングフラウヨッホのスカイテラスに到達、みな登山証明書をゲット。何の苦もなく登山できみな大満足。その後迎えのバスの待つラウターブルネンへ。

それから当初宿泊を計画していたエンゲルベルク男子修道院見学、残念ながら修道士には会えなかったけれど売店で皆お土産にチーズをどっさり買い込んだ。それも楽しみのうち。その晩はルツェルン泊。



エンゲルベルク男子修道院

第4日目、皆朝早く起きてルツェルンの街を散策、世界遺産の木造カペル橋の美しいこと！ 瀕死

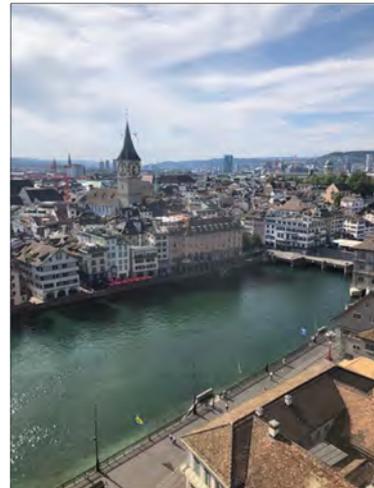


カペル橋

のライオン像も見ごたえあるものだった。

感動いっぱいのルツェルンを後にバスはドイツ国境に近いラインフォールへ。暑さを忘れるほどの豪快な流れに皆息をのむ。

いよいよ最終目的地のチューリッヒに午後到着。限られた時間の中で皆それぞれ街を散策。大聖堂のジャコメッティのステンドグラス、近代教育史に大きな足跡を残したペスタロッチの像や、聖母聖堂のシャガールのステンドグラス等を見る。皆一生懸命大聖堂の塔に登りそこからのチューリッヒの街の眺めに感動した。チューリッヒ最後の会食は人気レストランだったがポテトの量の多さに皆少々辟易してしまった。チューリッヒ泊。



チューリッヒ市内

第5日、ここからは皆それぞれ帰国の途へ。

楽しい5日間の旅だった。最後になるがこの旅の企画はIFUW(現GWI)元会長青木怜子会員の細かいアドバイスがあってこそ実現できたことを付け加えさせて頂きたい。

(中山、藤谷)

分科会 1 「教育」

リーダー 茨城支部 中島 美那子
サブリーダー 東京支部 坂上 栄美子

【分科会のもち方】

20数名と比較的多くの参加者が集まったことから、グループでの話し合いを中心に進めることとしました。まずはリーダー（中島）より本分科会の主旨およびグループ内で話し合っていたきたいことなどについて説明をし、その後4～5人の小グループに分かれディスカッションをすすめました。グループは全部で4つとなりました。15分くらいで一度グループ毎にどのような話し合いとなっているのかを発表していただき、全体で共有しました。その共有した内容について全体でディスカッションしたのち、再びグループ毎のディスカッションに戻っていただくこととしました。十数分後に再度、グループでの内容について全体へ発表していただき、最後に全体のディスカッションを深めて終了としました。

(1)分科会の主旨説明

↓

(2)グループ(4～5人)での話し合い

↓

(3)全体討論

↓

(4)グループ(4～5人)での話し合い

↓

(5)全体討論

【提示資料】

教育を学校教育、家庭教育の二方向から捉えることとしました。資料1（学校教育）としてはセミ

ナー初日（前日）の家庭科教員への調査報告の資料（中島発表）を用い、資料2（家庭教育）としては、就学前の子どもを育てる保護者を調査対象者としたジェンダー観に関する調査資料を提示しました。

【分科会内容】

(1) 本分科会の主旨説明

中島 教育とジェンダーについて議論を深めたいと思っています。内容は広く展開して良いと思います。しかし最終的には、私たちが実行できそうなところに意見を集約していけたらと考えています。教育現場において子どもたちのジェンダー平等を実現するためには、あるいは教育の力を借りて私たちのジェンダー平等を実現するには、「人権」を扱うことを避けては通れないと考えています。もう少し具体的なところから言えば、学校教育や家庭教育のなかで、子どもたちに対して「らしさ」を意識的・無意識的に植え付けることが、子どもの人権を無視した行為となってしまっているのかもしれない。本分科会には学校の先生、とくに家庭科の先生もおいでになっており、地域の子どもの育ちにご尽力くださっている方も来て下さっています。いろいろな視点からのご意見を歓迎します。突飛なアイデアでも躊躇せず、大いに語り合ってください。

(2) グループ（4～5人）での話し合いを経て、

(3) 全体討論へ

角田 岡山支部の角田です。私たちのグループでは次のようなことを話し合いました。ある地域で

は、学校現場にてびきを配布したところ、男女平等の教育はだいぶ進みました。でも、その子どもたちが家庭に帰ってのギャップがあります。お母さんが忙しく働いていて、お父さんが「ご飯、まだあ？」と言っている。子どもたちはそれをどう受け止めるのでしょうか。そのお父さんが反面教師となるかもしれません。あるいは子どもはそれをそのまま引き継いでいくかもしれない。たぶん後者が多いだろうから、日本の男尊女卑は改善されませんね、という意見が出ました。学校教育なのか、家庭教育なのか、いずれにしても果たす役割は非常に大きいという方向で話をしました。

鈴木 長崎支部の鈴木です。今回学生さんが私たちのグループにおりました。教員を目指している方です。「どういう家庭でも社会的地位が高いなかでこそ、偏った力の行使が現実に行われている」ということに興味と関心があるということで、みなも同感・同調いたしました。「地域による偏りもあるのではないかな」という意見も出ておりました。また、ある方は幼児たちと山登りをしているそうで、女の子が「男の子のくせに、どうしてすぐ疲れたっていうの」という発言をする場面に出会うそうです。「これは良い教育の機会だ」とばかりに、子どもたちにお話をしているそうです。また、核廃絶を訴える高校生平和大使は、87%が女子なのです。つまり女子高校生です。応募者の割合もそのくらいなので、不思議に思って、この件についていろいろなところに疑問を投げかけました。そうしたら「家庭の影響でしょう」との解釈を聞きました。ある大学が、この平和活動に参加している高校生を優先的に入学させるようになったそうです。するとその頃からご家庭の姿勢ががらりと変わり、女の子に対しては「どんどん応募しなさい」となった。その前までは「高校生が平和運動なんて」という感じで、家庭の応援はなかったのですが。一方男

の子に対しては、「学校のこと以外の活動などしないで、勉強さえしていればよい」という圧力が大きいのではないかな、という解釈があります。そうだとすれば、社会を良くする動きは男子が関わることなく進み、大人になってそこに関わった経験のない男性しか政治に関わらないのだから、政治は違った方向に行くのは当然だろう、という話になりました。

岡本 熊本支部の岡本です。私たちのグループには家庭科教師がいるので詳しい話が出ました。熊本市では男女共同参画啓発のパンフレットが作られて、高校1年生全員に配られますので、それがどのように活用されているかが紹介されました。

岩村 東京支部の岩村です。自分たちの受けてきた教育を思い返しました。また、小学校の理科実験のお手伝いをしていますが、女の子はサブのようなポジションにいるのを見てきています。住み分けができなくなってしまっているのを残念に思いながら見ているのですが、小学校の先生も忙しいから気を配ってはいられないのだろうな、とは思っています。

(4) 2回目のグループでの話し合いを経て、 (5)最後の全体討論へ

岡本 生徒たちの生き方や働き方は、私たちも家庭科教員として授業のなかで扱っていますが、どのように子どもを育てるのか、というところまでには行っていなかったことに気づきました。本日のこの資料からも、「女らしく・男らしく」を一旦外す視点を入れていくと良いのではないかな、と思いました。そうなれば、学校だけではなく、保健センターあたりで父親学級の際に取り上げると良いのではないかな、という意見も上がりました。もう一つは、今の三十代後半の人たちは、家庭科が男女共修になった世代なので、教育の成果は上がっていると思います。ただし、この教育成果がなかなか社

会に反映されてはいません。企業が変わっていかない、したがって働き方も変わっていかない、というところがあります。そうは言っても、人の気づきを生み出すことは教育の役割として効果があるので、そういう意味では繰り返すこと、いろいろな教科でいろいろな視点で伝え続けていくことが必要だ、という意見が出ました。

岩村 日本のように、女性が財布を握っているのは他の国では珍しく、その点で女性が不満を持たないのかもしれないかもしれません。お母さんはサブの職業を持ち、父親はメインの仕事を持っている。それが日本社会の中で当然であるので、子どもたちはそこで学んでいるのかと思います。

鈴木 ジェンダー平等が達成されないと何が起こるか、たとえば、不都合が起こるわけですが、その最たる被害者は実は男性なのではないだろうか。男性自身が解放されないまま生きるというのはじつは男性の人権の擁護にならないのではないかと。これは一刻も早く改めるべきだと。では、家庭ではそれが根強くあるとして、学校ではどういうことが起こっているのか、という視点から入りました。子どもたちの教育を家庭科という一科目に負わせるということは無理です。ジェンダーの視点を家庭科教育の中でしっかり入れていくのは当然として、その他に全体として、学校経営、学級経営の中で、クロスカリキュラムの中で入れていくことが必要です。ジェンダー教育はあらゆる教科で入れていかないと、私たちの中に根付いていかない、ということが話し合われました。そうなってくると、どのような教師がこれらの教育をできるのか、という教師の意識の問題になってきます。教師は全員、ジェンダー教育ができないといけないのです。例えば学校の中だけでは学べないこともあるので、今日のようなセミナーという場に来てもらうことも大事です。「そのためには私たちもこの場に来て、

協力しないといけません。私たちも頑張りましょう」という意見が出ました。また一方、社会に出たときに、そこに大きな壁があります。だから企業や社会教育の部分にも目配りをしたい、という話も出てきています。また、ここでただ話しているだけでもだめなので、例えば何かを提案し、実践したところ、5年後にはこのように変わりましたと、影響が家庭にも及ぶというデータを収集する、というような活動を、JAUWでも行ったらどうか、という話も出ました。

角田 大学女性協会では、家庭科教育を特化して研究してきたようですが、本来は学校のいろんな教育や教科の中で捉えなければ実現しない問題だと思います。そういう風に考えれば、小学校では「特別活動」の中で、きっちり男女に分けて班を分けたりします。その機会をとらえて、ジェンダーバランスを考えて行動させると何かが変わると思います。また、係を決めるときも、例えば何かの式典の「会場係は男子、受付は女子」と先生が決めたのを、ある女子が「なんで受付が女子なの？」と聞いたら先生が「受付は女子に決まっているだろう」と答えたそうです。そこでその子は家に帰って母親に再び聞いたそうです。そしたら、そこのお母さんは男女共同参画を研究している人だったので、「それはおかしい。男子でも受付をやりたい子がいるはずだから、担任にそう言いなさい」と言ったそうです。そこで担任が男子に聞いたそうです。「(どうせないと思うけど) 受付やりたい男子はいるか」と。そしたら大勢が手を挙げたそうで、それから係は男女半々にしたそうですよ。学級経営の中で、このような場面で、ジェンダー平等を実現することがあるのですよね。家庭科だけではないはずですよ。これからはそういう視点で人権問題として扱う必要があるのだと思います。

中島 まさにその通りです。人権問題であるとい

う観点から捉えれば、まさに家庭科教育だけで扱うものではないはずです。ただし、地域によっては絶対に家庭科でしか扱えないところもありますね。家庭科でも扱えないところすらある。そのような中で岡山市は、資料を全学校に配布できていて、それを元にして教育がされているということですよ。どうしたらそのようなことが可能となるのか、ぜひご報告ください。

角田 男女共同参画社会基本法ができたのが平成11年でした。次の年には岡山市には男女共同参画推進センターというのができました。それはなぜかということ、その当時の市長が、男女共同参画局に勤めたことのある人だったからです。そこで他の自治体に先駆けて男女共同参画条例もできました。その中に、教育の責務も盛り込まれたので、男女共同参画のびきも作り、1年生から6年生まで、そして中学生向けにも作りました。先生方も参観日に取り上げてくださったりしました。

中島 市長さんがですか！ 真似できるところとできないところがありますね。ただし市長ではなくても、そのような意識の高い方、男性でももちろんいいですけど、そういった意識の高い女性が、行政に入ってくれるのもいいですね。入れるように私たちが応援する、ということなら、私たちにできるでしょうかね。

鈴木 長崎女性ネットワークでは市長選でアンケートをしました。そして有権者にその内容を公開して、役立ててほしい、と訴えました。ところがあまり振るわなかった、特にジェンダー平等に関することは、ですね。候補者も優等生的回答をしがちでした。候補者が無意識に洩らす言葉を拾うと、私たちはどの候補者が本当にジェンダー平等について考えているかがわかるのですが、アンケートへの答えのように整った形の言葉では、一般の有

権者にはわかりにくいですね。そこで、このような場を多く設けて、私たちが伝えていって、有権者に学んでもらうことが必要ですね。

荒木 私は学生なので、行政のことには詳しくないのですが、学生の間でもジェンダーやLGBT問題について興味のある人は多くありません。ほとんどの学生が社会問題に興味がなく、時間もありません。そのような中で、私はもっと学生に興味を持ってもらいたくて、大学の中でも、ジェンダーなどについて話し合いをしたり、考えたりする場を作ろうと思っています。そういうわけで今日はここに来ました。いろいろ聞いて、とても勉強になりました。

中島 私たちがいくら「頑張ろう」となっても、若い世代がその意思を共に持ってくれないと道半ばで終わるので、学生さんがここにいてくださるのありがたいです。私も今、大学で教養科目「ジェンダーの現在」という授業を担当しています。最近、受講生が150人を下らないようになってきました。ただし、多くなればなるほど、学生は二分します。特に男子学生にはそう感じさせられることが多いです。例えば男子学生ですが、「この授業はこれから教員になる自分にとって、とても必要な授業だ。しかし、ここで学んだ考えをそのまま学校で披露することは難しいだろう。どうやって擦り合わせていくか、今から考えておく」というコメントを残す人もいれば、「ジェンダー？ 女性の問題だ。自分には関係ない」と、スマホ片手に授業に出る男子学生もいます。でも私も、「本来ジェンダー問題は、男性問題でもある」との認識なので、それでも(やる気がなくとも)何か一つくらいはこの授業から知って帰ってほしい、と思って取り組んでいます。具体的にいうと、男子学生をかなりの割合で取り入れています。

荒木 私の友だちには男性が多くて、その子たちにも話しています。すると、「自分たちも確かにこんな重圧を受けていたな」と気づくようです。だから今立ち上げているグループにも、男性が結構います。

中島 それは今後継続、そして拡大する可能性を持っていますね。期待しています。では残り時間がわずかですので、最後に岡本さんの地域での学校教育の取り組みを聞かせてください。

岡本 熊本県内の高校1年生全員に「もっと自分らしく」という啓発パンフレットを十数年前から配布してきました。当初と現在とでは、パンフレットの表現が柔らかくなったり、そのほか少しずつ形を変えながらではありますが、途絶えることなく継続配布されています。ホームページからダウンロードすることもできますと思います。使い方は自由ですが、学年末に「どの授業で活用しましたか」の報告をすることになっています。したがって全く使用しない高校はないかと思います。

中島 この取り組みは教育委員会ではなく、男女共同参画関連部署が配布して、報告も義務付けているのですね。他にはあまりない取り組みですね。このことは私たちがそれぞれの地域に持ち帰って、「熊本県はこのような取り組みをしているよ」と報告することで、他の都道府県に波及するかもしれないですね。

端本 東京支部の端本です。私は、学校教育というと教育委員会の縛りがあるのかな、と思い込んでいましたが、そうではないという例証ですね。各都道府県が内閣府に依頼することもできる、ということではないでしょうか。私は、家庭科教育に限らずジェンダーの地方間格差が大きいことを、昨日からしみじみ感じていました。どうしてそういう差があるのでしょうか。行政の縛りが大きいのでしょうか。教員養成の教育に格差があるのでしょうか。

木口 岡山支部の木口です。私も熊本県の事例を聞いて、とても良い例だと思いました。学校に報告を義務づけるところがとくに素晴らしいと思います。私も自分の県に戻ったら、少し経緯を確認しながら、すぐに進めたいと思います。みなさまもそれぞれの地域に戻って、ぜひ大学女性協会を通じて報告したら良いのではないかと思います。ただ地域間格差もあるでしょうから、すぐに進むところと、何回か繰り返さないといけないところがあるだろう、と思いながら聞いていました。

中島 みなさま、本日は長時間、多岐にわたるお話をありがとうございました。様々な視点から「人権、ジェンダー平等と教育」を捉えることができたように思います。この後、全体会での報告となりますが、私が伝えきれないところはどうぞみなさまの方からご発言をお願いいたします。

分科会 2 「ハラスメント」

リーダー 長崎支部 中田 慶子
サブリーダー 長崎支部 梅田 和子

中田 皆様おはようございます。今日はハラスメントの分科会にご参加いただき、ありがとうございます。午後の上野千鶴子先生のご講演の後の「まとめの会」で、この分科会から人権を基調にした方向性を持つ提言が出せるといいと思っています。

加納 長崎支部の加納です。昨日の大会趣旨でも申し上げましたが、すべての問題は、ハラスメントにつながり、それは最終的に人権の問題に帰着すると思いますので、この分科会は今回のセミナーの幹にあたるものだと考えます。そもそも「ハラスメント」という言葉の意味を見ると、英語では harassment と書きますが、もとはフランス語が起源で、犬をけしかけるという意味だそうです。要するにハラスメントは、「相手をおびやかす、脅かす、こっちが強いのだと示すこと」であり、された側は、逃げるか服従するしかない、そういうところに追い込まれるわけで、人権上大問題である、ということが言葉からもわかります。

中田 ありがとうございます。加納さんから語源についての的確なご説明を伺いました。それでは順々にマイクを回します。

中村 東京支部の中村です。私は仕事が弁護士なので、日常的にハラスメントや DV を扱っています。40年前はハラスメントという言葉はありませんでした。なぜ私が弁護士になったかということ、他でもない夫の暴力にあつて怪我をしたということがあります。夫に「なぜ殴るの」と聞いたら、「お前が女房だからだ、女だからだ」と言われました。何の理由もない、理不尽なものでした。子どもの頃

には暴力なんて見たこともなかったので、たいへん驚きました。私の場合は、親が助けてくれて大学へ行きなおして弁護士になりました。その後、アメリカで 1970 年代後半、「声を出しましょう」という運動があり、DV という言葉も生まれました。セクシャルハラスメントも同じです。DV もセクハラも、被害者に非があるように思われていたのですが、「そうではないよ」と、アメリカの女性たちが声を上げました。日本でも 70 年代後半には女性たちも力を得て、被害者から話を聞いてピンクのヘルメットをかぶって加害者の会社に入り込んでゲバ棒をふるったという、行き過ぎた時代もありました。国連の「国際婦人年」などがあつて、それに合わせて国内法が整備されてきて、DV 防止法ができ、セクハラについては男女雇用機会均等法の中で整備されてきました。男女でなくても力を持つ人が決定権のない人を威圧したり、力をふるうというパワー・ハラスメント、モラル・ハラスメントなどもあり、最終的にはどれも人権の問題です。人間本来の性（さが）に根ざす、レベルの低い問題なのだと思いますが、こういう一連の問題に対しては、被害者が悪いのではない、と声を上げていくことが大事です。とりあえずこれくらいにしておきましょう。

中田 ありがとうございます。歴史的に概括的にすっきりとまとめていただきました。

佐賀 京都支部の佐賀です。東京地検に一年務めたあと主婦になり、京都で弁護士をして 30 年になります。守秘義務に反しない範囲で話しますと、

「京都呉服屋セクハラ事件」という問題があり、セクハラの本には初期のころの環境型セクハラの判決例として紹介されています。他にも牧師が少女たちに性的加害をしていて懲役 20 年になった事件、中学の教師のいじめの事件などがありました。ここの場にふさわしいかどうかわかりませんが、弁護士ですから、性的加害を与えた男性の弁護をしたこともあります。加害者を一切排除をする、ということではなく、加害者の側にある問題とか、そのあたりをどう考えていくべきだろうか、という問題意識を最近持っています。

窪田 東京支部の窪田です。前に勤めていた大学で、セクハラを意識を深めようということで、ポスターを作るなどの啓発活動を行いました。20 年以上前ですが、同僚(女性)が食事にいくときに、「口紅付け直したらどう」と男性に言われた、と言ってすごく怒っていたことがありました。その時の私は、「聞き流せばいいのに」と思っていました。でも今、それははっきりセクハラだと思います。自分の経験から考えても、意識を高めていくこと、そして何かあった時の対処の際には、知識があるかどうかが大切と思っています。

高橋 福井支部の高橋です。高校の教員で病弱児の支援学校へ勤めていました。子どもたちの心身の病気の背景に家庭内暴力や、子どもへの暴力がありました。若いうちから教育することが大事だと思っています。孫を見ていると、小学校で習ったことは素直にすんと入っていく。そういう年代から教育していくことが大事だと思いますし、支援センターなどの窓口の情報などの知識も広く知らせることも大事だと思っています。今はアロマで子どもや大人へボランティアをしてサポートをしています。

桑折 東京支部の桑折です。昨日の中田さんのお

話を聞いて、こちらの分科会に参加することにしました。私は社会福祉委員会に所属して、身体に障害のある優秀な学生さんに奨学金をお渡ししています。障害のある方に対するハラスメントがあり、普通の生活をしていてもバリアがありますし、バリアフリーのために何ができるのかを委員会でも考えていこうとしています。平時はもちろん、緊急の場合に、障害がある方が、ときにハラスメントを受ける例があるのではなかろうか、そんなことをお聞きしたくて参加しました。

植原 群馬支部の植原です。昨日つくづくこのセミナーに来てよかったと思いました。世間の姿勢が「痴漢に注意」(注意していない方が悪い)ではなく、「痴漢は犯罪です」という方向に変わってきたことに、嬉しい気持ちがありました。昔、BBC 放送で、少年相手に性犯罪を犯した人に対して、その身体にチップを埋め込んでいる、ということを知りました。そうしたら昨日は、「腕輪みたいなものをさせるという例もありますよ」という発言もありました。これらは再発防止にもなります。500メートル以内に近寄ると音が出るなど、何らかの反応があるということです。「男性はどんなことをやっても逃げてしまえばわからない」というのではなく、ちゃんと責任を取らせるにはどうしたらいいのか、皆さんのお知恵を借りたくて、ここに参りました。

西向 東京支部の西向です。我が家でも最近、娘が父親に対して「それってセクハラよ」などと言うことがあります。これまで切実感がなかったのですが、この分科会にきて、考える機会をいただいています。児童虐待のニュースを聞いて、どうして男性はこんなふうなのだろう、なぜ女性は何もできないのかと、きりきりしています。女性はずっと強くなれないといけない、男性にも変わってもらえないといけないと思います。昨日も、「共生」の話

を伺って、学科ごとの勉強ではなくて、人間として大切なことをどのように教えていくのが大事だと知りました。お話を聞かせていただき、勉強していきたいと思っています。

植松 東京支部の植松です。私は15~20年前、第1回の主任児童委員として、被虐待児を探すという仕事をしました。一番多いのがサボタージュ。夏休みに給食が無くなると飢えるというので、保健所や児童相談所と連携して救い出すような活動をしていました。でもその時に一番困ったのは、「子どもはお母さんが大好きなので離れたがらない、地方に行ってしまうとその後の行方がわからなくなってしまう」ということでした。私はゴルフをしますが、ある男性が、周りに人がいなくなると途端に豹変して、女性に難癖をつけ「女のくせに」と言ったり、キャディさんに文句を言って、プレイの不出来を相手のせいにして責めるなど、女性に対する接し方がとても威圧的である姿を見ました。周りの男性に話すと、「彼はいつもそうなんだよ」と男性同士で容認していて、信じられない思いでした。昨年、津田塾大学の木村先生のお話を伺った時、震災避難の際に一番問題になったのは避難所でのレイプだったということでした。表面に出ないが、避難所の中でそういうことが多くあり、周りの女性も「しょうがあんめえ」と許してしまう、そして被害者は自分が悪いんじゃないかと思ってしまう、そういうふうには暴力を容認してしまうことが問題ではないかと思って、今日は参加しました。

柏木 神奈川支部の柏木です。今、世の中をみると、財務省のセクハラ事件も政治家がかばい、それが容認されている、というのが日本の社会の現状です。慰安婦問題も「解決済み」と言っていないで、はっきり謝罪しないと、世界からおかしいと思われると思っています。日本はまだ男性中心社会で、女

性が声を上げにくい社会だと思っています。

梅田 長崎支部の梅田です。今日はサブリーダーをつとめています。今年になって、長崎では新聞社の社長のセクハラ発言や長崎市役所の性暴力裁判、県庁のセクハラなどいろいろあり、長崎女性・団体ネットワークでサポートしようと集まることが多くなりました。私は定年まで民間会社に勤務していましたが、成績査定に係の平均は1.0のため、当時は男性社員に上乘せするため、女性社員の査定を最低の0.86にすることが当たり前でした。私は初の大卒女性として採用されたので、「梅田さんは1.0で特別」と言われました。また同じ職場にいる夫が役職につくと妻は辞めねばならない、という慣例がありました。当時は私も役職についていたということと、会社の顧客との間に共同研究があったので「とりあえずこのまま」ということで続けていたところ、男女雇用機会均等法ができました。そこで私を辞めさせた場合、会社側が訴えられたら負けるということで、辞めなくて済みました。そういうことが民間企業では当たり前でした。雇用機会均等法ができたことは、裁判になったときの歯止めになるということでした。赤松良子先生が「少しは役に立ったのね」と言ってくださった、とお聞きしました。

中田 お一人お一人が、ご自分の経験に即したお話をしてくださり、また、私が昨日お話したことも、それぞれの経験に基づいて受け止めて下さったことをとてもありがたいと思います。昨日お話ししたように長崎でもいろんなことが起きていて、全国的に#Me Too運動はあっても、声を上げられない女性はたくさんいます。地方都市では加害者側の知り合いや味方もたくさんいて、そして被害者側を責める発言も多く、「(被害者も)もう少し気を付ければよかったのに」などと批判されます。そして少しでも声を上げようとすると、私たち支

援者に対してまで、いろいろな形の圧力がかかって、声を上げると疲れてしまうという状況です。地方都市は狭いので声を上げていくこと自体が難しいことを痛感しています。私はDV被害者の支援をしてきて17年くらいになりますが、その間、いかに被害者の方が声を上げにくいかを感じ、また被害者のほうが自責感にさいなまれて、自分にも落ち度があるんじゃないかと思っていることに心が痛み、憤りを感じてきました。「そうではないのだ、暴力はふるうほうに責任があるのだ」ということを、繰り返し伝えてきました。

皆様がお話の中で、大人になるともう人は変わらないから、子どものころからの教育が大事だということ、ジェンダー教育で、女性・男性ともに考え方を変えていかなければならない、と言ってくださり、心強く感じました。もう一つ、「暴力を周りが許している」というご発言もありました。「ちょっとのことで、なんでこんなに騒ぐのか」とか、「たいしたことじゃないのに」と、暴力を容認する力というのは、ジェンダー観から来ています。「男なのだからこれぐらいはしょうがない」とか、「女性なのだから我慢すれば」などと言われます。

それでは今までに出た意見をもとに再度皆様からお話をいただきたいと思います。今日は、弁護士さんの参加もありまして、私も日頃、女性の弁護士さんにお世話になっていますが、やはり男性の弁護士よりは女性のほうが頼りになると感じておりまして、感謝の気持ちをお伝えしたいと思います。

中村 最近でも、あちこちの無料相談で聞くと、男性の弁護士から、「我慢が足りない」とか、「離婚したら損だよ」とか言われてきている人が多いようです。「あなたは悪くないのよ」というと、「私は悪くはないのですか」と、ポロポロ泣かれます。日本の女子教育は我慢することを上手に教えてきたのだと思います。でも今やらねばならないのは「声

を上げるべきところは上げましょう」ということです。女が一人で生きていくのは難しいということで、離婚もせず、我慢して、結局一生をそれで終えてしまうことも多い。離婚した後もしっかりと応援しましょうと、私は「マルイチ会」いうのを作りました。離婚を「バツイチ」と言いますが、私たちはそれを「マルイチ」と呼び、20年経って、今度法人にします。NPO法人にするということで、ぜひこれからもコラボさせていただきたいと思っています。

中田 今、中村先生から言っていたように、女性が離婚後に自立していくのが難しいということが、DVから逃れることを阻害していると思います。母子家庭の平均年収が年間300万に満たない状態が続いており、女性が一人で生きていくのがほんとうに厳しい社会です。住居とか収入とか職業訓練など、いろいろ不安があって、女性が再出発しようとしてもなかなか難しい。女性が暴力をふるう夫と別れたいと思ったときに、それを応援できる社会でありたい。支援機関や支援の情報にアクセスしやすくする、というのも大事なことだと思います。

佐賀 性犯罪の加害者といっても、二種類あるようです。男性グループが集団でレイプをしたような場合、それに加わった一人の責任ということを考えるとき、すごく難しい面もあります。

中村 若い子で衝動を抑えられない、そのタガが外れたような人がいる。それは性犯罪だけでなく、窃盗などでもあります。自制ができる、頑張れるというのは、当たり前だと思うけど、それができない人がいます。その背景に、本人の育ちの環境もあるし、発達障害のようなケースで、自分で努力のできない人たちも、世の中には少数いるのも事実です。

植原 亡くなった夫が保健体育の先生で、男と女の違いについて話をしていました。女の子は、卵子を全部持って生まれるから持参金付きで生まれてくる、男の子は一文無しで生まれてくる、と子どもたちに話をしていました。男子は第二次性徴の頃になると、自動的に精子がたくさん作られて一週間にいっぺんくらいあふれてきて夢精になるわけですが、コントロールはできます。被害者ばかりがおびえなくてすむように、加害者に腕輪とかつけてほしいです。

横須賀 茨城支部の横須賀です。高校の教師をやっている、女の子に対しては、「いい人ばかりじゃないからね」と、たくさん注意をしてきました。明け方にカラオケから帰って殺された高校生の事件があった時、「24時過ぎたら午前様ですよ。朝帰りはおじさんがすることですよ」と話してきました。筑波で勤務していた時は、自転車通学生が多かったのですが、警察の人からは、「女子通学生を守ろうとするならば彼女たちに携帯電話を持たせてください」と言われました。携帯電話がものすごく高価だったころの話で、とても不可能なことでした。アメリカでは性犯罪を繰り返したら顔写真も公開されます。日本でもそういうこともあっていいのではないかと思います。

中田 再犯を繰り返す人への対策の話が出ていますが、長崎では今、DVの加害者更生プログラムに取り組み始めています。毎週2時間まじめにきちんと通ってきている加害者もいます。彼らのジェンダー観、つまり「女性はこうあるべきだ」という考え方を変えるのは大変ですが、変わりたいと思っている人には、変わるチャンスの提供は必要と思います。性犯罪の再犯対策については、刑務所でいろいろな取り組みが始まっていますが、効果は100%ではないと聞きます。韓国ではICチップが入っている足輪を装着するとか、アメリカではメ

ーガン法と言って、加害者の住所や顔写真が公開される、ということも行われています。しかしその結果、加害者の自宅が襲撃されるというようなことも起きているそうです。被害をどう防ぐか、加害者をどうするか、両方考えないといけないです。

中村 DVは文字通り家庭内のことで、他人なら傷害罪で刑務所へ行きますが、殺人とか以外、DVで加害者が刑務所に行くことはほとんどない。被害者側が告訴をせず、厳罰を望まないということが多くて、刑事事件になりません。セクハラやパワハラも刑事事件になりにくい、というのが問題です。だから今お話しが出たような「加害者更生プログラム」をもっと開発しないといけないし、女性に対する考えかたを変えないといけない。最近では経済的暴力、一種のモラハラが多いのですが、それも刑務所に行くところまでにはならない。結局夫婦でいる間は、「話し合いなさい」としか言えないのですが、別居すると、婚費の算定表があって、請求ができます。そこで別居することによって、今まで生活費を4、5万しかもらえずにパートでやりくりしていたところ、別居すれば12万も請求できると知って妻が驚くということもあります。経済的にも女性は、こんなものかと思って諦めている方も多くいます。

植松 海外で働いている娘のことですが、外国人の上司が仕事を彼女にいっぱい振ってくる。パスワードはGEISHA、部屋には女性のフィギュアをいっぱい置いて、明らかに娘に嫌がらせをしています。パワハラとセクハラのぎりぎりのところだと思います。ジェンダーの問題を家庭科の授業の中で教えているということ、昨日、初めて知ってとても驚きました。社会科の「倫理」で教えていると思っていました。

横須賀 今、家庭科は、高校だと「人生設計」で、

人生全体を含めて考えさせるような授業にしています。ちゃんと勉強しておられるい先生は被服や調理だけでなく、ジェンダーのことを教えています。先生の力の差がとても大きくて授業内容に大きな差があります。

西向 私は北海道出身で、明治生まれの母に育てられました。母は家庭科の先生で、男女共修の運動をしていました。母の人生には間に合わなかったのですが、今は共修になっていて孫たちは男女の差なく教育を受けています。母が言っていたことと結びついていたことを、今気づかされました。

梅田 家庭科は、今は男子も受けているのですね。これからの子どもたちが家庭科教育やジェンダー教育を受けているとしたら、これからの世の中は変わっていくのではないかと思いました。

横須賀 私が勤めていた高校の家庭科の先生はとても力があり、被服の授業で布の絵本を作らせ、男子もとても面白い作品を作っていました。お弁当を作る実習ではスポーツ系の男子が凝ったお弁当を作って、数学の私にも持ってきてくれたりしました。

高橋 私も家庭科をやっていました。とても面白いです。他教科とのすりあわせをして人権教育というのも大事だと思いました。昨日の角田さんのお話で、キャンデーを配って賃金格差を実感させるというのは、とても面白いと思いました。

桑折 体験に満ちたたくさんのお話を聞いて良かったです。昨日の中島さんの話の中に、進学校では家庭科の時間が少ない、というのがあって、気になりました。

植原 「被害者は悪くない」ということを強調し

ていきたいです。性犯罪者にチップを、という活動をこの大学女性協会の各支部でも議論をして、声を上げてもらいたいです。

西向 今日はあちこちのいろんな分野の話を伺えてほんとによかったです。

植松 昨日からびっくりするようなこと、ああやっぱりそうなのか、と思ったことなど、たくさんありました。女性の力を再確認しました。

柏木 昨日参加できなかったのがとても残念です。日本はまだ性的なことに甘く、まだまだ男性中心社会なのですね。

中村 家庭内の問題、職場の問題、いわゆるゆきずりの性暴力など分けて考える必要があるように思います。あらゆるハラスメントというところで、場合分けをして、次の段階では考えていければと思います。

中田 ありがとうございます。短い時間でしたが、それぞれの生活の中、ご経験の中でお話をしていただき、よかったですと思います。中村先生が言われたように、細かく分けて考えなければならない部分と、人権・ジェンダー教育の足りない部分というように、大きくとらえていく部分とがあるように思いました。セクハラ、DVなどが、今ここにある日常とつながっている問題であると、皆様に意識をしていただき、誰かが声を上げた時に、「私はあなたの味方だよ」とか、「あなたは悪くないよ」とか、応援をしていただきたい、そもそもそういう被害がなくなるように、私たちが努力をしていく社会でありたいと思っています。今日は本当にありがとうございました。

分科会 3 「共生」 — 外国にルーツのある子どもの日本語教育 —

リーダー 静岡支部 勝又 幸子
サブリーダー 茨城支部 城倉 純子

勝又 今日分科会は静岡支部長の山下さんに発題者、そしてサブリーダーとして理事で茨城支部の城倉さんにご協力いただきます。

山下 静岡支部では2008年から多文化共生についての事業を続けてきていました。10年前の2008年には「外国人が暮らしやすい街とは 多文化共生 家庭、職場、学校、地域から取り組み」というセミナーを開催しました。ここから始めて、教育を受ける権利、日本語教育で外国人の悩みに耳を傾ける活動とはどういうことなのかなど、こんなテーマで2013年まで6回ほどやってきました。それから神奈川支部と2回共同して、多文化共生というテーマでセミナーを開催してきました。この分科会、共生について話し合う前段階として、昨日勝又委員長から中間報告「外国にルーツのある住民と多文化共生の取り組みについて」という発表がありました。これは中学校における進路説明会の有無と、開催にあたってどのような配慮をしているか、の2点を重点にしています。

全国14支部の協力のもと、40の自治体の取り組みがわかってきました。例えば、進路説明会では、自治体が主催してやっているところと、各学校に任せているところがあり、また高校進学多言語進路ガイドブックを作成している自治体もありました。そらに関わっている人は自治体の職員、また学校の先生、またNPO、市民ボランティアの方々です。そして外国籍の親御さんたちが、日本の教育制度への理解不足から、子どもの中学校から高校への進学において、様々な問題や悩みを抱えていることも見えてきました。また地域間の差は

ありますが、様々な外国人との共生政策が各地で行われていることが見えてきました。またそれぞれの実施主体が必要に迫られてこの事業を展開していることもわかります。

実際の問題意識としては、日本語を教育するためのインフラの整備が本当に必要だと感じています。教師も増員し、ボランティアも増やし、予算も増やすことが必要です。各自治体でそれぞれありますけれども、では日本全体ではどうかというと、今年2019年4月に新在留資格が創設されて、外国人材の受け入れを拡大する政策がとられています。出入国管理法が改正されて、家族同伴の外国籍労働者の増加が今後想定されています。また今年の7月には「日本語教育推進法」が成立して、国や自治体には日本語教育を進める責務が、企業には雇用する外国人に教育を提供するよう努める責務が出てきました。

しかし、この新在留許可がすぐに外国籍の子どもの増加に結び付くという認識を持つ自治体は、そう多くはありません。また、制度や法律が自治体にはまだ浸透はしていないという状況があります。これを国際的な動向から見ると、今よく聞く言葉ですが、SDGsです。「誰ひとり取り残さない社会の実現」、この目標に貢献するために、共生社会をつくるために、しっかりと政策に結びつけていくことが、とても重要ではないでしょうか。

今回の調査の中から、市民活動、例えば奈良の方では「外国人労働者奈良保証人バンク」であるとか、夜間中学の整備による成人の日本語教育の機

会の保障、こんなことを打ち出しています。また富士市では長くこの事業をやっている中で、外国の方々も今ここにきて、高齢化していることにはじめて気づきました。そして例えば日本の年金制度を知らずにこれまでできてしまっていた、というような問題も明らかになってきて、年金制度を理解する研修や、また小学校入学時のガイダンスなども進めています。

また私は市会議員をしています。議員としては、富士市にもっと国際教室を増設するようという提案をしています。例えば学校に行っている子供たちは日本語が喋れるようになりますが、家にいる親、とくに母親は日本語を話す機会もなく、日本語が上達しません。そのなかで、親子のコミュニケーションに支障をきたすという問題があります。そこで親子で一緒に学べる日本語教室を学校で展開する、ということも提案してやっています。

そして意識的に事業を展開するなかで、富士市では今年、在留外国人の雇用、医療・福祉の相談に乗る外国人相談窓口を6か所に設置、翻訳用タブレットを導入して5言語で直接タブレット通訳を通して、きめ細かな相談も展開をしています。

国が法を整備して自治体に対してお金を出すようになったら、そこを逃がさずに申請をして、獲得をして、サービスに繋げることです。外国人の労働者を広く受け入れることになるということは、今まで以上に支援が必要になるということです。例えば労働の現場での支援に加えて、その家族の支援です。家族の年齢はさまざまなので、いろいろな世代・年齢の子供、また彼らが高齢になるまでを支える事業の展開が必要になります。

2030年には、10年後ですよ、外国人労働者がさらに81万人必要であると、こういうデータが出ているのです。この近い将来の状況に対応して、本当にしっかりと政策提言をして、さまざまな制度や施策を変えていくことが大事ではないかと考え

ます。

この分科会で皆様と一緒に、意見を出し合って「誰ひとり取り残さない共生社会をつくる」ために、大学女性協会として、国に政策提言ができますように、活発なお話しを進めていってください。よろしく願いいたします。

勝又 今日会場の配布資料として、14支部40自治体の調査結果を簡単にまとめたものを用意いたしました。さて、奈良支部のみなさんが大変すばらしい調査報告を出してくださったので、ご意見をおきかせいただけませんか。

中道 奈良支部の中道です。突然の指名で十分にまとまった話にはできないのですけれども、今お話を聞いていて感じたことをまず話させていただきます。子どもたちの進学ということを考えれば、一番出てきたのが、日本語を喋ること、いわゆる「生活言語」ないし「日常言語」と、「学習言語」が違うということです。外国にルーツのある生徒が学校に入ってきたときに、いわゆる学校での日常会話ができるようになると、それでよしとされて、日本語の教育が必要ではないと判断されることが多い、と聞きました。しかし日常言語は学習言語と違うので、日常言語だけで止まってしまうと、それ以後の学習が進まなくて困る、という話がありました。そこはきちんと認識しないといけないと思いました。

それから、奈良県の場合はその外国人の子供たちが地域分散型という特徴があります。奈良県は面積が広いので、いろいろなところに少しずついます。奈良市はなかでも多いのですけれども、そこからは今回回答いただけませんでした。その他の地域では、比較的多くても何十人というレベルで、分散していることで支援を難しくしています。奈良市には日本語コーディネーターがいるのですが、そのほかのところにはいない、と他の市

からいわれました。小地域分散型の場合にも、コーディネーターがいてその人が全体を見渡して采配するような、そういうシステムが必要だろうと、奈良市以外の方から聞きました。

今回の調査には入っていないのですが、愛知県や三重県は一つの学校に、外国にルーツがある子どもたちが多くいるケースですよね。それぞれの地域のタイプを見きわめる必要があると思います。集中型か、地域分散型か、その地域の特徴を見きわめた上で政策を立てていかないといけないのではないかと感じています。

高坪 東京支部の高坪です。資料を読ませていただきました。自治体が制度という形できちんと持っているところと、「国際交流」と称してボランティアに任せて済ませてしまっているところとの間に差があったように思います。

横浜市の調査結果も読ませていただきましたが、横浜市は中華街があり、古くから外国人が住んでいるという歴史があるからだと思うのですが、市や県の方々が非常に責任をもって回答なさっていたと思いました。私が今住んでいるつくば市の場合ですが、私は手話ボランティアや日本語指導のボランティアをしてきたのに、市の教育委員会がとても無責任な回答をしたことに、強い憤りを感じました。かつて自分の子供が小学校のころ、つくば市では、市民が日本語指導をできるように指導されていたのに、それが継承されていないことが残念です。新宿区の回答もよかったですね。行政が責任を持って回答されていたということが感謝だと思って、読ませていただきました。

鷺見 会長の鷺見です。横浜市の教育委員会は、たまたま今外国人の教育主事をしている方が 30 年間、中・高の現場の先生でして、その先生の意識が高く、対応もとても良かったですし、内容もきめ細かく計画されているということがわかりました。

その方は現場を大事になさって、リーダーシップもある方でしたので、今横浜は先端的なことにトライして、うまく回っているという印象です。

予備調査のときには教育機関にいきなり行くのではなくて、青葉区役所に行きまして、外国人への教育等の部署もありますので、その課長さんのお話も伺いました。そのときは主に日本語の教育支援について聞いたのですが、横浜市には 11 ヶ所の国際支援センターがあります。予算がだいたい年間で 1000 万円ほどついています。それでその中からやりくりして、外国語は業務委託で外に出しているのです。そして学校方針などは教育委員会が決めますから、次に教育委員会に行きました。今回の調査はピンポイントで中学生の高校進学と受験指導について聞きましたところ、横浜市の教育委員会は、各学校からそれぞれ要望があったら人を派遣して面接指導をするそうです。高校受験のときの大事なポイントの一つが面接だそうです。そこで面接の仕方とか、そういう具体的な指導を、年に 7 回とか 8 回、教育委員会が主催してやっているそうです。先生の指導も年に 2 回実施しているそうでした。

穂田 神奈川支部の穂田です。横浜市のことについて補足ですけれども、今から 25 年前に私は横浜市青葉区の宿舎に住んでおりました。その中にハンガリーの家庭の方がいらっしゃいまして、その家族の男の子と息子がよく遊んでいた、という関係です。当時は近所には日本語を教えるような学校はなく、青葉区から電車を乗り換えて、横浜の中華街のすぐそばにある本町小学校というところまで、週 2 回日本語クラスに通っていました。だから今聞いて驚いたのですけれども、日本語の支援があるとの回答が出るまでに、25 年かかった、ということになります。それも覚えておいていただくといいかなと思います。

鷺見 港南区の後日談ですが、「自分のところでは単独にはやっていないのだけれども、窓口にそういう要望が来たときには、どここの区ではやっています」などと言って送り出すのだそうです。コネクションをつける役割は果たしているということでした。

松村 神戸支部の松村です。西宮市と芦屋市に行ってきました。芦屋市では、外国からの方は来られているのですが、それが労働者の子供ではなくて、結局日本人と結婚されたりした家族の子どもで、私らが思っているような、日本語に困っている人はいない、といわれました。芦屋市は小さい市です。

西宮市も日本語教育に予算が出ていますが、予算が少ないので何か必要なときは、兵庫県の方が全部指導に来る、ということになっているそうです。中学の高校進路相談について再度聴きにきました。各学校がちゃんとしておりますので、このことで、生徒が言葉がわからないときはボランティアなり、県からの通訳を要請できますと、おっしゃいました。

勝又 都道府県と政令指定都市とそれ以外の自治体ということで、配布表の中にも区別して示しているのですが、今回の調査の中では、例えば東京都とか今の兵庫県、北海道とかは、都道府県レベルで進学相談をやっていて、そこに各市町村の教育委員会を繋げる、という回答がありました。ですから独自にはやっていないけれども、例えば東京都の場合は、東京都の進学ガイダンスがあり、そういうところに繋げる、という回答をした区もありますし、新宿区のように自分のところでもやっている、と答えたところもあります。

結局どこにおいて特別な進学指導がおこなわれているのか、統一はなかったのです。東京都の中でも外国人の多い新宿区は独自にやっています。で

すから、どの自治体のレベルがこういうことに責任を持ってやるのか、というところははっきりしなかった、というのが私の印象です。

城倉 茨城支部の城倉です。県庁所在地の水戸市はやっていないというところに回答が入っていました。水戸市もボランティアの層が厚く、他の市町村が日本語教育の NGO の団体のまねをして作るぐらい充実した団体が、以前からずっと活動をしていたのですけれど、結局つくば市と同じように、日本語教育をシステム化しなかったのだと思います。行政の中にきちんと取り入れて政策化しなかったのです。その団体がとても優秀だったので、頼ってしまいました。でもそれはやはりおかしいですね。茨城県はみんなきっとそういうふうに民間の NGO や NPO にやってもらったままで、そのシステムのいいところを行政に取り入れきれていない、という感想です。

山下 富士市も日本語を教えるボランティアの方たちが熱心で、力もあり、学校教育課と多文化男女共同参画課とが一緒に中に入ってチームを組んで、年間の高校進学ガイダンスや、小学生向けのガイダンス、高齢者向けのそういうセミナーなどの展開をして、継続的に話し合いをもとにしてやっています。

勝又 富士市の方にヒアリングにいかせていただきました。日系ブラジル人の方が多いわけですが、もう長年ボランティアで通訳をされたり相談に乗られてきた方々が、市役所が設立した国際交流ラウンジのところの職員として相談にのったりしているのです。

野瀬 東京支部の野瀬です。私は新宿に住んでいます。新宿区は東京都で外国人が最も多いところなので、先日も民間団体のシンポジウムがあり、共生をいかに実現するかというテーマだ

ったので、聴きに行きました。そのときに区役所の方に会って、後日訪問しました。新宿区としてやっていることもありますが、それ以外に、多くの民間の団体が、日本語を教えるとか、その他の支援に力を入れていることがわかりました。

一番感心したのは翻訳機のことです。初めて実物を見て驚きました。画面に通訳者が出てきて、日本語がわからなくて困っている人の通訳をするのです。その機械を新宿区は整備しているのです。翻訳機の利用で効率が上がると思いました。その予算はずいぶんかかるとは思いますけれども、そういう具体的な方法もあるということを知りました。

山下 富士市もその翻訳機を入れたのですが、いままで6か国語通訳者を用意してきたのですが、日本の外国人は多国籍化がすすんで、現在60ヶ国ぐらいの人たちが住んでいるため、その全員のために通訳者を雇うということはむずかしいです。新宿区が翻訳機の利用を進めていたのを知りました。私は新宿区の例をだして富士市の状況と翻訳機の必要性を議会で訴えました。

笠間 金沢支部の笠間です。ボランティアの活動についてですが、金沢では日本語指導をするなどのボランティア活動には、行政がボランティア保険というのをかけてくれます。安心感をもって活動できる環境を整える必要があると思います。今回の調査に参加して思ったのは、こういう調査依頼は、役所のなかでどのように取り扱われるのだろうという心配です。結局金沢市の場合は私が直接市役所に行ったら、学校教育課へ、と言われ、その窓口で依頼状を検討してもらって、対応と担当が決まった、ということでした。まずは回答するかどうかの検討を3～4日、回答案を作ってそれを回して担当者で共有するというので、依頼から1週間はかかりました。教育委員会に回答をいた

だきに行ったときに、自分が25年ほど前から民間の国際交流財団で日本語の指導をしていた経験から、民間の活動との関係についても訊ねまして、この調査が他の全国の自治体と比較されますよ、ということと言ったら、教育委員会も、民間の活動まで調べて回答してくれました。

アンケート設問で費用のところですが、人件費として計上するとは限らない、実際は他の費目で会計処理されることもあるから、支援者の人件費というのは慎重にフォローすべきだと思います。ボランティア保険に入れている、というのは、人として支出している証拠ですから、どこで何人雇っているか、などの情報が得られることが貴重だと思います。

中道 外国人支援センターがありますが、学校教育のことは教育委員会が回答する、ということだったので、教育委員会に行きました。そこで、奈良県外国人教育研究会という会が活動していることを知り、話しを聞きにいきました。人権教育の一環として外国人の課題はとらえられています。その研究会は、県の委託事業として、在日外国人中学生と保護者のための高校進学説明会を開いたり、学校の先生の研修をしたり、日本語教育コーディネーターの設置を行政に提言したりしています。しかし進学相談に参加している生徒さんが6～7人と少なく、なかなか情報が学校現場に広く伝わっていないのが課題である、と聞きました。

その一つの原因は学校現場が忙しいことにあります。生徒の支援の必要は各学校長を通じて行政に伝えられるわけですが、生徒に必要な日本語能力について、「しゃべれるから大丈夫だろう」というような判断をする校長もいます。日本語指導のうち、なにが必要で、なにが問題かなど、学校の現場から行政やボランティアに十分に伝わっていないのです。学校がシステムとしてボランティアの

援助を必要な生徒に繋げるための工夫が必要ではないかということを感じました。

富士市にはまだコーディネーターの制度がありませんが、重要だとおもいます。日本語教育の重要性は国も責務として進めています、外国人が観光客ではなく生活者として日本にいるからです。日本語ができることが、安定した生活にもつながるのです。富士市には27小学校区があるが、それぞれ外国人が多いところもあれば少ないところもあり、すべての学校に日本語を教える教員を配置できないとなれば、全体をみて、どこに住んでも日本語の教育がうけられる体制をつくるには専属コーディネーターの設置が実現すれば鬼に金棒だとおもいます。

笠間 金沢市のコーディネーターの例ですが、町ぐるみ福祉活動推進という制度があって、民生委員と児童委員で補充できないところを町会が請け負ってやっています。私は社会福祉協議会や近所のコミュニティカフェなどから情報を得て、マップングする活動をしています。コーディネーターという職をつくる必要のある自治体もあるでしょうが、市役所の福祉系の既存の役割を利用して、外国人に対するサポート機能を追加することも考えるべきかと思います。ボランティアでできることも考えると、行政がボランティアを支援することも必要だと思えます。

城倉 いまのお話に関連しますが、既存のソーシャルワーカーなどに、日本語支援の必要な外国人のみなさんの問題に対する視点を持つように働きかける、ということも必要だと思いました。

中道 奈良市のコーディネーター、各学校にいる日本語指導者を、どのように配置するか、どうコーディネートするかも、日本語教育に特化したものです。

山下 日本語のコーディネーターは日本語教師の

免許を持っている人がなるとよいと思いますが、それに加えて地域の多文化共生の市民活動や、子供たちの抱える問題をよくわかっている人がなると、より良いと思います。

佐々木 東京支部の佐々木です。共生の議論が広がりすぎていると思います。今回のアンケートから出てきたことを、さらに各支部に具体的に示したものをやっていくのがいいのではないかと思います。かつて支部で子育て支援について東京23区をホームページから調べたことがあります、まとめたあと、その調査をどのように活用するかが課題である、と指摘を受けた経験があります。

今後のすすめ方ですが、課題をより掘り下げることで、その成果と情報をもっと支部に丁寧に伝えることが必要でしょう。これは調査・研究委員会の調査のありかたについての意見です。

中山 東京支部の中山です。港北区国際交流センターのラウンジで何年か日本語のボランティアをしていました。私は木曜日の夜のクラスだったので、働いている人が多くて、日本語が不自由なため働きにくいというような事情の人がいました。そこは1回100円で学期ごとの事前登録制でした。教えるボランティアは日本語教師資格を持っている人と、私のように養成講座を受けた人など、さまざま、いろいろな日本語レベルの人がいるので、個別対応が主です。日本語検定の対策や様々な情報を外国人同士が交換できます。高校生などもそこで勉強できます。このような気軽に集まれる場所を増やすべきだと思います。

それと港北区役所の場合は、英語やスペイン語など対応できる外国語は限定的で、書類を書くなどの難しい手続きについては外国人の手助けをするという対応はあるようでした。ラウンジは土・日にすごく混雑します。また日曜日には子供を連れてお母さんたちの集まりもあります。地域のそう

いう場所や活動をもっと活用することも重要だと思います。

勝又 日本語教育推進法は、学校教育以外の場、職場などにおいても、日本語を学ぶ機会の提供がうたわれています。

中道 奈良県には夜間中学校が公立中学校に併設されるかたちで3校あります。その夜間中学は基本的に公立の昼間の中学校に行っている子供は行けないのです。奈良には公立の夜間中学校とは別にNPOがつくってボランティアが教える夜間の中学校というのがあります。

後藤 東京支部の後藤です。共生の問題を考えるのにも間口が広いので、個別に問題を解決していくしかないと思います。労働者として必要とされている人たちの子どもたちが、教育を受ける機会を十分に与えられていないという現実を放置して

はなりません。それによって社会の分断が生じる危険性があります。漠然と共生するというのではなく、具体的な個別の問題を解決する方法を考えることが重要だと思います。

勝又 調査・研究委員会では、日本語教育の効果的な方法として、コーディネーターの在り方に注目し、そのような役割の人を自治体の公的責任で設置しているところの調査をすすめていきたいと思います。その時、設置基準や人数、費用についてもデータを収集し、政策提言として、コーディネーターを導入する場合の具体的なイメージがわかるようにしていきたいと思います。

鷲見 提言するときに、理念に関することと、実践に関することの2つが重要だと思います。理念の部分については人権を、実践では、コーディネーターの必要性でしょうね。

基調講演

教育・ジェンダー・共生

— あらゆるハラスメントを乗り越えるために —



菅野勝男氏 撮影

認定NPO 法人ウィメンズアクションネットワーク理事長
社会学者・東京大学名誉教授 上野 千鶴子

女子は高学歴を求めなかった？

こんにちは。「おひとりさま」の上野千鶴子でございます。私、今年はずりました。何で東大が私を入学式によんだって言ったらね、東京大学ずうっと女子率2割越さない。今年18%で何とか数字を上げたい、上げないと諸外国に顔向けできないと思っています。あの東京大学に入試不正はございません。女子学生が増えない理由は入試で合格しないのではなく、そもそも女子受験生が増えないからで、女子受験者が増えない理由は女子の成績が悪いからではなく、身も蓋もないことを言ってしまうと親が教育投資を娘にしないからです。浪人してでも頑張れって娘には言わないし、地方の出身の学生だと娘は自分の手元に置いておくというふうには、教育投資に男女の差があるからです。

皆さんよくご存じのとおり高校は全入状態です。大学は90年代半ばに四年制大学進学率が短大進学率を越えました。では頑張って四大に行った女子学生の専攻はというと、そこにジェンダー格差があります。教育って投資です。投資っていうのは、将来にわたって収益を期待するというコストパフォーマンスを考えるものですが、コスパの悪い領域、例えば教養、芸術、語学という専攻に女性が集中しています。

大学まで進学しながら投資効率の極めて悪い専攻分野を女子学生が選ぶのは何故なのか。女子学生が後先考えないからだ、将来にわたる見通しを持たない非合理的な生き物だからだと言っ説明もあり得ます。しかしこうした娘の選択は合理的だと、合理的選択理論で説明したフランスの研究書があります（『娘の学校』）。労働市場への投資よりも結婚市場への投資の方が、投資効率のより高い蓋然性がある、と。もうちょっとベタに言うと、自分が労働者として将来得るであろう地位や収入よりも、結婚を通じて得る夫の地位や収入の方が高いと。日本でもフランスでも1980年代まではだいたいこうでした。

高学歴女子の高級版「手に職」志向

90年代からそれがはっきり変わりました。90年以降の20年の変化は大きかった。この20年に何が起きたか振り返ってみると男女平等法制の整備が行われました。それを背景にして女子学生・女の子が投資対象になってきた。90年代に女子の進学率が上がると同時に、専攻のジェンダー格差に変化が起きました。非常にはっきりした実学・資格志向です。文系では法学部、理系では医学部・保健系の学部集中し、結果として司法試験の女子合格者比率が3割を超し、医師国家試験の女子合格者比率も3割に達するという変化が起きました。

一向に増えないのが工学部と経済学部です。私は東大女子を目の前にしてまいりましたが、東大女子の背後には「おっかさん」という背後霊が立っている。女子が高学歴になるためには母の応援団っていうの

がつかないと絶対に高学歴になれません。その世代の父親だったら、娘に教育つけるとろくなことにならん、などと言うんですけど、母親は、私があんたの学費ぐらい出してあげるからと言って、パートで働いてでも娘の進学を後押しする。こういう母親たちがいて、女が二世帯がかりで達成したのが娘の高学歴でした。この母親たちはかつて一度はOL経験がある女性が圧倒的に多いですから、職場に入ると女がどんな扱いを受けるかってことを骨身に沁みてわかっている。工学部や経済学部っていうのは組織人にならない限り業績が上げられない分野です。だから「女の子は弁護士・医者になりなさい」となる。こうして「手に職」志向の高級版が90年代以降顕著になりました。

大学研究職を目指す女子がぶつかる壁

東京大学のポスト別女子の比率は、2000年に初めて東大白書の中でデータを出してもらいました。学部と大学院には女子は約2割います。大学院生は研究者予備軍なのですが、そのあと大学の教員や研究者になる壁が非常に高いのです。「教授、助教授、講師、ポスト別のデータをちゃんと出せ」と東京大学の人事部に要求して、やっとの思いで出させました。そのときに人事部の言ったことは私今でも覚えております。「本学では性別をもとに採用しておりませんのでそんな統計はありません」と言った。「嘘つけて。持ってるに決まっているんだ、出せよ」って、やっとならしたわけでは。

それを見ると上に行くほど女の比率は下がっており、部局別にみるとやはり経済学部と工学部が低い。当時工学部の教授会の中の女性はゼロでした。アメリカのバークレーやハーバードの比率は3割に達してましたから、東大でどのぐらい女性研究者比率が低いかがわかります。しかもそれが院生までは順調にくるが、そこから後、職に就くときの壁が高いこともわかりました。

母から娘への重すぎる期待

少子化の中で何が起きたかっていうと、娘は投資対象になりました。娘にも息子並みに頑張ってくれ、となりました。今、子どものある家庭で、娘が一人または姉妹のみの家庭は4割に達しています。そうすると4割の家庭では、男児には教育投資を手厚くし、女兒には教育資金を使わないっていう性差別のある教育ができないわけです。事実2000年以降私の目の前に来る東大女子学生の浪人経験率が明らかに増えました。今、母親は娘に息子としての成功も期待しています。しかもそれだけでは十分ではなく、母親は娘に女としての幸せも獲得して欲しいとの期待も持っています。娘はそれにも応えなきゃいけない。私達の世代は「家庭か、仕事か。両方は無理だよ」って言われました。ところが今の娘たちはこの二つの期待に応えなければならない。

「いやぁ大変だね、あんたたちは。もしかしたら私達の時代より重荷を背負っているかもしれないね。娘受難の時代だね」と言っていたら、なんと信田さよ子さんが『母が重くてたまらない』っていう本を書きました。娘は今や母の作品になったと信田さんは言っています。そこで私が信田さんに、「作品なら成功作と失敗作あるよね。成功作なら母親は娘を手放してくれない。大学に押し込んだだけじゃなくて就職のときも支配し、結婚のときこそ自分の出番だといい、孫が生まれたらいいよ乗り込んでくるよね。でも失敗作だったら手放してくれるのかしらね?」と言ったときの信田さんの答えが怖かったです。「それがね、失敗作も一生手放さないのよ」「なんで?」「傍に置いて罵倒し続けるために」。

医学部入試不正

こういう中、医学部に入ろうとする女の子たちを待ち受けていたのが医学部入試不正でしたね。びっくり仰天しました。でも実は女性医師の会は前からおかしいぞと気付いていました。女性の大学進学率があれよあれよと伸びていった真最中に、医師国家試験の女子合格数は横這いだったからです。おかしいぞ。医学部の学部生がほぼ全員医師国家試験受験生なら、女子の国家試験合格者数が増えないのは医学部で女子を増やしていないからか？ つまり入試時点でゲイトコントロールが起きているからかと疑っていました。そうしたらその通りだったことが今回ばれたのでした。

で、いま合格率は三割でほぼ頭打ちです。ただですね、3割というのは面白い数字なのです。政府は今202030って言っています。「2020年までにあらゆる分野における指導的地位に占める女性の割合を30%にする」と。女性は約50%以上いますから本当なら202050であるべきですが、組織論的にいえば30%は意味があると言われます。経営学でも「黄金の3割」と言われるように、ある集団で少数派が3割越すともう少数派ではなくなり、組織文化が変わると言われます。で、30%で良いとして、2020年ってというのは来年です。来年までにほんとにできるのか？

日本学術会議っていうところがありまして、そこにも「女増やせ」って至上命令が出まして、私のようなジェンダー研究者も増えたので頑張ってこんな調査をやりました。行政、政治、メディア、企業などあらゆる分野で202030が本当にできるのか？その現状分析と達成の可能性について論じてもらいました。その結果全ての分野の答えは「インポッシブル」です。現状が低すぎて達成不可能。そうしたら文科省は202030が不可能なので目標を下方修正して、202020にしたと言われています。このときに河野銀子さんという方が素晴らしいことを言われました。「いま義務教育の現場では一般の教員はほとんどが女性で、校長と教頭はほとんど男性。それが子供たちにいかなる影響をあたえるか。そうか、男がトップに立って女が従えばいいのか、ということ子どもたちは日々学んで育つことになる。それでよいのか？」と。

ネオリベ政権の「女増やせ」政策

そういう中に、「女性活躍法」が出てきました、正式名称は「女性の職業生活における活躍の促進に関する法律」。家庭や地域では女はとっくに活躍しているからこれから先は職場で活躍してもらおうという意味です。この支援策を打ち出したのがネオリベ改革政権です。ネオ・リベラリズム、新自由主義。旗を振ったのが小泉政権。政権がメンターとなって男女平等政策を作ってきました。彼らにとって女性の労働力化は「マスト」、女はいまや地上に残された最後の資源なのですから。

それで「女性活躍法」導入が女を働かせるための表番組ならば、その裏番組としてやったのは、労働のビッグバンこと規制緩和でした。緩和に次ぐ緩和の結果、一日単位の派遣さえ可能になり、派遣は全業種にわたって可能な労働の形態となりました。その結果非正規雇用者は全雇用者の4割に近づいています。男性は2割台ですが女性はすごいです、10人中6人が非正規雇用者。こういうことを起こしてしまったのがネオリベ改革でした。

では均等法って何だったのか。「できたけれども私には関係ないわ」という女性を大量に生み出してしまった。私の知り合いの弁護士に言わせるとあの法律は「労働争議の中では使い物にならん」そうです。彼らが結局頼りにするのは均等法ではなく以前からの労働基準法や憲法の公序良俗条項なんだそうです。

ではなんで均等法はできたのかといえば、労働の規制緩和と手に手を携えて出てきたような法律でした。当時私たちの仲間の大沢真理さんという研究者が英語の論文の中で書きました、「男女雇用機会均等法はテイラーメイドの法律だ」って。テイラーメイドって「紳士服仕立て」です。男並みに着こなせる人しか着ることができない服。だから男並みの働き方のできる女しか企業のなかで生き延びられなかったのです。

でもセクハラへの見方は変わった

では「男女雇用機会均等法」、あんなもん作らない方がよかったのかと言うと、ないよりましだったねっていうことを痛感したのが97年の改正均等法でした。あれがセクハラに対する社会の見方を一変させました。セクハラ予防対策は使用者責任となり、セクハラ研修は加害者になる蓋然性の高い男性管理職職員を対象に行われるようになりました。それを後押ししたのが伊藤詩織さんでした。それまでセクハラ犯罪は「顔を出さない犯罪」で、「誰がセクハラするの？ セクハラ被害者はどこにいるの？」と言われてきましたが、勇気ある詩織さんは「私がここにいます」と名乗り出たのです。あのあと風向きが変わりました。企業は問題が起こったら男性側が事実否認のままでも切り捨てるようになりました。年長の女たち、中島京子さんも伊藤詩織さんとの対談の中で、私達の世代がもっとちゃんと声を上げるべきだった、申し訳ないと言いました。被害者が被害者でい続けることは次の世代に対して加害者になることだと、はっきり認める女たちが出てきました。

その結果次々と性暴力被害の判決が出てきました。本日たった今、ここから50キロ離れた東京乃木坂で日本学術会議主催の「岡崎性暴力事件から見えてきたもの」というシンポジウムが行われています。実父が中学生のときから長期にわたって娘を強姦し続けてきた。それに無罪判決がでた。まさか、こんな判決はあり得んやろ、というのでジェンダー法学者や弁護士、法曹関係者の女性たちは怒り狂ってます。いざれ私のやっておりますウィメンズアクションネットワークにこの全編を動画配信いたしますから見てください。けどどすごいなと思うのはね、娘が父をちゃんと告訴して最高裁まで持っていったことです。こういうことは20年、30年前には考えられなかったです。性暴力に対するトレランス（我慢の限度）が著しく低くなった。この流れはもう変えることはできないと思います。

女性の昇進を阻むのは日本型雇用

その間種々の政策を進めてきたのがネオリベ政権ですが、それがもたらしたものは何だったのか。「もともとあった男女格差に加えて女女格差が増えたあ」です。一部の女性たちはテイラーメイドの紳士服を着て働けるようになったけれど、それができない大多数の女たちは「戦力外通知」を受ける、それが今の時代です。

表向きは差別はなさそうですが、トップが男でヒラが女である（教育学用語では「隠れたカリキュラム」）などさまざまな差別が女たちの幼い時から周囲に存在していて、教育投資の男女差が親によって誘導され、私が東大入学式のあのスピーチの中で言いましたように、女の子たちは翼をもがれるということをやられてきたわけですね。

それでも女はようやく働くことが当たり前になりました。でも働き続けられない。なんでかという、

これについて分析がはっきり出ました。最大の壁は日本型雇用です。それは終身雇用、年功序列給与体系、企業内組合の3点セットからなっています。この日本型雇用が変わらないことを予言していた先生が、社会学者の山口和夫さんです。『働き方の男女不平等』という本の中で山口さんは、「働き方の男女不平等は日本企業では変わらない。なぜなら困った均衡でも均衡は均衡だから。一か所を変えると、例えば新卒一括採用をやめるといって、企業の人事システムや昇進や全てを変えなければいけないので、その一角すら変えることができない。その結果、市場の外部に巨大な外部不経済というものを産み出す。それは何かというと、女の力を生かすことができないこと、女の力が死蔵されていること、これは日本の大きな損失である」と、はっきり書いてます。

彼はもう一つ、女性が昇進できないのは「管理職が他の誰よりも長時間労働することが昇進の条件となっており、女性の昇進の最大の壁となっている」からだと言っています。ただ最近一部の経営者の間で次のような問いが提起されました。「長時間労働は昇進の必須条件か。転勤を伴う広域の異動は昇進の必須条件か」。そして一部の経営者ですがこれに対して「ノー」を言うようになりました。パート職員でも管理職はできます。だって皆さんがよくご存じの、各地の女性センターの館長だってほとんど非正規職員ではないですか。このように雇用形態や働き方がポストや賃金と連動する理由は何もない、という声が出てきました。だけど日本では誰よりも長時間職場にいる男が管理職をやって、長期にわたって女を排除してきました。

女性の働く意欲は冷やされ続けた

こうして結局のところ女性たちが働き続けることもできず、昇進もできないって今、何が起こらず、何が起きているかということが問題です。私は東大入学式の祝辞で18歳の子どもたちに通じる日本語で話そうと思って専門用語は極力使わないつもりでしたが、唯一使った専門用語が「アスピレーションのクーリングダウン効果」でした。誰でも人間なら男女を問わず、育ちたい、成長したい、なにごとかを達成したいという要求があります。その要求が、足を引っ張られ、水をかけられ、冷却されるということです。実証研究はいろいろあります。総合職になった女がなぜあんなに簡単にやめるのか。男子学生と同じ動機でやりがいと生きがいを求めて就職した女の子たちが結婚・出産によって、刀折れ矢尽きて辞めていく。

一年間彼女たちは育休とります。該当者の9割が育休をとる、男性は6%です。職場に復帰するとマミートラックと言って時短職場で責任と負担の軽い仕事を与えられる。それは企業からの戦力外通知。これで彼女たちのプライドがズタズタになっていく。そしてエリートの中の夫はエリートである蓋然性が高いので、経済動機で働く必要がない彼女たちは仕事を辞める。自己都合で辞めていくので、出産離職にはカウントされない、とこういうことになっていきます。

女が働き続けられない理由は単に家庭責任があると説明されてきたのですが、それだけではなくて職場のど真ん中にアスピレーションのクーリングダウンがあるからじゃないかっていう仮説を立てて、これを実証したのが、大槻奈巳さんの『職務格差』という本です。大手IT企業が全く同じ資格条件と能力で採用した男女SE（システム・エンジニア）の間に10年経ってみるとスキルの差ができていた。なぜならば女性SEは保守点検業務に固定され、男性SEは新規開拓や顧客担当に配属されたから。こういうことが職場のただ中で起きている。こういうことによって大きな外部不経済が起きているわけです。

女を増やすと何が変わってどう良くなるか

私は今日皆さんがたにこの話をどうしてもしたいと思ってきました。今、「あらゆる分野に女を増やせ」というのは国策です。それに反対する人は少なくとも建て前上は誰もいません。ではその目的は何か。まず「女の過少代表性（under-representation）を是正せよ」ということが言われます。昨年国会で候補者男女均等法というのが全会派、満場一致で決まりましたが、日本の法律は理念法で、罰則規定もなく、実効性がないので、結果、女の議員の数は増えも減りもしませんでした。

それはそれとして、女増やしてどうするの、という問題に戻ります。日本学術会議の女性会員たちは疑問を投げつけました。「男女共同参画は学問を変えるか」と。学術会議の中には男女共同参画委員会というのがあるところ、そこに理工系含めたおっさんたちがたくさん入っていて、女増やすことには熱心です。

「国際競争に勝つには女性差別などしてられない」と言っている。でもこの人たちはジェンダー研究には何の理解も関心もありません。ジェンダー研究と男女共同参画はなんだか相性が悪いようです。それはともかく、まず「男女共同参画は学問を変えるか」と問いました。いろんな分野の研究者に来てもらいました。人文社会分野。ここは言語で研究する分野。言語はジェンダーまみれですから、女性研究者が増えたとこの学問ははっきり変わります、が答えでした。生命科学、ここも、変わりますとの答えが出ました。でも理系は・・・。理系の人たちは「真理は一つです、男がやっても、女がやっても到達する真理は一つです」と言うのです。私は「うーん」。このように男女共同参画と理工系の学問とはどうも相性が悪いような気がするのです。

解の一と二

それはそれとして、なぜ女を増やさねばならないのか、女が増えると何が良いのか、何のために女を増やすのかを考えてみました。こう問いを立ててみると、解の可能性は三つあるようです。一は人口学的な代表性を達成する、つまり男女の構成割合を社会に反映させるのはそれ自体が社会的に公正であるからやるべきだというもの。これは国連フェミニズムに通じ、国連が出す男女平等指数とも関係しますから、この数値を上げるのは良いことだという考えです。

解二はそれが社会の効率性を高め、結局社会全体にとって得になるから、というもの。三は、女を増やすことで、私たちが望ましい社会をつくるため。結論を先に言うと、私は第三の解がフェミニズムの立場だと思っています。後で詳しく述べます。

一つずつ考えてみましょう。第一の解は女を増やすこと自体がゴールですから達成したらその後どうなるかは考えません。そうするとフェアな環境の中で競争をやって、能力のある者が正しく報われる、それはいい、という考え方です。この考え方はプロフェッショナルリズム、能力主義と相性がいいです。機会均等法の考え方もそうですね。

つい先ごろお亡くなりになった原ひろ子さんの研究があります。90年代の女性研究者について彼女は、研究職の分野で同じ地位に到達した男女の研究者の業績を比べて、女性研究者のそれが男性研究者のほぼ二倍あることを実証しました。つまり女は男の二倍の努力をしないと、同一の地位に到達しない。これはアンフェアです。そこで同じ業績を上げたら同じように報われる、こういうフェアネスを追求する。それは一つの答えではありますが。

第二の解は効率性ですね。眠れる資源である女を起こして、もっと生かして社会を活性化しようという考え。これが今企業をダイバーシティ（多様性）に向けて促進するための説得の技術になっています。経営者団体とかに行きますと、「女使うと儲かりませ」というデータいろいろあります。事実儲かります。女性を活用した企業の業績が上がったり利益率が上がったりといったデータや実証研究がいっぱいありますから、そうやって説得して、「その方が得でっせ」と言う。

じゃあ、得だから男女共同参画をやるのか？ 「うーん」と私は思っちゃうんですね。それは何かというと、私たちが欲しい社会に向かって社会は変化すべきだし、変化してほしいと思っているから。過少代表性の是正は手段であって目的ではないと私は考える。儲かるからというのも最終目的ではない。

解の三、男女平等は女が男のようになることではない

どういう方向への変化を欲しているのかということ、私たちはポスト構造主義のジェンダー論というのをやってきましたから理論的な蓄積がある。理論というのはすごいものです。たとえば、「ジェンダーの中に明らかな男女の非対称性がある、それをひっくり返したからといって、男性と女性の項を入れ替えたからといって、それは解にならない」、「ジェンダー概念が非対称な権力概念であることがくっきりはっきりわかったあとには、女が男のようになるということは決してジェンダー平等のゴールではない、なぜならば女性が男性のようになるということは支配する者・差別する者になるということだが、しかし支配者になるためには支配される者が必要になってくる、しかし全員が支配者である社会は考えられない、全員が差別者であるような社会も考えられない、したがって項の逆転は解ではない」、「女が男のようになることは解ではない。したがって項を維持したまま項を逆転することも解ではない」、「女は決して男になりたいわけではない」などなど。

フェミニズムに対する大きな誤解というのは、「あっそう、君たち、僕らみたいになりたいわけ？ じゃあ女捨ててかかってこいよ」。女はこれをおっさんたちに言われ続けてきたわけですよ。私はそれを、「男は自分の用語でしか対象を理解する能力がない、したがって俺たちのようになることを男女平等だと、彼らは自分たちの貧しい想像力の範囲で解釈してしまった」という風に思うわけです。

私たちが求めているのは、違っていても差別されない権利なのですね。それは今日のテーマ「共生」と関わってきます。みんなが同じというのが平等ではなくて、違っていても差別されない権利をひとりひとりが持つということが共生なのです。同じようになるということは少しも解ではありません。

ハラスメントは権力の非対称な関係から生まれる

どんな社会が欲しいのか。べつに女は支配者・差別者になりたいわけでない。フェミニズムとは弱者がそのまま尊重されること、「儲かりませ」じゃなくて、依存的な存在や弱者を排除しないで、その人たちを尊重してゆく社会を創り出してゆくこと。そういうことをなんと30年前に「千鶴子」は言っていました（！）。

人間の生命を生み育てその死を看取るという労働・再生産労働がなぜその他のすべての労働の下位に置かれるのか。これは基本的な問題です。この問いが解かれるまでフェミニズムの問いは永遠に残るでしょう。

女が抱えている仕事とは「ケア」です。そのケアが貶められてきました。外に出て働く女はケアを重荷

だと考えて、どんどんアウトソーシングします。外国人のメイドに、あるいは公共的なサービスに、あるいは祖母力に（それはケアのアウトソーシングのアジア型解決）。

もう時間ですから、これで結論に入ります。今日のテーマはハラスメント。ハラスメント、多いですね。セクハラ、パワハラ、マタハラ、性暴力……。ですけどね、セクハラ対応とかDV支援とかやっている人たちを見るとほんとうに頭下がる、西にセクハラあれば行って支援し、東にDVあればシェルターを紹介し……。でもこれね、もぐら叩きだと思っんですよ。もぐらはぼんぼん出てくるんですよ。でもね臭いにおいは元から絶たなきゃだめ。もぐらが出てくる構造の中に何かあるかと問わなくては。そこにはジェンダーの構造的差別があります。ハラスメントとは権力構造とその濫用の問題です。

権力の無い社会を考えることはできません。権力とはある職務や業務の遂行のために地位に付随した権力、地位に付随した指揮命令権です。それを職務や研究上の業務遂行の範囲を超えて濫用（abuse）したときに「ハラスメント」と言われます。その権力の乱用をしない・させないためにはどうすればいいのだろうか。世の中にまったくフラットで平等な関係はそんなにたくさんはありません。権力の非対称な関係がいっぱいある。その中で圧倒的に強者と弱者の力に大きな差があり、その間に互換性がないというのがケアの関係です。依存的な他者をかかえ込んだとき、人はその他者を自分の思うようにしようとする、それが権力の行使です。上司が部下を、教師が生徒を、親が自分の子どもを……。介護施設の職員も年寄りと思うようにしたくなるそうです。そして思うようにならない相手について手が出る。これが虐待（abuse）です。

ケアから非暴力を学び、安心安全な社会をつくりたい

男でも女でも圧倒的な権力の優位に置かれた時に権力をついつい濫用してしまう快感、センス・オブ・パワーの誘惑はとても大きいものです。その濫用の誘惑に抵抗し続けるほうが、権力を行使することよりはるかに努力の要ることです。ですから子どもを育てて来た女の人たちはどんなに努力されたことだろうと私は思います。子どもが無傷に育ったというのはほんとうに皆さん方が、「いつそひとおもいに」とその子をベランダから投げ落とさなかったからです。そうなっても不思議はないような状況にしながら「権力の乱用を抑制し続ける」という実践を、女という経験は学んできた」のだと思います。

よく10代の子どもたちで、非常に凄惨なリンチ殺人がありますね。ほとんどが男の子です。私はDNAやホルモンでそうになっているとは思わない。赤ん坊で暴力的な赤ん坊はいません。男の子たちは生後わずか十数年で暴力を学ぶ。だとしたら非暴力だって学べるはずだ。暴力をすでに学んでしまった男が育児や介護に手を出すととんでもない虐待が起こる。

だからもっと早い時期から、圧倒的に非対称な権力関係であるケアのもとで非暴力を学んでゆかねばならない。ケアは非暴力を学ぶ実践だと思っんです。そしてその中に男たちを巻き込んでゆくということをやらないと、男も社会も変わらない。ケアをできるだけアウトソーシングしようという方向ではなく、ケアを社会で分かち合うという方向に行くべきです。それがどんなに気の長い目標であっても、当面女を増やせというような男女共同参画の目標よりも、私たちが最後に、最終的に到達したい社会です。それこそが人間の安全保障です。安全安心に生きられる社会を作りたい。そのために女はこれだけいろんなことをやってきたんだというふうに思っています。時間がきましたので終わります。ありがとうございました。

リレートーク

コーディネーター	加納 孝代	副会長
コーディネーター補佐	牧島 悠美子	副会長
リレートーク参加者	上野 千鶴子	WAN 理事長
	中田 慶子	長崎支部会員
	中島 美那子	茨城支部会員
	城倉 純子	茨城支部会員

加納 これからリレートークを始めます。リレートークは人の話に触発されたことを話して頂くというものです。ちょうどリレーで走者が次々にバトンを受け取っては走り出すようなイメージで、それぞれが前に出た話題を手掛かりに、感じたり考えたりしたことを自由に繋いで話して頂くければと思います。フロアにおられる方々もそのリレーに加わって下さい。私は大学女性協会副会長の加納孝代と申します。右隣りが同じく副会長の牧島悠美子さんです。左隣りは基調講演を下さったウィメンズアクションネットワーク（WAN）理事長の上野千鶴子さん、続いて大学女性協会長崎支部の中田慶子さん、茨城支部の中島美那子さん、同じく茨城支部の城倉純子さんです。

【私たちの現場】

中田 長崎支部の中田慶子と申します。いま上野先生から 70 分ほどの講演を聞かせていただきましたが、聞いていた私の印象ではほんの 25 分くらいかと思ったあつという間に、いろんな情報がいっぱい入ってきて、頭の中が整理され、さらに山のように宿題ももらった感じです。私は各地で起きている DV 被害者支援をしたり、現在長崎市で起きているセクハラ裁判支援をしたりしていますが、先生の話聞いて強烈に感じたのは、セクハラ・DV 被害者支援は「もぐら叩き」だということでした。そして私の人生はもぐら叩きだけで終わってはいけないとの思いでした。もう一つは「非暴力は学べる」ということです。暴力を振るわない人

たちを増やしていくしかないと思っています。私たちは若い世代に向けて DV 予防教育というのをしており、そこで強調しているのが、「暴力は加害者が選んだ行為。あなたに 100% 責任がある。でもあなたは暴力を選ばないという選択もできる」ということです。若い人たちは実際自分の生活の中で暴力を選ばないことを実践している場合が多いのです。そのことに気がついてほしい。そしてこのままずっと暴力を選ばないでいてほしい。そう伝えながら、暴力を選ばない人たちを増やしていくと、今改めて決意しました。

中島 茨城支部の中島美那子です。私は大学で、幼稚園教諭や保育士の養成教育に携わっています。さきほどの講演に「女性が女性職を選び続ける限り男女の賃金格差はなくなる」ということができてきました。最近では「保育士職は給料が安い上に長時間労働」とメディアで話題になったからか、この養成課程に入学してくる男性が少し減ったように見えます。その結果ますます私は、女子学生が女性職を選ぶことに手を貸しているのかもしれない、と思いながら聞いていました。もう一つ、私は大学の教養科目で「ジェンダーの現在」という講義を城倉さんと組んでやっています。上野先生のお話の中に、ケアに男たちを引き込んでいこうということが出てきましたが、私もこれまで部外者として座っていた男の子たちを、どうやって授業の中に引き込んでいこうかと考えています。「あなたたちは部外者ではない」ということを何とかして

男の子たちに分ってもらいたいと考えながら、授業を展開しようと思っています。

城倉 私は中島さんと一緒に今、大学で「ジェンダーの現在」という授業をやっている茨城支部の城倉です。男性たちをどう巻き込むかという問題に関連しますが、最近フェイスブック上で次のようなことがありました。自分はイクメンだと自負していたある男性がおりまして、彼は育児休業を取ったり、人にもそれを勧めたりしたので表彰されたり、評判になってツイッターでも人気が出たのですが、その結果妻との関係が悪化したというケースです。フェミニズムに共感してくれる男性を孤立させてはならない、と私たちも気をつけてきたつもりでしたが、こういうことが起こってしまいました。

二つ目はあるシンポジウムでの経験です。男性の企業人が言いました、「日本の中での仕事の定員は決まっている。男性がその既得権を黙って渡すはずがない。だったら女性にはその既得権を分捕ろうというほどの気概が必要だ。だが君たちにはそれがなさそうだ」。それを聞いてがっかりしましたが、同時に男性がやっと本音を言い始めたとも思いました。これもフェミニズム運動の進展の一つの成果です。男性の本音を知って、それを何とかしてゆかなくてはいけないということです。

三つ目は昨日のジュネーブの GWI 大会の報告の中にあつたメッセージです。新執行部は、「パラダイム・シフトがない限り社会は変わらない」と言いました。実際パラダイムを転換しようとして世界各地でいろんな動きがあります。たとえばこれまで極めて政治的だと思っていたノーベル平和賞ですが、今回は性暴力被害者の女性たちを助けたムクウェゲ医師や、IS の性暴力から逃れてきた女性選ばれました。何かが変わってきた、私たちが叫んできた方向に少しずつシフトしているような気がします。

四つ目は、世間では理系に進学する女性を増やそうという動きがありますが、私は経済系に女子がもっと増えることを望んでいます。上野先生のお話にもありましたが、社会全体の問題を経済の視点から分析し、とくにジェンダーの視点から経済の仕組みを見直すには経済学を学ぶ女性が必要です。

加納 基調講演を下さったウィメンズアクションネットワーク (WAN) 理事長の上野千鶴子さんです。今の三人の方々の話の上野さんからコメントを頂けますか。

上野 私の話したことがそれぞれ現場を持っておられる皆さまに、思い当たることがあり、理解し、共感して頂けて嬉しくございます。私のコメントといっても、この場ですぐ役立つ処方箋でもないのですが。城倉さんの話にでてきた企業トップの人のことですが、私だったら直ちにその場でその人に根拠も示しつつ反論します。私たちにはその時その場で一つずつ反論して行って、そうした男性の思い込みを正して目を開かせる、そういう使命もあるのではないのでしょうか。

[セルフケア能力のない男性]

加納 上野さんが講演の終わり近くで言われたことですが、女性はいろんなことを経験する中で、「権力を濫用したい」という自分の思いを抑制するという、そのような良いことを学んできた、それが心に残っています。衣食住というのは伝統的に女がやるべきとされてきた領域ですが、それをアウトソーシングせず、家庭の中で質の高い衣食住生活を実践してきた経験が女の力を強め、その世界を広くて豊かなものにしてきたと思います。そうなら「男が家事をする、男に家事をさせる」という形で、男性もそういう力を身につけたらよいのではないかと。男性も家事は意外と面白いと気付く

かもしれません。男の子に自分の身の回りのことは自分でさせて、衣食住の力を身につけさせるというのも、次の世代を育てる女性や母親の責任ではないでしょうか。

上野 育児・介護能力を身につけるだけでなく、彼ら男性はセルフケアの力がないと思います。私はいま高齢者介護現場に大変詳しいのですが、そこで何が起きているかという、妻が突然病気で数週間入院することになった時、今のおじさんたちはコンビニという強い味方があるので「僕のことには心配しなくていいよ」と言います。でも数週間コンビニ飯を食い続けて完全に体調を悪くする。糖尿病、腎臓病その他生活習慣病が悪くなり、後の回復が大変になる。彼らは食べたものが体に入ったあと、それがどう自分を支えるのか、基本を知らない。そうやって自分の体をぼろぼろにしてゆくの過労死でしょう？そういうことをなぜ日本の親は息子たちに教えてこなかったのでしょうか。

加納 それは親が「勉強しなさい、良い学校に入りなさい、良い会社に入りなさい、会社の中で出世しなさい」と言い続けてきたからではないでしょうか。

中田 今、上野さんが言われた、男の人はセルフケアができない、ということですが、多くの男性が仕事を終えると真っ直ぐ家には帰らず、赤提灯のところへ行って愚痴を聞いてもらってケアをしてもらっています。では私たち働く女性も人にそんなケアをしてもらっているかという、そうではありません。女性はいつ頃からセルフケアの力を学んだのだろうか。男性たちがそこを学ばないで大人になって、とても苦労しているのは事実です。そういう能力について小さい時から親がちょっと意識をすると良いかもしれません。「あなたは男だからそんなことはしなくていいの」という言葉が男性の能力を殺し続け、心身共に病ませているこ

ともあるかもしれません。今の世の中、男女差別の構造がある中で互いの大事な命を守り、互いにその良さをもっと発揮できるような仕組みを作るにはどうしたらよいのでしょうか。私はDVの被害者支援をしていますが、最近加害者の生い立ちやものの考え方について長時間聞くような機会が増えました。そこで分かったのは、この人たちは長い人生の中でとても損をしている、挙句に妻やパートナーとの人間関係でもものすごく苦勞をしている。その責任は彼らにあるにしろ、そうなるに至った背景をいろいろ思うと、今の社会の在り方、価値観、彼らを取り巻く環境が間違っていて、それが人を不幸にしているような気がします。

中島 男の人たちもセルフケアを学ばなければ、という話を聞いて真っ先に思い浮かぶのは我が家の夫です。夫のセルフケアの力がなくなっていると言うのではなくその正反対です。私が大学の教員になったのは11年前で、その前は心理職の非常勤の仕事を経験としていて、その頃は夫が会社員で、夫の収入が上で、私が家事も育児もしていました。あるとき夫が「夢があるから仕事をやめたい、いいですか」と言いました。私が「どうぞ」と言ったので彼は仕事をやめ、調理人になりたいとお店をオープンしたのですが、事情があって現在はアルバイトという状況です。その状況の中で夕飯は全部夫が作ります。土曜や日曜も私が遅く起きてくると作ってくれます。うちの権力構造が変わったのです。その中で、女が何をする、男が何をするではなく、男も女も役割を担うのだ、ということは今、強く感じています。このようにして構造が変われば、男の人たちがセルフケアを学んだり、家事・育児を学ぶというように変わってゆくかもしれません。女性も構造が変わってゆけばセクハラ・パワハラ加害者になってゆくかもしれません。

[DV 加害者の更生プログラム]

城倉 この話の流れは男性もセルフケアの能力を身につけるべきだということですね。中島さんのお幸せな話から一転どん底の話で申し訳ありませんが、私は DV の被害者支援に 2000 年頃から関わっています。本当にもぐら叩き状態で、これでは支援者は疲弊して終わると思うほどです。私自身も体力の限界を感じ、法律や制度を変えなければ駄目だと思って、いろんな団体と協力しながら活動するようになりました。その中で私は DV 加害者の更生プログラムを作らなければいけないと思うようになりました。今の DV 法は被害者を保護する法律で、加害者の更生プログラムは制度化されていません。ある時民間団体の主催するワークショップに出たら、もう目覚めたかつての加害者がいろいろ話してくれました。印象に残ったのは、そのサラリーマンの方が、自分が DV をしているということが分らず、ある日妻と子供が急に姿を消して、そこで初めて自分がしてきたことが DV なのだと気付いたそうです。それまで彼は、「男たるもの必ず正論を言わねばならない、人の上を行かねばならない、男は強くあらねばならない」と思い続けてきたそうです。自分が人より劣っているとか負けていると感じると、悲しい。そのとき女だったら泣くし、子どもだったらわめきます。でも男は家に帰って妻に暴力をふるうのだそうです。淋しさや悲しさという感情を吐露する方法を習ってこなかったから。そういうことを本人の口から聞いて驚きました。ですから私は今、DV 加害者の更生プログラムを作り、逮捕された加害者には「あなたはこの更生プログラムを受講しますか」と問い、「受講しなければ禁固刑〇年です」という仕組みを法制化する運動をしています。

加納 これからマイクをフロアに回しますので、手を挙げて自由にご発言ください。

上原 群馬県から来た上原です。私は加害者をもっと厳しく罰するべきだと思っています。とくに何度も繰り返す加害者の場合は。女性は怖いんです。だから加害者にチップか何かを埋め込んで、その人が近くに來たら何らかの音が出るようにして被害者に知らせてほしいのです。そういう意見を日本中に広めたいのですが。

荒木 兵庫県にある大学から来た荒木です。今、加害者がどこにいるかわかるようなチップを埋めてはどうかという意見が出ました。被害者にしてみれば、加害者がすぐ近くにいると分るだけで、毎日の生活が緊張でいっぱいになって、生きるのに苦しくなってしまうでしょう。私はその前に出た、加害者の更生プログラムをもう少し広めて頂きたいと思います。私の知っている人に加害者がいるのですが、その人は兵庫県のプログラムがあまり良くないので京都まで行ったそうです。どの県でも加害者更生プログラムを充実してもらえればと思います。

加納 中田さん、加害者更生プログラムについてお話しください。

中田 私が関わっているのは DV の加害者プログラムです。それは日本では現在、民間団体によってせいぜい十数か所で行われているだけです。全部の県にはなくて、内容も期間もばらばらで、しかも有料です。でも自分で更生したいと思う人がこういうプログラムにつながれば何らかの効果は期待できると思います。でも今のところ強制力は一切ありません。諸外国で行われているようなちゃんとしたものがほしいのですが、日本では十数年前から内閣府が検討を行いつつも、ずっと先送りです。「加害者にかかるお金があるならば、被害者支援に回すべき」と主張してきた被害者支援団体にも責任があります。ただこの数年は、「被害者を守るために加害者を無害化する必要がある」として、

加害者更生プログラムが必要だとの合意が出来つつあります。

[問題を起こす男性側の原因]

上野 こういうのを聞いていると、男がね、辛い、苦しいと言うのは分るのよ。でもなんで女がその男の面倒をみなければならぬの？ 今起きている問題は女性問題と言うより男性問題ですよ。セクハラ、パワハラ、子供の虐待、年寄りの虐待、みな男性問題なのになんで男性が取り組まないのか、ここで言っても無駄だけど。本当にわからない。どうやって教えたらいいだろう。

中田 おっしゃるとおりセクハラも DV も全部男性問題なのですが、それがなぜか女性問題とされている口惜しさを私たちはずっと抱えてきました。でもなぜかと言うと、困っているのが女性だからなのです。困らない男性は自分の問題とは思わない。それに尽きます。もしも男性がちょっとでも DV したら妻が出て行って彼女は外でルンルン暮らして自分は置いていかれるとか、性暴力をしたら世界中から爪弾きされるというようなことになれば男性は困るでしょうが。

上野 男性が困ったときはもうほとんどが手遅れよ！ 男は男の問題にそもそも気が付かないの？ 何でここまで続くの？ 男性問題を女の集まりで話し続けるというのもデジャビュ（既視感）だし。こんな状況がいつまで続くの？ 本当に彼らは困ってないの？ 蓋を開けて、初めて、辛い、苦しいに気づく、そのくらい鈍感な生き物なの？

城倉 本当に気付いていないと思います。たとえば離婚した場合子どもがいれば「面会交流」というのがあって、今はなるべく親権を取った親とは違う方の親とも合わせなければならない、というようになっています。DV の場合は特別な例とはされていますが、養育費も絡むので、DV の父親が息子

や娘に会いたいと言えば、会いに行かせたりします。子どもは自分がこういう目に合っているのは父親の DV が原因だと知っているので会いたくなくても、養育費のことがあるので無理をして会いに行きます。会っている間は楽しそうに振る舞う。でも家に帰ると自家中毒、下痢、頭痛に苦しみます。母親も子どもをそうした目に合わせた罪悪感から嘔吐や頭痛に苦しみます。それが月に一回繰返されます。男性はその苦しみを理解しません。

中島 私は今幼児保育者になる学生を教育しています。彼らが保育所や幼稚園の実習にいくと、幼稚園などの幼児教育の現場で先生が、「ほら〇〇ちゃん、男の子だから泣かないの」などと言う場面をたくさん見るそうです。「女の子なんだから」よりも「男の子なんだから」の方が多いよね、と学生たちも気付いています。男の子は二、三歳の頃から「感情を出すな、男たるものこうあるべき」と育てられているということが、幼稚園や保育園の現場や家庭でもあるようです。

[女性団体同士、連携しませんか]

上野 こんなことを話し出すと延々と愚痴のこぼし合いになりそう。大学女性協会の任務は政策立案と提言だと言われましたね。私は候補者均等法を実効性のあるものにしたい、そのために何かしたいと思っています。だから今度、必ず衆・参議院選挙来ますから、その時に大学女性協会の皆さま方に、もうちょっと政治的な圧力を行使してほしいと思っています。そのためにきちんとイエスかノーで答えられるような政策リストを提言しませんか？ 私が思いつくのを挙げれば、「性暴力禁止法を作りますか」「男性の育児休暇取得の義務化をやりますか」「養育費強制取り立てを作りますか」「候補者均等法に罰則規定を作りますか」などです。こういうのを沢山ならべて、「〇〇についてど

う思いますか」のようなアバウトな質問ではなくイエスカノーか、やりますかやりませんか、の踏み絵をすべての政治家に踏んでもらい、政党にもちゃんと回答してもらって、それによって大学女性協会が、しっかり圧力をかけられるような団体になってほしいのですが。(フロアから拍手)

沢山の女性関係の団体が共同して提言出しておられても、それはどこかに消えていっている。私たちはロビー活動のたびにいつも空しい思いをしてきました。選挙の時に政党も候補者も一番有権者に弱いのです。今挙げたような政策リストであれば別に政党色ありませんから、それをイエスカノーで聞いていくようなことを、もしも連携しておられる団体の中でおやりになって、選挙をきっかけに何か文面で起こして頂けたら、WAN(ウィメンズアクションネットワーク)も乗らせて頂きます。(フロアから拍手)

鷺見 たしかにちょっと女性団体の方の提言活動の力は現在弱めでして、城倉さんも歯ざしりしていますよね。

城倉 今上野先生にヒントを頂きました。選挙という時期をとらえるのは大事ですね。女性団体も、国際婦人年連絡会の中の政策方針委員会で練って出すとか、あり得ます。いままでそういうことをしていませんが、私もそういうことを言いたいと思います。

上野 一団体でできないことも連携すればできる。何が大事かという、とても良い提案があっても消えてしまうから、「見える化」することです。そ

のためにはネットの拡散力が不可欠です。私どもは全面的に連携させて頂ければ、と思います。

(フロアから拍手)

加納 あっという間に時間が経ってしまいました。では最後に上野さんから、なにか私たちの話を聞かれてのご感想をお願いします。

上野 高学歴女の集まりである大学女性協会は、来る前はちょっと苦手で、できれば避けていた。WANがやってきたのはなんとといっても「私が解放されたい」「私から問いを立てる」「個人的なことは政治的である」ということでした。この二、三年風向きが変わった実感があります。若い人たちが躊躇わず「フェミニスト」と言ってくれます。私たちが集会を開くと若い人の参加が増えてきました。若い人を巻き込んで世代の層を厚くして、私たちのやってきたことを次にバトンタッチしてゆくということがすごく大事だと思うのです。縦の連携と横の連携。女性同士の集まりはそんなに仲良くはないのですが、でももともとの少数派が互いに諍いをしていてどうするのって思いますから、先ほども提案しましたが、なにか一緒にやるようなことがあればお互いに連携し合って縦にも横にも広がりを作り、もっと堂々と「日本にフェミニズムってちゃんとあるよ」と大きな声で言い、若い人たちがそれを名乗れるような、そういう社会になって行けばいいな、そういう連帯が、私がここにいることでまた一歩先に進められればいいなって、本当に思いました。お招きくださってありがとうございました。(フロアから拍手)

全国セミナーを終えて

企画委員長 加納 孝代

今年の全国セミナーのテーマは「教育・ハラスメント・共生」、副題は「あらゆるハラスメントを乗り越えるために」でした。昨年秋以来、乳幼児・児童の虐待事件が頻発し、その背後にDV(Domestic Violence)も指摘され、「ハラスメント」が今日の日本社会の大問題であると感じられたからです。

ハラスメントにはいわゆるセクハラやDVなどの性暴力のほか、職場や教育現場でのパワハラ、障がい者や高齢者や弱者への虐待があり、その様態は多岐にわたります。ボランティアのNPO団体はハラスメントの被害者を守り、その人々が平穏な日常を取り戻せるように、精一杯の支援活動をしています。資金も人手も到底間に合いません。その中で加害者に厳罰を望む声も高まり、性犯罪を繰り返す人には発信機をつけるべきだという声もあれば、それに反対する意見もあります。

人間の幸せな感情の原点は平和な日々の継続だと思いますが、ハラスメントをする人は、自分の手でその幸せを破壊しているようにさえ見えます。ハラスメントの具体例を見ると、自分の感情のコントロールが出来ない人間的未熟さに起因するものが多くあります。自分が相手より強いことを見せつけたい、人の上位に立って権力(影響力)を振りたい、人の痛みや悲しみが分からない、自分の行動が結果的に周囲も自分も不幸にすることを想像することができないと言うのは、要するに大人になれていないことの現れです。親も社会も、子供をもっときちんと育てるべきだったのではないのでしょうか。

暴力的な人はいつも、どこにもいるものだ、と諦めるのではなく、人は変わり得る、教育や社会によっても人は変り得る、との希望を持ちましょう。ハラスメントに関わる討議のなかではたびたび「暴力を選択しない人を育ててゆこう」という意見が聞かれました。教育の目的、目標は、成熟した大人になることではないだろうか、「成熟した大人」とは、人を不幸にしない人、それどころかむしろ人のケアや介護ができる人を意味するのではないだろうか、「教育」と「ハラスメント」と「共生」はそのような形でつながるのではないだろうか、そうした深い示唆が得られたセミナーでありました。

今回の全国セミナーでは、ウィメンズアクションネットワーク理事長の上野千鶴子先生をお迎えしたことにより、十数名もの本協会の会員でない方々の参加がありました。女性団体どおし、これからも積極的に連携を図ってゆきたいとの声があがりました。

もう一つ、このセミナーではプラスヴォイスという会社のお世話になりました。これは聴覚障がいを持つ方のために音声文字化技術を持っている会社です。「自分は聴覚障がい者です」と名乗っての参加申込がなかったため、セミナーの現場では音声の文字変換を表示しませんでした。UD(Universal Design) トークというアプリの存在を知りました。スマートフォンでこの無料アプリを起動させて音声を吹き込むと、随時それが文字化されて画面に出てきます。聴覚障がい者との会話に有益なのは言うまでもありませんが、一般に音声データを文字で記録する際に広く活用できることも分かりました。

このように多くの皆さま方のご支援とご協力のうちに全国セミナーを終えることができました。心より感謝申し上げます。

アンケート結果報告

A. 概要

全国公開セミナー

日 時：2019年10月19日（土）、20日（日）

場 所：国立女性教育会館（埼玉県比企郡嵐山町菅谷）

B. 参加者

申込者：102名

来場者：第一日 68名、第二日 91名（二日分合計延人数：159名）

アンケート回収数：31枚

参加者の年代：20代…2名、30代…なし、40代…2名、50代…6名、
60代…10名、70代…10名、80代…1名

C. 内容の評価

選択肢：期待以上／普通／期待以下

・テーマについて	期待以上	22名
・第一日 発表について	期待以上	21名
・第二日 分科会について	期待以上	18名
・基調講演（上野千鶴子さん）	期待以上	23名
・リレートーク	期待以上	22名

*「普通」「期待以下」の評価はごく少数。無回答が少数あった。

感想（自由記述）23名が記述。おおむね好評であった。以下4つを抜粋する。

- ① 今回初めての参加となりました。上野千鶴子先生の講演を聞きたくて申し込みました。社会の中で女性として頑張られている諸先輩方と話す機会を持てたことが有意義でした。地元に戻っても、異なる形で勉強会等を開きたいと思います。刺激を受けた時間となりました。（40代・非会員）
- ② どの報告も地域での生活や日本社会のこれからにとって重要なことで、興味深く聞きました。いまやっている調査の背景についてわかりやすく説明していただき、今後が楽しみです。（50代・会員）
- ③ ジェンダーの問題は、人と人がここちよく生きる上で広く関係している大きな課題であることを、この度のセミナーに参加して理解できました。（60代・会員）
- ④ 参加者の皆様、熱意とパワーのある方々ばかりで、様々な分野、様々な角度から（懇親会や雑談を含め）いろいろなことを学びました。大学女性協会の今日的役割をよく理解できた気がします。（70代・会員）

D. 注 文

- ① 「もっと交通の便のよいところでしてほしい」（1名）、「都内でしてほしい」（1名）
- ② 二日目の閉会時刻（16時30分）を、もっと早くしてほしい（1名）
- ③ 分科会の内容を前もって知りたかった（1名）

E. 今後とりあげてほしいテーマ（12名から希望・提案があった）

児童虐待、性犯罪、ジェンダー、男性学、リプロダクティブ・ヘルス etc.

一般社団法人大学女性協会 2019年度全国セミナー担当委員

総括	会長	鷺見八重子
企画委員長	副会長	加納 孝代
実行委員長	副会長	牧島悠美子
実行副委員長	理事	森川 淳子

企画委員会

勝又 幸子	窪田 憲子	城倉 純子	田邊 光子	端本 和子	伴 紀子
牧島悠美子	森川 淳子				

実行委員会

穂田 信子	市川知恵子	岩村 道子	植松ちどり	梅田 和子	江原 孔江
太田 恵子	柏木 京子	勝又 幸子	河井 尚子	菊池摩耶子	木村 和子
窪田 憲子	桑折 美子	坂上栄美子	佐々木澄子	嶋田 君枝	城倉 純子
鈴木千鶴子	竹井香州子	田邊 光子	中村 礼子	中山 正子	中山 律子
縄田眞紀子	西田 節子	西向みち子	野瀬久美子	端本 和子	長谷川瑞穂
早川 恵子	伴 紀子	藤谷 文子	藤森 絢子	細田 照子	松崎 和子
松村 和子	三木谷節子	山下いづみ			

報告書作成

加納 孝代	嶋田 君枝	端本 和子
-------	-------	-------

本部事務職員

外谷久美子	中島 鏡子
-------	-------

JAUW 全国セミナー2019
教育・ジェンダー・共生
—あらゆるハラスメントを乗り越えるために—

発行	2020年2月29日
発行者	一般社団法人 大学女性協会 〒160-0017 東京都新宿区左門町 11-6-101 TEL : 03-3358-2882 URL : http://www.jauw.org
印刷	ヤマノ印刷株式会社 〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 1-6-15 井門神田駅前ビル TEL : 03-3253-8851 FAX : 03-5297-2713

